

◆活動体制を速やかに確立するために

第1節 災害対策本部の組織・運営

《計画の方針》

大規模な地震が発生したときは、速やかに市災害対策本部を設置し、全市を挙げて災害対策活動に従事する必要がある。

従って、適切な災害応急活動を実施するに当たり、役割分担を明確にするとともに、その初動体制及び事務分掌を定める。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	職員の動員、災害対策本部の設置、 第1回災害対策本部会議の開催
3 時間以内	第2回災害対策本部会議の開催 関係機関へ防災会議への出動を要請
6 時間以内	災害救助法に基づく救助
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	本部組織の見直し再編
1 週間以内	
1 カ月以内	激甚法、災害指定を受けた復旧事業の実施

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 応急活動体制の基本事項	各班	市民、事業所、ボランティア等
2 災害対策本部等の設置・廃止基準	防災対策班、各班	国、県、各機関
3 災害対策本部の組織・運営	防災対策班	各機関
4 動員体制	各班	
5 職員の動員・参集	各班	
6 防災関係機関の活動体制	防災対策班	各機関

1 応急活動体制の基本事項

(1) 応急活動の基本

① 応急活動の種類

災害応急対策は、次の5種の活動からなる。

- ア 人命救助活動
- イ 消火活動
- ウ 情報活動
- エ 救急医療活動
- オ 避難活動

② 人命優先主義

災害応急対策で最も重要な基本原則は、市民の生命及び身体を災害から保護することである。このため、人命救助を優先する。

③ 消火活動の優先

被害の拡大を防止するため、火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先する。

④ 市民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る。自らの地域は自らで守る」との認識に立って、自らの身の安全を確保した後は、初期消火、救出救助、避難誘導など地域住民がお互いに助け合い、協力する。

⑤ 情報活動

震災が発生した場合、情報は適切な災害応急対策を導く基礎であり、迅速かつ正確な情報の把握がその後の対策の成否を左右すると言っても過言ではない。このため、ただちに情報伝達体制を確保し、市各部所、防災関係機関等との連携を緊密にし、迅速かつ正確に情報を収集・伝達する。

(2) 総合的な応急対策

① 防災関係機関の相互連携

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、通常の消防力、医療能力などの能力をはるかに超えるニーズに対応する必要がある。

そのため、近接自治体との相互応援連携が必要であり、早期の連絡及び受け入れ体制の確立に努める。

② 市民、事業所及びボランティア等との相互連携

大規模な震災に対しては、市及び防災関係機関が協力し連携しても、一定の限界がある。このような場合、発災直後の初期消火や救助救出を始め、市民、事業所及びボランティア等の防災活動が、その後の被害を軽減するのに大きな力を発揮する。

こうした点を踏まえ、市民、事業所及びボランティア等の協力を広く求め、市との連携協力により災害応急対策を展開する。

③ 複合災害への対応

複合災害が発生した場合は、マニュアルどおりに運ぶとは限らない。その

ため、災害対応に当たる要員や資機材等が十分でない可能性があることに留意し、これらの投入時期を判断して、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

2 災害対策本部等の設置・廃止基準

市は、地震災害が発生した場合、民間団体、市民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。

このため、市は災害警戒対策室、災害警戒対策部または災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行に当たる。

名称	災害対策本部	災害警戒対策部	災害警戒対策室
設置場所	市役所第2会議室 〔市役所が使用不能の場合〕 大館市総合福祉センター	市役所第1会議室 または第2会議室 〔市庁舎が使用不能の場合〕 大館市総合福祉センター	危機管理課 〔市庁舎が使用不能の場合〕 大館市総合福祉センター
設置基準	1 市域に震度5（強）以上の地震が発生した場合 2 その他市長が必要と認めた場合	1 市域に震度5（弱）の地震が発生した場合 2 その他総務部長が必要と認めた場合	1 市域に震度4の地震が発生した場合 2 その他危機管理課長が必要と認めた場合
構成員	（第3動員） 本部長 市長 副本部長 副市長、教育長 本部員 各部長、 比内・田代総合支所長、 財政課長	（第2動員） 部長 総務部長 部員 各部長、 比内・田代総合支所長、 財政課長	（第1動員） 室長 危機管理課長 室員 指名職員

■表3-1-1 大館市災害対策本部等設置基準早見表

（1）大館市災害対策本部

① 災害対策本部の設置

災害対策本部は、「災害対策基本法第23条の2第1項」の規定に基づき、市域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、「大館市災害対策本部条例」に従って設置する。本部を設置したときは、市庁舎等に「大館市災害対策本部」の標識等を掲げる。

◆大館市災害対策本部条例

（資料1-3）

② 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として、市役所第２会議室とする。

③ 災害対策本部の設置基準

災害が発生し、また発生する恐れがある場合で、かつ次の基準に該当し必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。

ア 市域に震度５強以上の地震が発生したとき。

イ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

④ 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、災害対策本部が応急対策を終了し、さらに被害が拡大する恐れが無いと認められるときは、事後の体制を定めたうえで災害対策本部を廃止する。

⑤ 設置及び廃止の周知

危機管理課長は、本部を設置または廃止したときは、速やかに次により周知及び公表する。

連絡担当部	報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法
総務部	市各部局	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭、FAX、職員用掲示板システム、職員用メール、その他迅速な方法
	県、自衛隊、警察	秋田県総合防災情報システム、電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	災害時相互応援協定締結市町村	電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	防災関係機関	電話、口頭、その他迅速な方法
	市民	緊急情報メール、ホームページ、ツイッター、報道機関に依頼、その他迅速な方法
	報道機関	電話、口頭、文書
各部局	市出先機関	防災行政無線、電話、口頭、FAX、職員用掲示板システム、その他迅速な方法

■表３－１－２ 周知または公表の方法

⑥ 現地災害対策本部の設置

ア 災害対策本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。

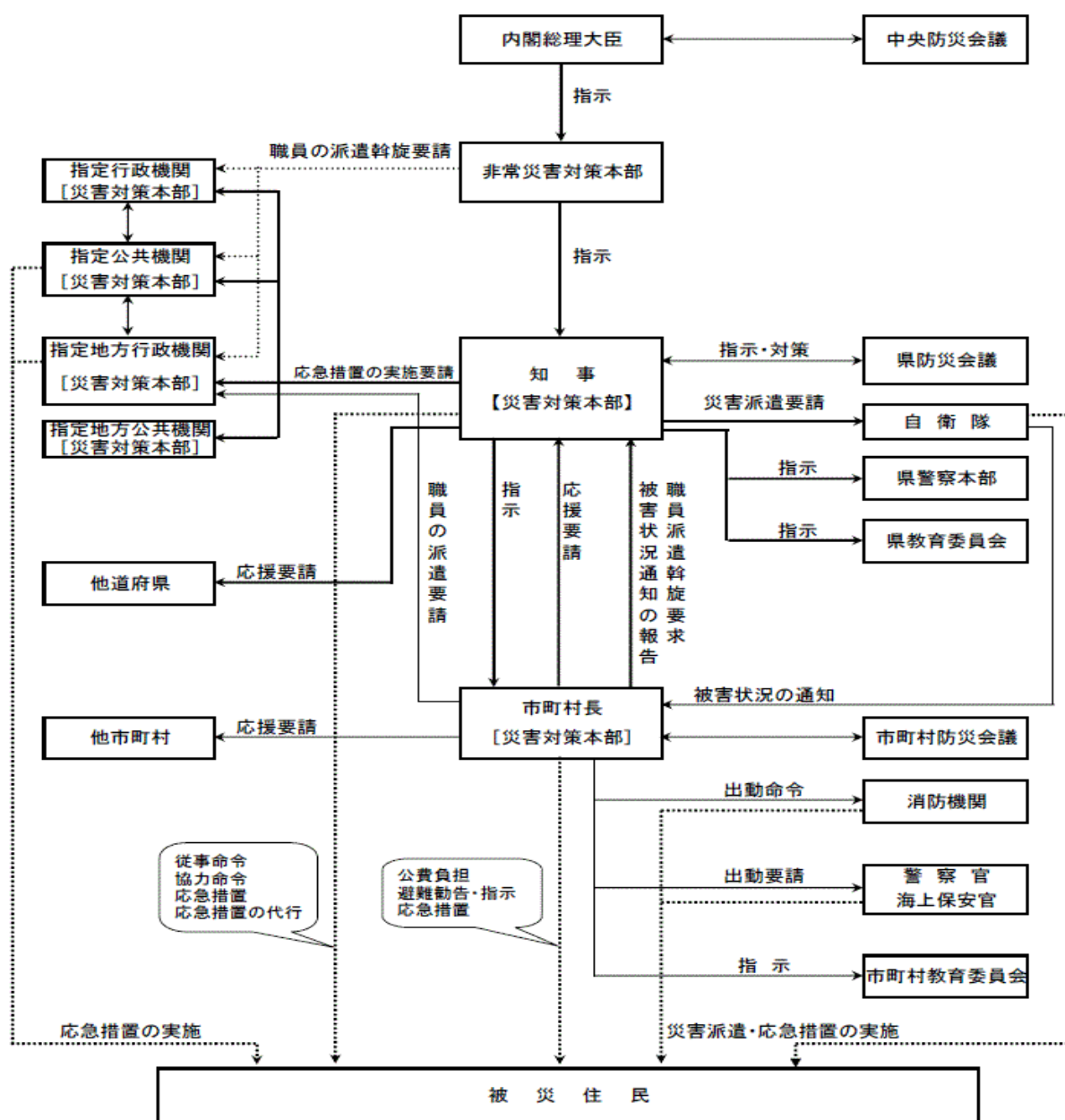
イ 現地災害対策本部長及び同本部員等については、災害対策本部長が指名する者を充てる。

ウ 現地災害対策本部は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずる。

⑦ 国、県災害対策本部との連携

市は、県の災害対策本部、国の非常（緊急）災害現地対策本部及び災害対

策支部との連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を実施する。市、県、国を含む総合的な防災体制は次のとおりであり、相互に連絡調整を図る。



■ 図 3 - 1 - 1 総合防災体制図

(2) 大館市災害警戒対策部

① 災害警戒対策部の設置

災害警戒対策部は、本市の地域に震度 5 弱の地震が発生した場合等に設置する。

② 設置場所

災害警戒対策部の設置場所は、原則として、市役所第 1 会議室または第 2

会議室とする。

③ 組織及び運営

ア 災害警戒対策部は、各部長、比内・田代総合支所長及び財政課長で構成する。

イ 各部局の第1、第2動員の職員は、所属の事務分掌に基づき行動する。

ウ 情報収集及び応急対策等のための事務局を危機管理課に置く。

④ 所掌事務

災害警戒対策部の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害情報の収集等

イ 防災関係機関との連絡調整

ウ 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策

エ その他市長からの特命事項

⑤ 災害警戒対策部の廃止

総務部長は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき、または災害対策本部が設置となったときは、災害警戒対策部を廃止する。廃止の通知は災害対策本部と同様とする。

(3) 大館市災害警戒対策室

① 災害警戒対策室の設置

災害警戒対策室は、本市の地域に震度4の地震が発生した場合等に設置する。

② 設置場所

災害警戒対策室の設置場所は、総務部危機管理課とする。

③ 組織及び運営

ア 災害警戒対策室は、危機管理課職員とあらかじめ定められた総務部の職員で構成する。

イ 各部局の第1動員の職員は、所属の事務分掌に基づき行動する。

④ 所掌事務

災害警戒対策室の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害情報の収集等

イ 防災関係機関との連絡調整

ウ 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策

エ その他市長からの特命事項

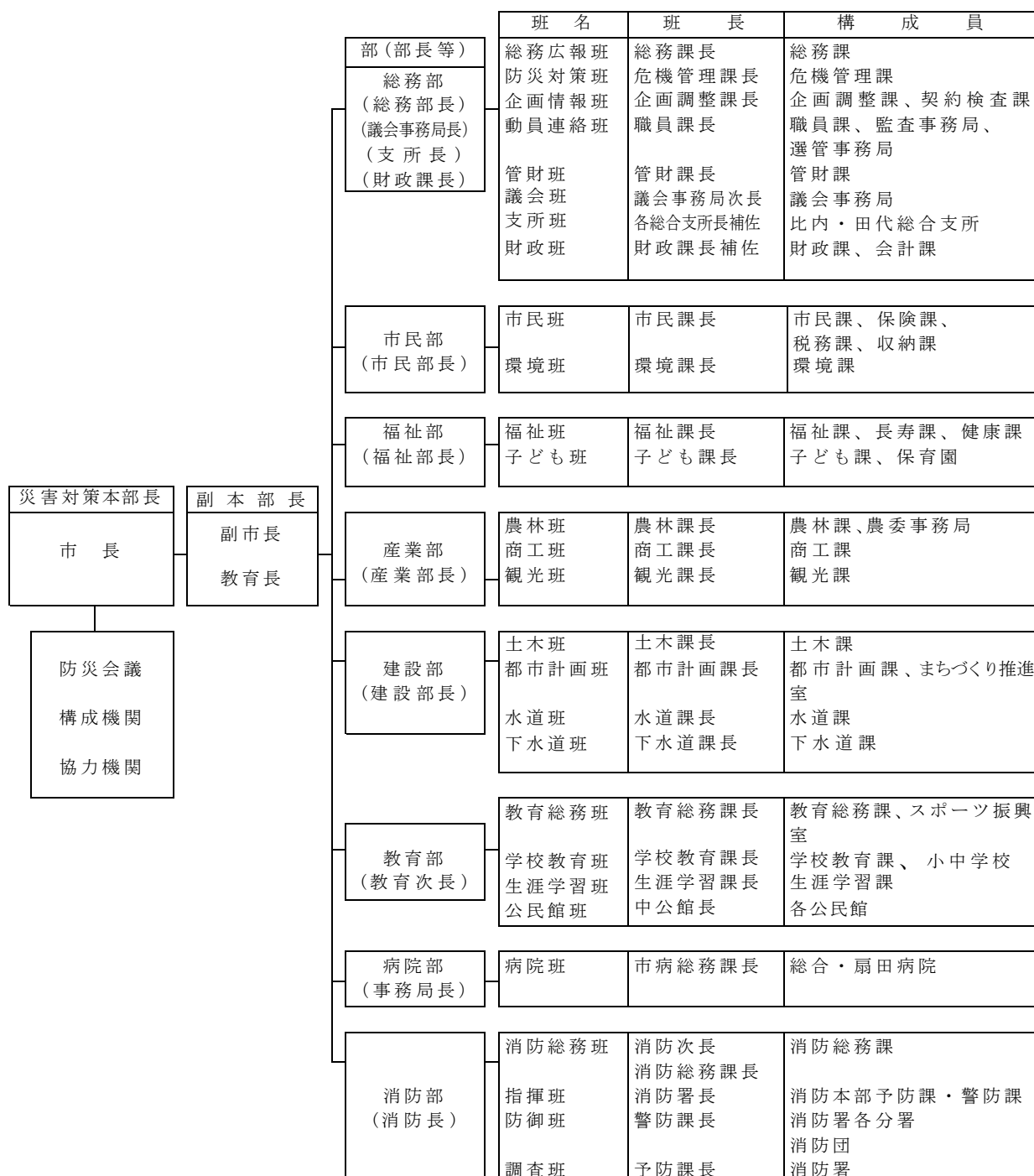
⑤ 災害警戒対策室の廃止

危機管理課長は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したときや、災害警戒対策部または災害対策本部が設置となったときは、災害警戒対策室を廃止する。

3 災害対策本部の組織・運営

(1) 災害対策本部組織図

災害対策本部は本部長を市長、また、副本部長を副市長及び教育長とし、本部には部を設け、各部長が本部員を構成する。



■ 図 3 - 1 - 2 災害対策本部組織図

(2) 災害対策本部設置の決定

災害対策本部の設置は、市長が決定する。市長に事故があるとき、または欠けたときは、副市長が決定する。副市長にも事故があるとき、または欠けたときは教育長が決定する。副市長及び教育長にも事故があるとき、または欠けたときは、総務部長が決定する。

市長への被害情報等の連絡は、次により行う。

決定者	代決者		
	1	2	3
市長	副市長	教育長	総務部長

■表 3 - 1 - 3 災害対策本部設置の決定者

市長への報告者	代行者	
	1	2
総務部長	消防長	危機管理課長

■表 3 - 1 - 4 市長への報告者

(3) 運営

① 本部の運営

本部における各班の事務分担及び運営等については、次の(4)各部の事務分掌による。

なお、本部長に事故等があるときは、次の順により、その職務を代理する。

本部長	代理者		
	副本部長		
	1	2	3
市長	副市長	教育長	総務部長

■表 3 - 1 - 5 本部長の職務代理者

② 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため、必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮する。

③ 職員の健康管理及び給食等

総務部長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配慮し、適切な措置を取る。

④ 関係者以外の立ち入り制限

本部は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立ち入りを制限する。

(4) 各部の事務分掌

本部に置く部の事務分掌については、次のように定める。ただし、特例として本部長は、災害の状況等により必要があると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び事務分掌を定めることができる。

※は班長を表す

部	班	課	業 務 内 容
総務部	総務広報班 ※総務課長	総務課	1 本部長及び副本部長との連絡に関する事 2 各部、協力関係機関及び町内会との連絡調整に関する事 3 車両の確保及び配車に関する事 4 輸送協力機関への協力要請に関する事 5 避難者及び負傷者の輸送に関する事 6 その他輸送全般に関する事 7 殉職者に対する慰霊措置に関する事 8 災害見舞者の応接に関する事 9 報道関係機関への連絡等に関する事 10 市民への情報発信に関する事 11 災害記録写真に関する事 12 その他広報全般に関する事 13 その他、他の部に属しない事項に関する事
	防災対策班 ※危機管理課長	危機管理課	1 災害対策本部会議に関する事 2 気象予警報の受理、伝達に関する事 3 災害情報の収集、総括に関する事 4 防災会議に関する事 5 県等への報告・連絡に関する事 6 災害の公示及び災害報告に関する事 7 被害情報の取りまとめ、災害記録に関する事 8 自衛隊の派遣要請要求に関する事 9 県、他市町村及び関係機関への応援要請に関する事 10 防災行政無線の確保に関する事 11 備蓄物資の供給に関する事 12 生活必需品の調達に関する事 13 火災を除く災害証明に関する事 14 現地災害対策本部の開設に関する事 15 電気関係機関及び業者との協力要請に関する事
	企画情報班 ※企画調整課長	企画調整課 契約検査課	1 国会議員、各省庁関係者の応接に関する事 2 要望陳情に関する事 3 外国人被災者相談窓口の開設に関する事 4 海外からの見舞い等に関する事 5 避難所及び収容者の把握及び広報に関する事 6 緊急医療機関の指定及び連絡に関する事 7 救護所設置について県との連絡に関する事 8 ボランティアの受け入れに関する事 9 救援物資の受付、保管及び配分に関する事 10 応急物資の購入、保管及び出納に関する事 11 その他情報対策全般に関する事

部	班	課	業 務 内 容
総務部	動員連絡班 ※職員課長	職員課 監査事務局 選管事務局	1 職員の動員に関する事 2 職員等の派遣要請及びあっせんに関する事 3 職員の被害調査に関する事 4 災害応急対策従事者の公務災害補償に関する事
	管財班 ※管財課長	管財課	1 市庁舎等総務部所管の被害調査及び応急対策に関する事 2 市有物件の損害調査及び応急対策に関する事
	議会班 ※議会事務局 次長	議会事務局	1 市議会との連絡に関する事 2 総務部に属する各事務の協力に関する事
	支所班 ※各総合支所 長補佐	比内総合支所 田代総合支所	1 比内・田代地域の被災状況調査、情報収集、記録、報告及 び広報に関する事 2 総務部及び他の部に属する各事務の協力に関する事
	財政班 ※財政課長 補佐	財政課 会計課	1 災害に伴う予算経理に関する事 2 義援金の受納に関する事 3 補助及び金融に関する事 4 市税の徴収猶予及び減免措置に係る指導に関する事 5 その他財政全般に関する事
市民部	市民班 ※市民課長	市民課 保険課 税務課 収納課	1 市民班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 避難所の開設、運営に関する事（公民館班も対応。必要 に応じ全庁で対応） 3 避難者名簿の作成に関する事 4 食糧品及び生活必需品の調達に関する事 5 避難者及び負傷者の輸送に関する事 6 遺体の収容及び埋火葬並びに慰霊に関する事 7 生活相談に関する事 8 防犯に関する事 9 税の徴収猶予及び減免措置に関する事 10 り災証明発行補助に関する事 11 その他救助全般に関する事
	環境班 ※環境課長	環境課	1 環境班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 ごみ、し尿の処理処分に関する事 3 トイレ利用の確保に関する事 4 清掃用車両及び作業者の確保に関する事 5 消毒に関する事 6 消毒資機材及び薬品の調達に関する事 7 その他清掃全般に関する事
福祉部	福祉班 ※福祉課長	福祉課 長寿課 健康課	1 福祉班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 福祉施設に係る被害調査に関する事 3 見舞金の配布に関する事 4 奉仕団体の派遣に関する事 5 日赤等が行う炊き出しに関する事 6 災害ボランティアの受け入れに関する事 7 避難行動要支援者の避難支援に関する事 8 避難行動要支援者の避難所生活に関する事 9 要支援世帯のり災援護に関する事 10 義援金等の配分に関する事 11 その他福祉全般に関する事 12 医療救護の応援要請に関する事 13 防疫に関する事 14 救護所の設置に関する事

部	班	課	業 務 内 容
福 祉 部			15 防疫資機材及び薬品の調達に関する事 16 医師会との連絡調整に関する事 17 避難者(避難所外避難者含む)の身体及び心のケアに関する事 18 その他保健衛生に関する事
	子ども班 ※子ども課長	子ども課 保育園	1 子ども班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 児童福祉施設の被害調査に関する事 3 園児の避難及び救護に関する事
	農林班 ※農林課長	農林課 農業委員会	1 農林班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 農林業に係る被害調査に関する事 3 農作物の被害防止及び病虫害の防除に関する事 4 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事 5 農作物及び森林の被害調査並びに応急対策に関する事 6 農薬、肥料の確保及び配分に関する事 7 家畜伝染病の予防及び施設等の復旧に関する事 8 死亡獣畜処理の相談に関する事 9 家畜飼料の調達、配分に関する事 10 林産物及び復旧用木材のあっせんに関する事 11 農林畜産関係の資金融資等に関する事 12 農林業に係るり災証明に関する事 13 その他農林全般に関する事
産 業 部	商工班 ※商工課長	商工課	1 商工班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 商工関係業者の被害調査に関する事 3 物資の流通及び物価の安定対策に関する事 4 被災失業者の職業相談に関する事 5 被災中小企業者に対する金融措置に関する事 6 その他商工全般に関する事
	観光班 ※観光課長	観光課	1 観光班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 避難者の入浴サービスの提供に関する事 3 その他観光物産関係全般に関する事
建 設 部	土木班	土木課	1 土木班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 道路などの障害物の除去に関する事 3 道路、橋、堤防等の被害調査及び応急対策に関する事 4 通行不能箇所等の表示に関する事 5 河川の被害調査及び復旧に関する事 6 河川の漂流物の除去に関する事 7 各道路管理者との連絡調整に関する事 8 その他土木全般に関する事
	都市計画班 ※都市計画課長	都市計画課 まちづくり推進室	1 都市計画班所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 市有建築物及び施設、設備の応急対策に関する事 3 建築物等の応急危険度判定に関する事 4 応急仮設住宅の建設工事及び被災住宅の応急修理工事に関する事 5 市営住宅等の被害調査及び応急対策に関する事 6 公園施設に係る被害調査及び応急対策に関する事 7 住宅建設の融資あっせんに関する事 8 都市交通に係る被害調査及び応急対策に関する事

部	班	課	業 務 内 容
建設部			9 その他都市計画、建築全般に関すること
	水道班 ※水道課長	水道課	1 水道班所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 被害情報の収集、記録、報告及び広報に関すること 3 関係機関への応援要請及び受け入れに関すること 4 車両及び無線の調達に関すること 5 応急給水に関すること 6 断水の巡回広報に関すること 7 市民の相談対応に関すること 8 災害に伴う水道料金の減免に関すること 9 被害状況の集約に関すること 10 配水調整に関すること 11 水質検査に関すること 12 その他水道全般に関すること
	下水道班 ※下水道課長	下水道課	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3 合併処理浄化槽の被害調査及び応急復旧に関すること 4 市民の相談対応に関すること 5 その他下水道全般に関すること
教育部	教育総務班 ※教育総務課長	教育総務課 スポーツ振興室	1 教育及び学校施設の被害調査並びに応急対策に関すること 2 社会教育、体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 学校施設に対する集団避難の受入対策に関すること 4 臨時校舎の開設に関すること 5 その他教育及び社会教育全般に関すること
	学校教育班 ※学校教育課長	学校教育課 小中学校	1 児童生徒の避難及び救護に関すること 2 保健衛生及び学校給食保全措置に関すること 3 被災児童、生徒の教科書、学用品の調達に関すること 4 児童生徒の心のケアに関すること
	生涯学習班 ※生涯学習課長	生涯学習課	1 文化財等の被害調査及び保全対策に関すること 2 文化施設に係る被害調査及び応急対策に関すること
	公民館班 ※中央公民館長	各公民館	1 公民館施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 避難所の開設、運営に関すること（市民班も対応。必要に応じ全庁で対応）
病院部	病院班 ※市病総務課長	総合病院 扇田病院	1 現地医療救護班の編成に関すること 2 協力医療機関との連絡調整に関すること 3 傷病者の医療措置に関すること 4 医療器具及び医療品の調達に関すること 5 検疫に関すること 6 遺体の検視に関すること 7 その他医療全般に関すること
消防部	消防総務班 ※消防次長 ※消防総務課長（次長が兼務の場合）	消防総務課	1 部内の被害調査の集計及び報告に関すること 2 消防協力者の災害補償に関すること 3 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関すること 4 消防職員、団員の配食に関すること 5 関係機関との連絡に関すること
	指揮班 ※消防署長	消防本部 予防課・ 警防課	1 消防職・団員の動員に関すること 2 消防部隊の指揮、運用に関すること 3 災害現場の連絡調整に関すること

部	班	課	業 務 内 容
消防部			4 災害情報の収集に関すること 5 警防資機材の調達に関すること 6 消防応援要請に関すること 7 通信に関すること 8 災害情報及び気象予警報の収集、伝達に関すること 9 その他指揮全般に関すること
	防御班 ※警防課長	消防署各分 署 消防団	1 災害の防御及び警戒に関すること 2 避難勧告、指示及び誘導に関すること 3 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること 4 警戒区域の設定に関すること 5 その他警防活動全般に関すること
	調査班 ※予防課長	消防署	1 被害調査に関すること 2 火災原因及び損害に関すること 3 火災に係る証明の発行に関すること 4 その他予防全般に関すること （なお、消防部は災害の程度や必要に応じ、事務分掌に関わらず部全体で災害対応する。）

■表 3 - 1 - 6 大館市災害対策本部の事務分掌

（５）災害対策本部会議の開催

① 本部員の招集

本部長が、必要と認めるとき招集する。

② 協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員で組織し、おおむね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

ア 災害救助法の実施に関すること

イ 本部の活動体制に関すること

ウ 被害状況視察隊の編成に関すること

エ 災害応急対策の実施及び調整に関すること

オ 他市町村に対する応援要請の要求に関すること

カ 自衛隊の災害派遣要請の要求及び配備に係る調整に関すること

キ 災害広報に関すること

ク 県、国に対する要望に関すること

ケ 見舞金の給付に関すること

コ 災害対策本部の廃止に関すること

サ その他重要な事項に関すること

なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他の必要な事項について、随時、本部会議に報告する。また、会議の庶務は危機管理課が担当する。

（６）県との連携

県との間では、平常時から定期的に担当者間の意見交換を行って意思の疎

通を図っておくとともに、災害時には、県から市災害対策本部会議に連絡員を派遣することになっている。また、県総合防災情報システム等により被害情報及び対策活動情報の共有を行う。

4 動員体制

市域で地震が発生した場合、ただちに次の動員体制を取り、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

(1) 動員基準

市は、地震の揺れの規模、災害の状況等に応じて次の第1動員から第3動員までの職員の動員体制を敷く。ただし、特に必要と認めるときは、基準と異なる動員体制を敷くことができる。

体制	災害対策本部設置	災害警戒対策部設置	災害警戒対策室設置
種別	第3動員	第2動員	第1動員
動員基準	1 市域に震度5（強）以上の地震が発生した場合 2 その他市長が必要と認めた場合	1 市域に震度5（弱）の地震が発生した場合 2 その他総務部長が必要と認めた場合	1 市域に震度4の地震が発生した場合 2 その他危機管理課長が必要と認めた場合
体制	1 突発的災害等に対する応急措置を取り、救助活動及び情報収集、広報活動などが円滑に実施できる体制とする。 2 全庁を挙げて全力で対処する体制とする。	1 第1動員体制を強化するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	1 災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とする。
動員者	全職員	指定職員 (■⑥動員基準表に定める職員)	指定職員 (■⑥動員基準表に定める職員)

■表3-1-7 動員体制・動員基準早見表

① 第1動員（災害警戒対策室）

項目	内容
動員基準	次の条件に該当するとき。 1 市域に震度4の地震が発生した場合。 2 その他危機管理課長が必要と認めた場合。
体制	1 災害警戒対策室の設置 2 災害応急活動・情報収集活動が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行できる体制とする。
時間外の招集方法	1 原則は自主登庁とする。 2 その他の状況により、市長が認め対策室を設置した場合は、所定の方法により職員を招集する。
動員者	指定職員（■⑥動員基準表に定める職員）
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 防災関係機関との連絡調整 3 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 4 災害警戒対策部設置への移行準備 5 その他市長からの特命事項
災害警戒対策部への移行手順	災害警戒対策室長（危機管理課長）は、総合的判断に基づき災害警戒対策部の設置が必要と認めるときは、総務部長の指示を受ける。

② 第2動員（災害警戒対策部）

項目	内容
動員基準	次の条件に該当するとき。 1 市域に震度5弱の地震が発生した場合。 2 その他総務部長が必要と認めた場合。
体制	1 災害警戒対策部の設置 2 第1動員体制を強化するとともに、局地的災害に対処できる体制とし、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び活動に対処できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
時間外の招集方法	1 原則は自主登庁とする。 2 その他の状況により、市長が認め対策部を設置した場合は、所定の方法により職員を招集する。
動員者	指定職員（■⑥動員基準表に定める職員）
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達

	2 防災関係機関との連絡調整 3 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 4 災害対策本部設置への移行準備 5 その他市長からの特命事項
災害対策本部への移行手順	災害警戒対策部長（総務部長）は、総合的判断に基づき災害対策本部の設置が必要と認めるときは、市長の指示を受ける。

③ 第3動員（災害対策本部）

項目	内容
動員基準	次の条件に該当するとき。 1 市域に震度5強以上の地震が発生した場合。 2 その他市長が必要と認めた場合。
体制	1 災害対策本部の設置 2 突発的災害等に対する応急措置を取り、救助活動及び情報収集、広報活動などが円滑に実施できる体制とする。
時間外の招集方法	1 全職員は、あらゆる手段を行使して自主登庁する。 2 その他の状況により、市長が認め対策本部を設置した場合は、所定の方法により職員を招集する。
動員者	全職員
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 救出・救護活動 3 広範囲にわたる災害に対する応急対策活動 4 避難対策 5 広報活動等 6 その他市長からの特命事項

④ 災害対策本部臨時事務局員

震度5強以上の地震が発生し、被害が甚大と推測される場合、災害対策本部（市役所）に15分以内（居住地がおおよそ1km以内）に登庁可能で、あらかじめ指名された職員は、災害対策本部臨時事務局員として、災害対策本部が本格的に機能し始めるまでに次に掲げる体制づくりや情報収集、連絡業務に当たる。

この臨時事務従事は、災害発生から30分～1時間が経過し、もしくは職員のおおよそ半数以上の参集が確認されるまでの時間帯とする。

ア 統括業務

イ 職員参集状況把握業務

ウ 市民からの通報受付業務

エ 災害対策本部設置準備業務

キ 避難所設置検討業務

震度５強以上の地震が発生し、被害が甚大と推測される場合、あらかじめ指名された職員は、市の一次避難所である各公民館に出動し、当該公民館職員が参集するまでの間、公民館等災害対策本部臨時事務局員として、災害対策本部との連絡、発電機や物品の準備等を行う。

区 分	第 1 動員		第 2 動員		第 3 動員
(震災時)	震度 4		震度 5 (弱)		震度 5 (強)以上
本部等設置基準	災害警戒対策室設置	人数	災害警戒対策部設置	人数	災害対策本部設置
	市長 副市長、教育長 病院事業管理者				
総務部			部長	1	全
・総務課	課長以下全職員	1 5	課長以下全職員	1 5	
・危機管理課	〃	4	〃	4	
・企画調整課	係長以上職員	4	〃	1 1	
・職員課	課長	1	係長以上職員	4	
・財政課	〃	1	〃	3	
・管財課	〃	1	〃	4	
・契約検査課	〃	1	〃	4	
市民部			部長	1	職
・市民課	課長	1	係長以上職員	7	
出張所			所長以下全職員	9	
・保険課	課長	1	係長以上職員	4	
・税務課	〃	1	〃	6	
・収納課	〃	1	〃	5	
・環境課	係長以上職員	5	課長以下全職員	1 8	
福祉部			部長	1	員
・福祉課	係長以上職員	6	課長以下全職員	2 4	
・子ども課	〃	5	〃	1 6	
保育園			園長	6	
・長寿課	係長以上職員	4	課長以下全職員	1 9	
・健康課	課長	1	係長以上職員	7	
産業部			部長	1	
・農林課	課長	1	係長以上職員	5	
・商工課	〃	1	〃	4	
・観光課	〃	1	〃	5	

建設部			部長	1	全 職 員
・土木課	課長	1	課長以下全職員	23	
・都市計画課	〃	1	〃	19	
まちづくり推進室	室長	1	〃	9	
・水道課	係長以上職員	7	〃	28	
・下水道課	〃	6	〃	20	
比内総合支所					
・総務係、市 民生活係	係長以上職員	3	支所長以下全職員	9	
・産業振興係	〃	1	補佐以下全職員	3	
田代総合支所					
・市民生活係	係長以上職員	3	支所長以下全職員	8	
・産業振興 係、建設係	〃	2	補佐以下全職員	4	
会計課	課長	1	係長以上職員	3	
議会事務局			事務局長	1	
	事務局次長	1	係長以上職員	3	
監査委員	事務局長	1	係長以上職員	3	
選挙管理委員会	〃	1	〃	2	
農業委員会	〃	1	〃	3	
教育委員会			教育次長	1	
・教育総務課	係長以上職員	4	課長以下全職員	9	
スポーツ振興室	室長	1	係長以上職員	2	
・学校教育課	係長以上職員	6	課長以下全職員	11	員
・生涯学習課	課長	1	係長以上職員	4	
中央公民館			〃	2	
比内・田代公民館			係長以下全職員	4	
郷土博物館			補佐以下全職員	5	
市立総合病院			事務局長	1	
・診療局	正副診療局長	5	正副診療局長以上（ 院長・副院長含む）	9	
・看護部	副看護部長	3	正副看護部長	4	
・事務局	各課長	3	各課係長以上職員	13	
市立扇田病院					
・診療局	診療局長	1	診療局長以上（院長 ・副院長含む）	3	
・看護部	副看護部長	1	正副看護部長	2	
・事務局	事務長	1	係長以上職員	3	
消防本部（署）	次長、署長、副署長、課長	4	消防長以下全職員	119	
計（人）		115		515	1, 286

※第1動員時に課長が不在の場合、課長に代わって参集する職員を事前に各課で定めておくこと。なお、人数には育休・病休等、派遣職員は含まない。

（２）特に必要と認めるときの動員体制の決定

総務部長は、危機管理課長の報告をもとに、必要があると認めるときは、市長に具申し、市長が動員体制を決定する。総務部長が不在かつ連絡不能の場合は総務課長が代行する。

なお、動員決定代理者は、次のとおりとする。

	決定者	代決者		
		1	2	3
第１動員 第２動員 第３動員	市長	副市長	教育長	総務部長

■表３－１－８ 動員体制の決定者・代決者

5 職員の動員・参集

災害対策本部を設置した場合、総務部長は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるため、必要な職員の配備をただちに行う。市職員は、業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

（１）職員招集の伝達手段

招集の伝達は、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、原則として自主登庁とし、必要に応じて危機管理課長の指示により電話等を用いて職員を招集する。

なお、大規模な災害時には、職員自身が被災することもあるため、班によっては十分な人数の招集ができない可能性がある。その場合、本部長の判断により、その時点で優先度の高い業務の担当班に対し、他班より人員を補充する。

① 勤務時間中における配備の伝達

ア 庁内の放送設備及び電話による伝達

危機管理課長は、庁内放送及び庁内電話で職員に対し、配備の伝達をする。

■庁内放送文（例）

市長の緊急命令を伝達します。（２回繰り返す）
ただいまの強い地震で市内に被害が発生した模様である。
〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、応急対策を実施することとした。職員は、地域防災計画に従い、ただちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。
以上繰り返します。

イ 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、危機管理課長は、課員等の使送により、各部長等に動員の伝達をする。

各部長等は各課長等に、また、各課長等は各課員に伝達する。

② 自主登庁以外の勤務時間外における動員の伝達

ア 電話による伝達

職員課長は、電話等を用い各部長等に伝達をする。

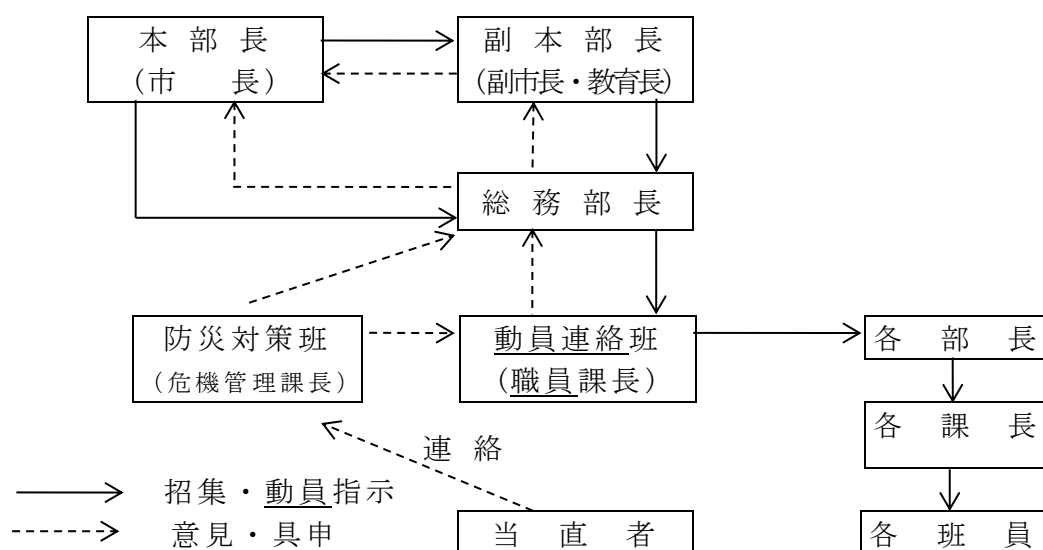
各部長等は各課長等に、各課長等はそれぞれの所属職員に、あらかじめ定めている非常時用連絡系統により電話等を用いて動員の伝達をする。

イ 緊急時職員参集メールによる伝達

緊急時情報一斉配信システムにより、職員に対し動員の伝達をする。

ウ ラジオ・テレビによる伝達

上記の伝達ができない場合、市長は、県を通じ県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に動員に関する放送を要請する。職員は、地震発生後速やかにラジオ・テレビ放送を視聴するように努める。



■図3-1-3 時間外の招集伝達系統図

③ 動員状況の報告

各部長等は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務部長に報告する。また、総務部長は市長に報告する。

<報告事項>

- 1 部・班名
- 2 動員連絡済み人員数
- 3 動員連絡不能人員数及び同地域
- 4 登庁人員数

- 5 登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- 6 その他

(2) 職員の参集

職員の参集は、非常登庁及び自主登庁並びに電話等の指示による招集により参集する。

① 非常登庁

職員は、市長事務部局職員の服務に関する規程第 17 条等の規定に基づき、庁舎に火災または近火その他非常事態が発生したときは、ただちに登庁して上司の指揮を受けなければならない。

参集不能の状態にあるときは、所属長にその旨連絡するよう努める。

② 自主登庁

職員は、表 3-1-7 の基準に従い、ただちに登庁する。

③ 招集による参集

上記以外の場合において、職員の動員指示があった場合は、当該動員指示に係わる職員は指定された施設、または指定された場所に参集する。

(3) 職員の初期対応及び参集における順守事項

全ての職員は、災害が発生した場合、次の事項を順守するものとし、日ごろから心得ておく。

① 主に勤務時間内における順守事項

ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意する。

イ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。

ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

エ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。

オ 災害現場に出動した場合は、標章を着用し、また、市名の掲示されていない公用車には標旗を掲げる。

カ 市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

② 主に勤務時間外における順守事項

ア 地震等が発生し、その地震が「動員基準」に定める事項に該当することを知ったとき、または該当することが予測されるときは、登庁指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に登庁する。

イ 動員基準表に基づき参集する。

ウ 登庁においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、登庁後ただちに所属長に報告する。

③ 参集時の留意事項

ア 大規模地震が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止したり、道路が車両通行不能になることも予想されることから、その際の参集手段は、自転車、バイク、徒歩とする。

イ 大規模地震の発生時間が夜間あるいは休日となる場合や、地震により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は該当する規定に基づいて的確に行動する。

ウ 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況をメモし必ず報告する。参集途上において負傷者等要救助者を発見した場合、または救助を求められた場合は、その人命救助を最優先とする。

エ 食糧（３食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

オ 本庁職員は勤務課所に参集し、受付で腕章を受け取る。本庁が被災して使用できない場合は、市総合福祉センターに参集する。

カ 出先機関及び施設職員は、それぞれの勤務公署に参集する。

④ 大規模地震により勤務課等への登庁が不能となった場合の措置

大規模地震により、交通・通信が途絶し、または利用できないため勤務課等への登庁が不能となった場合は、次により行動する。

ア 参集場所

登庁可能な最寄りの公民館または出先機関や施設に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

イ 参集した場合の措置

(ア) 職員は、当該出先機関等の長に自己の所属課等、職氏名及び勤務課等へ参集できない理由を報告する。

(イ) 当該出先機関等の長は、前記(ア)により報告を受けた職員の職・氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

(ウ) 勤務場所への復帰

出先機関等の長は、災害応急対策の実施状況に応じて、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

(４) 職員の取るべき緊急措置

地震発生直後に職員が取るべき緊急措置は次のとおりとする。

① 勤務時間内に地震が発生した場合

ア 在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生などで避難が必要と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導を行う。

イ 市庁舎、施設等の被災状況の把握と初期消火

市庁舎及び各施設の被害状況を把握し、管理者へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努める。

ウ 被害状況を踏まえた庁舎、施設の緊急防護措置

被害の状況により、市庁舎等の内外にわたり、危険箇所の立ち入り規制や、危険物等に対し緊急防護措置を行う。

エ 非常用自家発電機能や通信機能の確保

市庁舎及び市出先機関の施設管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能を確保する。

② 勤務時間外に地震が発生した場合

全職員は、勤務時間外に地震の発生を知ったとき、テレビ、ラジオ等から速やかに地震情報を収集し、職員動員基準に基づき速やかに参集するとともに被災状況を調査する。

(5) 従事命令等

① 応急措置事項

災害対策基本法（以下「法」という。）に基づいて、知事は、市内に災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法により従事命令等を発する（法第71条）。

なお、知事の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、その一部を市長が行う。

ア 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育

イ 施設及び設備の応急復旧

ウ 清掃、防疫その他の保健衛生

エ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

オ 緊急輸送の確保

カ 災害発生の防御または拡大防止

② 従事命令等の種類

従事命令等の種類は次のとおりである。

なお、協力命令を除き、従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う（法第81条）。

ア 従事命令

救助を行うため特に必要があると認めた場合に、例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、大工、自動車運送業者等の医療、土木建築工事または輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる（災害救助法第7条第1項）。

イ 協力命令

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる（災害救助法第8条）。

ウ 管理、使用、保管命令及び収用

救助を行うために特に必要があると認めたときは、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取り扱う物資の保管命令を発し、または必要な物資を収用できる（災害救助法第9条）。

※ なお、災害警戒対策部及び災害警戒対策室を設置した場合においては、上記に準じた職員の動員・参集とする。

6 防災関係機関の活動体制

市域に地震が発生した場合、防災関係機関は、それぞれの防災計画に基づき、市や他の機関との情報交換を行い、自らの応急対策、あるいは他の機関と連携し応急対策の実施体制を取り、職員及び社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行う。

市が災害対策本部を設置した場合は、その通知を受けて、災害対策本部の関係する各部局、各班との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努める。

市と防災関係機関との連絡は、災害時優先電話、秋田県総合防災情報システム、インターネット等を活用して連絡及び情報共有を行う。

また、市は、市災害対策本部会議に、防災関係機関の連絡員の派遣、出席を要請する。

◆ 防災関係機関一覧表

(資料 1 - 4)

第2節 地方自治体及び民間団体等の相互協力体制

《計画の方針》

市域において大規模な災害が発生し、自力による応急対策が困難な場合は、他市町村、民間団体、自衛隊、防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を防止する。

市は、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	応援協定に基づく応援要請 緊急消防援助隊の派遣要請
3 時間以内	受入体制の整備 民間団体等に対する要請

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 地方自治体等への応援要請	各班	県、相互応援協定締結市町村、指定地方公共機関
2 民間団体等に対する要請	各班	民間団体等
3 受入体制の整備	防災対策班、各班	
4 他市町村被災時の応援	防災対策班	相互応援協定締結市町村
5 消防機関相互の応援	消防部	消防機関
6 応急措置の代行		県

1 地方自治体等への応援要請

(1) 広域応援要請の判断

災害発生後、市長は、災害規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、備蓄物資等について、市のみでは災害応急対策または災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、法律、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体及び災害関係機関に応援を要

請する。

（２）県及び県内市町村への要請

① 災害対策基本法第 68 条による要請

ア 要請の手続き

知事に応援要請または応急措置の指示を要請する場合は、県総合防災情報システムまたは電話等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

イ 要請の事項

要請は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事 項	根拠法令
県への応援要請 または応急措置 の実施の要請	1 災害の状況及び応援（応急措置の実施） を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員並びに物資、 資機材、器具等の品名及び数量 4 応援を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	災害対策基本法 第68条 第74条

② 協定による要請

県及び県内全市町村は、相互の応援に関する協定を締結しており、これに基づき応援要請を行う。

◆ 公共機関との災害協定書

（資料 8－1）

（３）他市・指定地方公共機関等への要請

① 協定締結市への要請

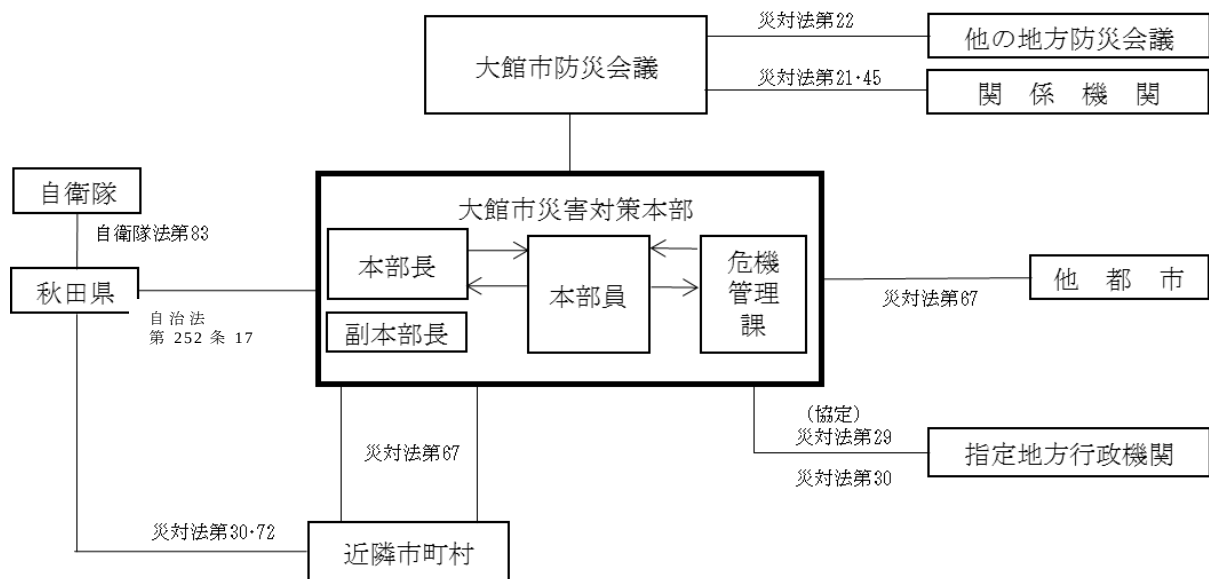
協定締結市への要請については、協定書に基づき被害状況や応援物資・資機材、職員派遣に関する事項等を明らかにし、各市へ電話等により要請を行い、後日速やかに文書を提出する。

② 国との情報交換

市は、国（国土交通省東北地方整備局）と情報交換に関する協定を締結しており、これに基づき情報交換を行う。

◆ 公共機関との災害協定書

（資料 8－1）



■ 図 3-2-1 災害発生時における広域応援の体系図

2 民間団体等に対する要請

(1) 協力を要請する業務

災害時に業種別団体組織、町内会等組織、日本赤十字奉仕団、女性団体等の民間団体などへ協力を要請する業務は、主に次の業務とする。

- ア 異常現象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- イ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- ウ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- エ 被害状況の調査補助業務
- オ 被害地域内の秩序維持活動
- カ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- キ 応急仮設住宅の建設業務
- ク 生活必需品の調達業務
- ケ その他市が行う災害応急対策業務への応援協力

◆ 調達に関する協定書

(資料 8-4)

(2) 応援要請の方法

① 応援要請の手続き・方法

- ア 本部長は、被害状況等を把握し、応援要請の必要性を判断する。
- イ 応援要請は、次の②の事項について、電話または口頭で連絡し、後日文書により改めて処理する。
- ウ 応援要請に際しては、各協定等に定められた者が要請する。

- ② 応援要請時に明らかにすべき事項
 - ア 被害の状況、応援を求める理由
 - イ 参着希望日時、場所及び参着場所に至る経路
 - ウ 応援を希望する物資、食糧、資機材等の品名、数量及び受領場所
 - エ 応援を希望する活動内容
 - オ その他必要な事項
- ③ 災害時防災活動協力協定締結団体

◆公共機関との災害協定書 (資料 8－1)

◆民間団体等との協定に関する資料 (資料 8－2)

3 受入体制の整備

市長は、県、他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めるとともに、物資の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設指定など受入体制を確立する。

4 他市町村被災時の応援

市は、他市町村で発生した地震において、被災した市町村が自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速かつ的確に実施する。

(1) 連絡体制

① 密接な情報交換

震災が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応援についての情報交換を密接に行っておく。

② 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うために、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておく。

(2) 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村から応援要請を受けた場合は、次の要領で災害対策基本法に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまが無いと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始する。

① 被害情報の収集

市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行う。

② 応援の実施

市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。

なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることの無いよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで自力で賄うことかできる自己完結型の体制とする。

③ 被災者受入施設の提供等

市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受け入れするための公的住宅、医療機関及び要支援者を受け入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行う。

5 消防機関相互の応援

(1) 広域消防相互応援

消防長は、市の消防力では災害対応が十分でない場合、県内の消防機関に対し、秋田県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

(2) 緊急消防援助隊

① 出動要請

市長は、県内の消防力を集結しても消防力に不足が生じる場合、知事を通じて総務省消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、市長は、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。ただし市が震度6強以上の地震に見舞われた場合には、緊急消防援助隊は要請を待たずして出動する。

		電話番号	FAX 番号
秋田県（総合防災課）		018-860-4566	018-824-1190
総務省	（昼間）応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537
消防庁	（夜間）宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553

■表 3 - 2 - 1 連絡先リスト

② 受入体制

市は、応援部隊を円滑に受け入れるため、あらかじめ定めた配備拠点及び活動拠点を準備し、受入体制を整備する。

③ 連絡員の派遣

市消防本部は、配備拠点及び活動拠点に連絡員を派遣し、災害の状況、配備先及びルートその他必要な事項を伝達する。

④ 緊急消防援助隊活動支援情報の提供

市消防本部は、次の事項に係る支援情報について事前に準備し、被災地に到着した緊急消防援助隊に対し速やかに次の情報を提供する。

- ア 地理の状況（広域地図、住宅地図等）
- イ 水利状況
 - 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - 水利の所在地
 - 貯水容量
 - 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- ウ 傷病者の搬送者に必要な医療機関の情報
- エ 住民の避難場所の情報

◆秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

（資料４－１）

◆災害応援・派遣に関する資料

（資料８）

6 応急措置の代行

知事は、災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき次の事務について、応急措置を代行する（災害対策基本法第 73 条第 1 項）。

ア 警戒区域を設定し、同地域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または同地域から退去を命ずる（災害対策基本法第 63 条）。

イ 他人の土地、建物その他の工作物等を一時使用し、もしくは収用する（災害対策基本法第 64 条第 1 項）。

ウ 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する（災害対策基本法第 64 条第 2 項）。

エ 現場に居る者を応急措置の業務に従事させる（災害対策基本法第 65 条第 1 項）。

第3節 消防防災ヘリコプターの活用

《計画の方針》

震災時には、陸上の交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、火災防御活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、秋田県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、次に定める事項を県及び関係機関などと協力のうえ実施する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	消防防災ヘリコプターの緊急運航要請
3 時間以内	受入体制の整備
6 時間以内	緊急輸送の実施
(応急対策活動収束時)	県消防防災航空隊へ災害状況報告書により報告

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 運航体制	消防部	県
2 緊急運航の要件		
3 緊急運航の要請基準		
4 緊急運航要請手続	消防部	県
5 夜間救急搬送		県

1 運航体制

秋田県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 秋田県消防防災ヘリコプターの運航体制

① 出動日数

365 日（土日、祝日、年末年始を問わず常駐体制）

② 運航時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、災害が発生し、緊急運航をする場合は、日の出から日没までとする。

③ 夜間搬送

昼間運航時間内（原則：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に出動要請が

あったときに実施する。

(2) 臨時ヘリポート

臨時ヘリポートの設定基準及び臨時ヘリポート設定場所は、あらかじめ定めたとおりとする。

◆臨時ヘリポート設定基準

(資料4-7)

◆臨時ヘリポート設定場所

(資料4-8)

2 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として次の要件を満たす場合に運航する。

区 分	内 容
公共性	地域及び地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずる恐れがあるなど差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、または活動できないなど航空機以外に適切な手段が無いこと。

3 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記の要件を満たし、かつ次の基準に該当する場合に要請することができる。

(1) 救急活動

① 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合

② 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

③ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

④ その他

その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

（２）救助活動

- ① 河川、湖沼等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助
水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力等だけでは対応できないと認められる場合
- ② 高層建築物火災における救助
地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
- ③ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
- ④ 高速道路等での事故における救助
航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上から収容、搬送が困難と認められる場合
- ⑤ その他
その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

（３）火災防御活動

- ① 林野火災等における空中からの消火活動
地上での消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
- ② 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査
大規模火災、爆発事故等が発生し、または延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- ③ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機（器）材等の輸送
交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段が無い場合または航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合
- ④ その他
その他、特に航空機による火災防御活動が有効と認められる場合

（４）災害応急対策活動

- ① 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集
地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行い、その状況を監視する必要があると認められる場合
- ② ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集
ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、もしくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとと

もに、その状況を監視する必要があると認められる場合

③ 被災地等への救援物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送

災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品、復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送または搬送する必要があると認められる場合

④ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

⑤ その他

その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

(6) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

4 緊急運航要請手続

(1) 緊急運航の要請

市長は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に電話等で速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」（様式1）によりFAXで要請する。

出動要請を受けた県は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を通じて市長等に回答する。

◆秋田県消防防災航空隊出動要請書

（資料4-2）

(2) 受入体制の整備

市長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ 空中消火用資材、水利の確保

エ その他必要な事項

(3) 報告

市長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式2）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

連 絡 先	電 話 等	所 在 地
秋 田 県 航 空 隊 基 地 (消 防 防 災 航 空 隊)	TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105	秋 田 市 雄 和 椿 川 字 山 籠 40-1

■表 3 - 3 - 1 連絡先リスト

5 夜間救急搬送

(1) 夜間搬送の要件

夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるもののほか、次のとおりとする。

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合。
--

(2) 要請時間

昼間運航時間内（原則：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に出動要請があったときに実施する。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

《計画の方針》

大規模で広範囲にわたる地震災害が発生し、人命または財産の保護のため自衛隊の災害派遣要請の必要があるときは、知事を通じて自衛隊に対し災害派遣を要請する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	知事を通じ自衛隊に派遣要請
3 時間以内	受入体制の整備
6 時間以内	自衛隊による救助活動の実施
(応急対策活動収束時)	知事を通じ自衛隊に撤収要請

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害派遣要請の範囲・対象	防災対策班	自衛隊、県
2 派遣要請の手続き	防災対策班	自衛隊、県
3 自衛隊の自主派遣		自衛隊
4 災害派遣部隊の受け入れ	防災対策班	自衛隊
5 災害派遣部隊の活動範囲		自衛隊
6 災害派遣部隊の撤収要請	防災対策班	自衛隊
7 経費の費用負担	財政班	自衛隊

1 災害派遣要請の範囲・対象

(1) 災害派遣の範囲

- ア 災害が発生し、知事が、人命または財産保護のため、必要があると認めて要請したとき。
- イ 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めたとき。
- ウ 突発的な災害で、救援に緊急を要する場合で、知事等からの要請を待つ

とまが無く、自主的に派遣すべきと認められるとき。

(ア) 関係機関に対し、災害状況を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

(イ) 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、ただちに救援措置を取る必要があると認められるとき。

(ウ) 航空機事故等の異常を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。

(エ) その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまが無いと認められること。この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 要請基準

ア 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況から見て、自衛隊の活動が必要、かつ適当であること。

イ 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる緊急性があること。

ウ 人命または財産保護のため、公共性を満たすものであること。

エ 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段が無いこと。

オ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

2 派遣要請の手続き

(1) 要請手続

ア 市長は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣要請をしようとする場合は、知事に対し、次の事項を明記した文書により行う。

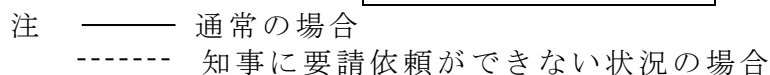
ただし、緊急を要する場合は、口頭、秋田県総合防災情報システムまたは電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- | |
|--------------------|
| 1 災害の状況及び派遣を要請する事由 |
| 2 派遣を希望する期間 |
| 3 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| 4 その他参考となるべき事項 |

イ 市長は、通信の途絶等により知事に対して派遣要請ができない場合は、直接その旨及び災害の状況を自衛隊へ通報する。

なお、この通知をした場合には、その旨を速やかに知事に通知する。

ウ 本部長または警察署長は、緊急避難、人命救助等事態が急迫し、知事等の要請を依頼するいとまが無い場合は、直接、自衛隊に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。



区 分		連絡先	電話番号	F A X 番号	県総合防災情報システム専用電話
県庁	全 日	県総合防災課	018-860-4563	018-824-1190	080-2846-5809～5813

部 隊	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
陸上自衛隊 第21普通科連隊	秋田市寺内将軍野 1	018-845-0125 (防30-627)	018-845-0125
航空自衛隊 秋田救難隊	秋田市雄和椿川 字山籠23-26	018-886-3320 (防30-827)	018-886-3320
航空自衛隊 第33警戒隊	男鹿市男鹿中 国有林地内	0185-33-3030	0185-33-3030
自衛隊 秋田地方協力本部	秋 田 市 山 王 四 丁 目 3-34	018-823-5404	018-823-5405
〃 大館出張所	大 館 市 字 中 町 5	42-1398	42-1398

– 233 –

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事からの要請で派遣されることが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、地震災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまが無いと認められるときは、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。

<判断の基準とすべき事項>

- ア 関係機関に対し、被害状況を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- イ 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、ただちに救援措置を取る必要があると認められるとき。
- ウ 地震による航空機事故等の異常を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
- エ その他災害において、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまが無いと認められること。

4 災害派遣部隊の受け入れ

市長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入措置を行う。

(1) 受入準備

知事は、派遣部隊の集結（野営）場所や資機材の保管場所等を指定し、市長はこれに協力する。これらの集結場所等は、第2章第40節に定める広域防災拠点のほか、被災状況によってはその他の公共施設等の中から、派遣部隊の規模や活動内容等に応じて指定する。市長は、派遣部隊が使用できる現地災害対策本部などの設置に必要な公共施設、または資機材等の保管場所を確保するなど、受け入れのための必要な措置を取る。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 県及び部隊指揮官との連絡責任者を定める。2 派遣部隊誘導のための要員を派遣する。3 応援を求める作業内容、所要人員その他について作業計画を立てるとともに、部隊到着後、ただちに指揮官と連絡調整ができる体制を整える。4 作業に必要な車両、機材等を整備する。5 必要により、集結場所、災害地の区域、災害の程度を示した地図、または略図を準備する。6 派遣部隊の宿舎及び給水に関し、便宜を図る。7 集結場所等に付随する水道水やトイレ等の使用について便宜を図る。 |
|---|

- | | |
|---|---------------------------|
| 8 | 必要に応じて、ヘリポートの設定について便宜を図る。 |
| 9 | 近隣住民との調整を行う。 |

(2) 受入措置

派遣部隊が到着したときは、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整のうえ、作業の推進を図る。

(3) 県への報告

市長は、派遣部隊の到着及び必要に応じて、所定の事項について知事に報告する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置を取ることができる。

この場合において、当該措置を取ったときは、ただちにその旨を市長に通知しなければならない。

- ア 警戒区域の設定及び立入制限・禁止または退去命令
- イ 他人の土地等の一時使用等
- ウ 現場の被災工作場等の除去等
- エ 住民等の応急措置業務への従事

5 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊災害派遣部隊の活動範囲は、次の表のとおり。

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両・艦艇・航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段が無い場合、他の救助活動等に優先して実施）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
障害物の除去	施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道線路上の転覆トラック、崩土等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）
診察・防疫・病虫害防除等支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市が準備する）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障の無い限度において、各種有・無線通信支援

人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段が無い場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段が無い場合
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、譲与は県、その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められた場合に限る）
交通規制の支援	自衛隊車両の交通がふくそうする地点における自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能な火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段が無い場合の予防派遣
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

■ 表 3 - 4 - 3 活動範囲

6 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。市長は災害派遣の目的を達成したとき、またはその必要が無くなったときは、速やかに文書で知事にその旨を報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭または電話等で連絡し、その後文書を提出する。

7 経費の費用負担

（１）市の費用負担

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備にかかるものは除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う光熱水費、電話料等
- エ 派遣部隊の救助活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する。

（２）自衛隊が負担する経費

- ア 部隊の輸送費

- イ 隊員の給与
- ウ 隊員の食料費
- エ その他部隊に直接必要な経費

◆正確な災害情報をすばやく集めて伝えるために

第5節 地震情報の伝達

《計画の方針》

地震発生直後に被害の全容を即時に入手することは困難であるため、まず初動段階は、秋田地方気象台や秋田県総合防災情報システムを通して地震情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員配備体制を確立する。

さらに、登録制メールや広報車等により地震情報を防災関係機関及び市民に、迅速かつ的確に伝達する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	地震情報の伝達、市民等の避難

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 地震情報		国
2 地震に関する情報の伝達	防災対策班、総務広報班、消防部	各機関

1 地震情報

(1) 地震情報（震源・震度に関する情報）

地震現象及びこれに密接に関連する現象（津波現象を除く）の観測成果及び状況を内容として、次のとおり発表される。

ア 震源、規模（発震時刻、震央地域名、緯度、経度、深さ、規模（マグニチュード））

イ 震度3以上が観測された地域名（秋田県沿岸北部、秋田県沿岸南部、秋田県内陸北部、秋田県内陸南部の4地域名）及び市町村震度

なお、発表する市町村震度は次による。

地域最大震度	発表する市町村震度
「震度 6 弱」以上	「震度 5 弱」以上が観測された市町村震度
「震度 5 強」または「震度 5 弱」	「震度 4」以上が観測された市町村震度
「震度 4」または「震度 3」	「震度 3」以上が観測された市町村震度

ウ 震度 5 弱以上と予想されるが、震度を入手していない震度観測点のある市町村名

(2) 地震情報（各地の震度に関する情報）

各震度観測点の震度を内容として、次のとおり発表される。

① 県内で震度 1 以上が観測されたとき

ア 震源、規模（発震時刻、震央地名、緯度、経度、深さ、規模（マグニチュード））

イ 各地の震度（気象庁管理の地震・震度観測点 13 箇所と、県内 62 箇所に設置された秋田県震度情報ネットワークの計測震度計及び独立行政法人防災科学技術研究所の強震観測施設 16 地点からの震度情報）

ウ 震度 5 弱以上と予想されるが、震度情報を入手していない震度観測点

(3) 地震情報（その他の情報）

大きな地震の直後など地震が多発した場合、通常どおりの情報発表を特定の震度以上（例えば震度 3 以上）から行うこととし、それ以外に「地震回数に関する情報」で、時間当たりに発生した有感地震及び無感地震の回数を定期的に発表する。

(4) 秋田地方気象台における地震解説資料（震央分布図、断面図、地震回数等）の発表

ア 県内で震度 4 以上の地震が観測された場合または地震が頻発するとき。

イ 県内が無感であっても、報道関係から頻繁に問い合わせがあるような地震が発生した場合

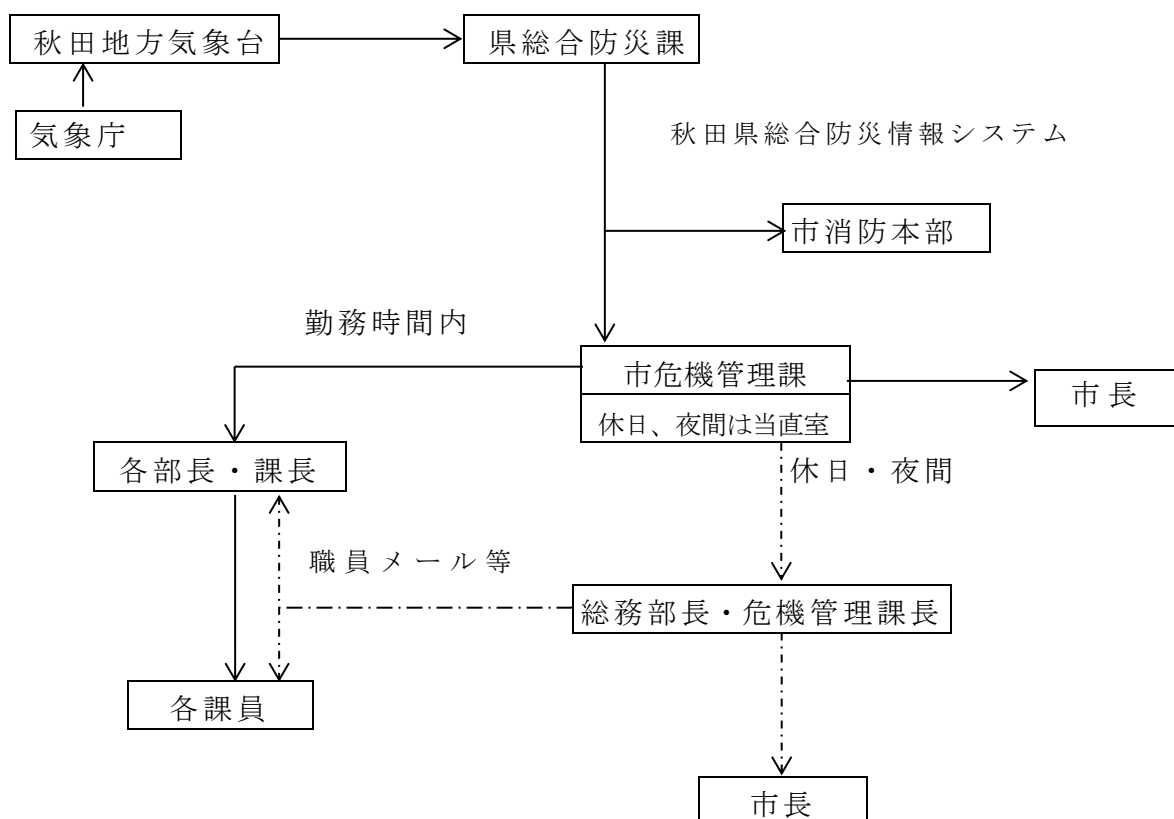
ウ 社会的に影響が大きい地震が発生した場合

2 地震に関する情報の伝達

(1) 通知系統

気象庁本庁または大阪管区から発表される地震情報は、秋田地方気象台から関係機関に対して防災情報提供システムにより通知される。通知系統は次

のとおりとする。



■ 図 3-5-1 市役所内地震情報伝達系統図

(2) 市及び防災関係機関の措置

① 市の措置

ア 市において情報の伝達を受けた場合は、防災対策班長は各部長に伝達する。

イ 情報の伝達を受けた場合は、速やかに防災関係機関（消防団）、学校等の公共的施設、市民、その他関係のある公私の団体に周知徹底する。

ウ 特別警報（震度 6 弱以上と推定される緊急地震速報）が発表されたときは、ただちに身の安全の確保を行うとともに、市民及び関係機関に対し、登録制メール、ホームページ、ツイッター、広報車等あらゆる手段を用いて注意喚起情報の発信を行う。

② 防災関係機関の措置

防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに市と積極的に連絡を取り、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

第6節 被害状況の情報収集・伝達

《計画の方針》

地震発生後の応急対策を実施していくうえで不可欠な被害情報について、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集し、被害の全容を把握する。

被害状況に関する情報は、市職員の調査や、消防及び警察等の防災関係機関からの連絡、市民からの通報を集約し、市災害対策本部で取りまとめる。

ただし、被害が甚大であるほど、被災地からの情報が得にくくなるため、連絡が取れない地区には、重大な被害が発生しているものと想定し、最悪の事態に対応すべく、災害対策本部から人員を派遣して可能な限り情報収集を行う。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	火災の発生状況、市有施設（防災拠点、避難所等）の状況把握
3 時間以内	市有施設（道路、河川等含む）の状況把握、人的被害の把握、医療機関の被災状況・受入可否、県へ被害概況即報
6 時間以内	市有施設（道路、河川等含む）の状況把握、人的被害の把握、県へ被災状況報告
12 時間以内	同上
24 時間以内	市有施設被災状況の把握、インフラ被害等の取りまとめ、県へ被災状況報告
72 時間（3 日）以内	道路等公共土木施設・ライフライン等の応急復旧、農業土木施設等の被災状況把握
1 週間以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 情報連絡体制	防災対策班、総務広報班	各機関
2 情報の収集・伝達	各班	各機関、自主防災組織
3 異常現象発見時の措置	防災対策班、消防部	国、北秋田地域振興局
4 地震による特殊災害発生時の措置	防災対策班	各機関
5 被害状況の調査	防災対策班、各班	各機関
6 被害報告	防災対策班	

7 安否情報の収集・伝達体制	企画情報班	
----------------	-------	--

1 情報連絡体制

地震が発生した場合には、防災対策班及び総務広報班並びに防災関係機関（図 3－6－1 に記載の各機関、以下同じ）は、所掌する事務または業務に関して積極的に職員を動員して災害情報収集に当たるものとする。

① 市の措置

市は、地震発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連情報の収集に当たる。

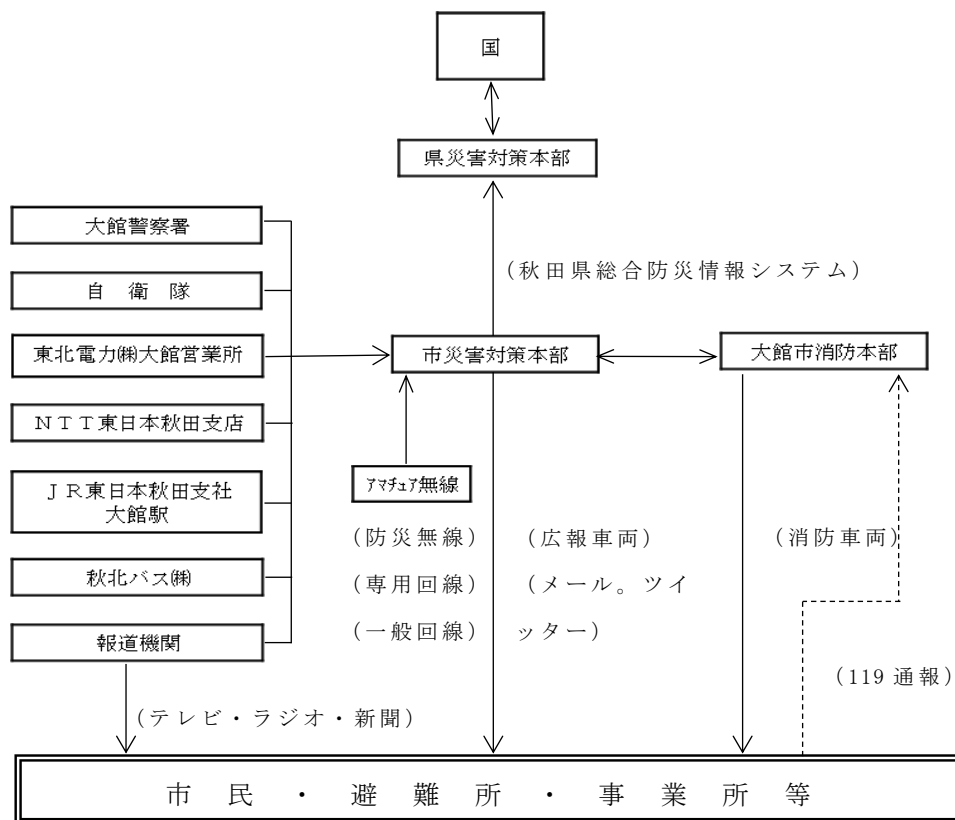
② 関係機関の措置

ア 関係機関は、必要に応じ、航空機による目視、撮影等による情報収集を行う。

イ 関係機関は、被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告する。

ウ 関係機関は、災害応急活動に関し、必要に応じ相互に緊密な情報交換を行う。

なお、災害時の情報収集・伝達は、防災行政無線、消防無線等による次の系統に基づく。



■ 図 3 - 6 - 1 情報連絡・系統図

2 情報の収集・伝達

(1) 収集すべき情報の内容

災害発生後、ただちに収集すべき内容はおおむね次のとおりとする。

なお、被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況及びライフライン被害など、生命・財産など生活に直接係るものを最優先する。

< 優先順位 >

- 1 人的被害
- 2 物的被害
- 3 機能的被害

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定める各部の所管業務に基づいて、所属の職員が当たるほか、自主防災組織などからも情報を収集する。市有建築物及び施設の調査については、施設管理者と都市計画班が協力して実施する。

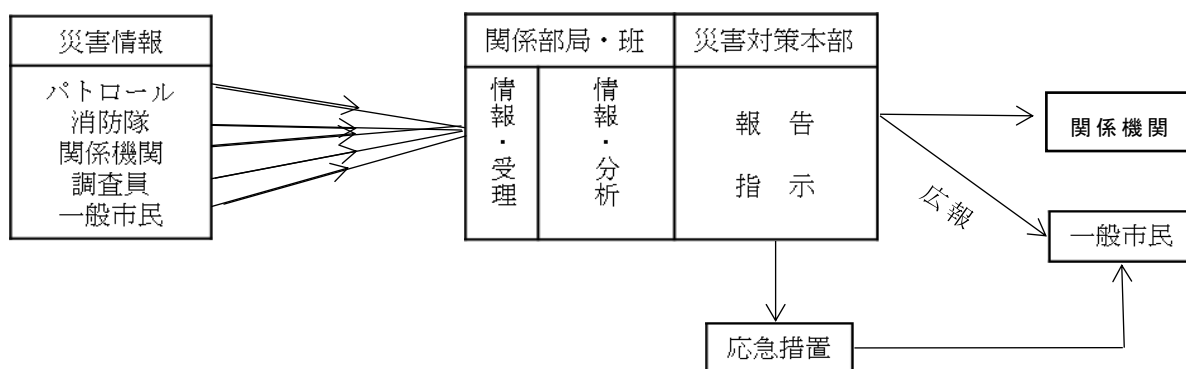
市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は次のとおりである。

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	各施設の管理者	○所管施設の来訪者、入所者、職員等の人的被害 ○所管施設の物的被害及び機能的被害
	職務上の関連部課	○商業施設・市場・工場・危険物取扱施設等の物的被害 ○その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
	消防本部	○死傷者の状況 ○住家の被害（物的被害） ○火災発生状況及び火災による物的被害 ○危険物取扱施設の物的被害
	消防署・各分署	○要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○道路及び橋梁の被災状況 ○避難の必要の有無及びその状況 ○その他消防活動上必要ある事項
大館警察署		○震災発生の日時、場所 ○被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関） ○避難者の状況 ○交通規制及び緊急交通路確保の要否 ○ライフラインの状況 ○治安状況及び警察関係被害 ○その他災害警備活動上必要な事項
その他の防災機関		○市の地域内の所管施設に関する被害状況

■表 3－6－1 市及び防災関係機関の調査分担の一覧

（３）情報の収集・報告

情報の収集、報告系統は、次のとおりである。情報の収集や報告には、一般電話のほか、カメラ付き携帯電話、パソコン、デジタルカメラ等も活用する。



■図 3－6－2 収集・報告系統図

(4) 市民への伝達

- ア 電話、サイレンによるほか、広報車、拡声器、登録制メール、ツイッター、市ホームページ等による。
- イ ラジオ、テレビ等の放送による。

(5) 防災関係機関との連携

市（防災対策班）は、災害情報を収集する場合、警察、消防署等関係機関と緊密に連絡を取る。

また、ライフラインの被害に関する情報は、それぞれの管理者が収集し、市災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受ける。

さらに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務または業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求める。

(6) 速報性の重視

初動段階では、被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。特に、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性を心掛ける。

また、現場の状況等で具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者から概況を把握し、被災人員は平均世帯人員により計算し速報する。

(7) 被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、流失、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

被災人員、世帯等については、現地調査のほか住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

3 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象を発見した場合

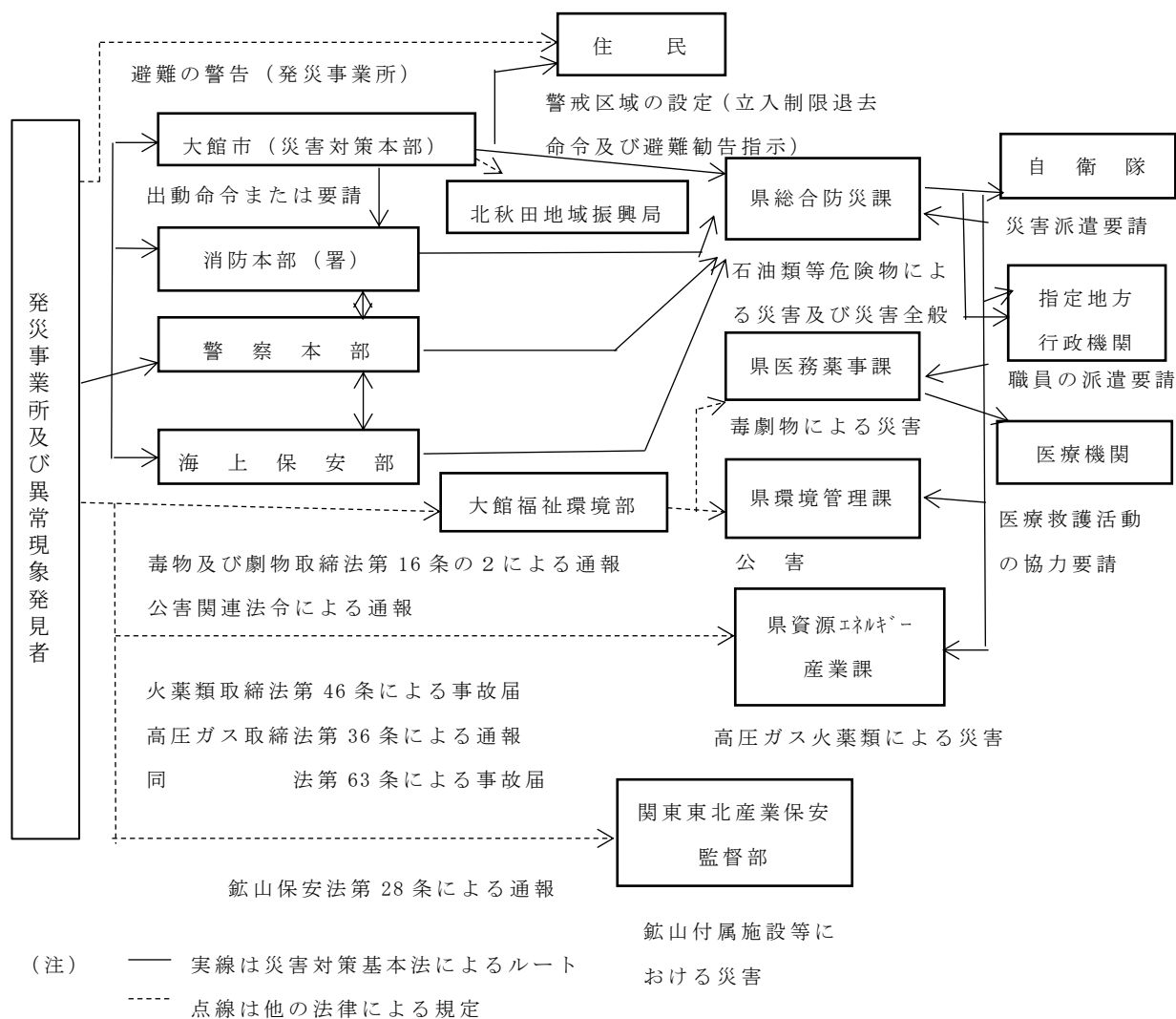
災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、速やかに市または警察に通報する。市長は、通報を受けた場合、速やかに秋田地方気象台、県、その他の関係機関に通報する。

(2) 通報が必要な異常現象

事項	異常現象等
地象（地震）	群発地震、井戸水の水位、温泉の温度、地鳴り、動物の異常行動など

4 地震による特殊災害発生時の措置

地震災害により、大規模な火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次による。



■図 3-6-3 地震による特殊災害発生時の通報、連絡系統

5 被害状況の調査

(1) 被害調査

被害調査に当たっては、被害調査担当員を定め、関係機関、団体、自主防災組織、町内会等の協力を得て実施するものとし、被害の種別ごとの調査実施担当は次のとおりとする。

ア 人的被害

関係機関の協力を得て、消防部が取りまとめる。

イ 一般建物被害

都市計画班が担当し、各町内会長等、自主防災組織等の協力を得て実施する。（各町内会長等に対する事前協力要請は防災対策班、自主防災組織は消防部の担当とする）

ウ 福祉施設関係の被害

福祉部が施設の管理者等の協力を得て調査を実施する。

エ 商工鉱業関係の被害

商工班が、商工会議所等の協力を得て調査を実施する。

オ 農林関係の被害

農林班が、農協、農業団体、森林組合及び土地改良区等の協力を得て調査を実施する。

カ 土木被害

土木班が調査を実施する。

キ 教育関係の被害

教育部が、学校長などの施設の管理者の協力を得て調査を実施する。

ケ その他の被害

各部の業務分担表に基づき、調査を実施する。

(2) 調査報告の取りまとめ

災害対策本部の各担当部は、調査結果を毎日、時間を定め防災対策班に報告する（定時報告）。防災対策班は調査を取りまとめ、本部長に報告する。

(3) 被災写真の撮影

総務広報班及び各部の調査班は、被害状況の確認及び記録保存のため、被害箇所状況を撮影する。

なお、被害写真には、撮影年月日時刻、箇所名、被害名を記入しておく。

6 被害報告

(1) 報告の実施

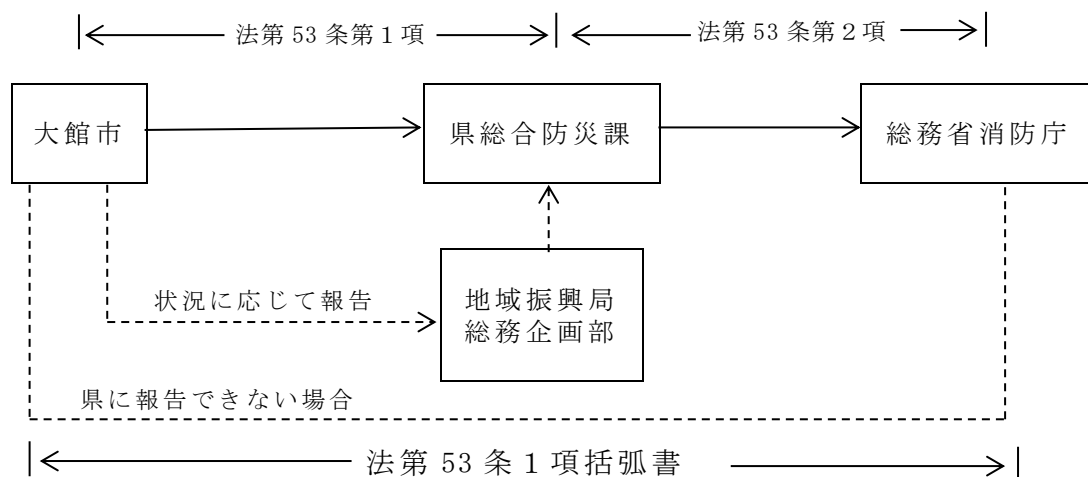
防災対策班は、地震（震度4以上）が発生したときは、次の区分により、

所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部等を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ被害状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに提出する。

報告ルートは次のとおりとする。

なお、震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）は、県総合防災課及び消防庁に対して、原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く報告する。

消防機関は、１１９番通報が殺到した場合には、その状況をただちに県および消防庁に報告する。



■図３－６－４ 災害対策基本法第５３条に基づく被害状況等の報告ルート

	平日９：３０～１８：３０ （応急対策室）	左記以外 （宿直室）
N T T 回線	03-5253-7527 (TEL) 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 (TEL) 03-5253-7553 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	* 048-500-7527 (TEL) * 048-500-7537 (FAX)	* 048-500-7782 (TEL) * 048-500-7789 (FAX)

（注）＊は各団体の交換機の特番

問合せ先：消防庁国民保護・防災部応急対策室応急対策係

■表３－６－２ 消防庁連絡先

（２）報告の様式

① 被害概況速報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の状況を報告する場合、または災害の当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無等を報告する場合）には、秋田県防災ハンドブック

の様式を用いて報告する。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

(イ) 発生日時：当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、市が講じた措置について具体的に記入すること。特に、市民に対して避難勧告・避難指示を行った場合には、その日時、対象範囲、避難世帯及び人数等について記入すること。

② 被害状況即報

被害状況が判明次第、その状況を様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

③ 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから 20 日以内に様式により報告する。

◆被害状況報告の様式

（資料 2－3）

（3）被害の認定基準

被害の判定は、資料編に示す「被害の認定基準」を参照して行う。

◆被害の認定基準

（資料 2－4）

7 安否情報の収集・伝達体制

企画情報班は、大規模な自然災害等が発生した場合、市民の安否情報を確認するため、避難者等の情報を収集及び整理することによって、照会者からの安否情報の照会に対して回答するものとする。

なお、照会手続き等については別に定めるものとする。

また、安否情報システムの導入について、今後検討していく。

第7節 通信の確保

《計画の方針》

地震災害発生後の迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

市が被災の中心地となった場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難となることも予想される。そのような場合にも、関係機関との協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	市防災行政無線（移動系）、消防無線、秋田県総合防災情報システムの疎通状況の確認、被災地との通信インフラ確認
3 時間以内	被災地との通信インフラ確認、非常通信の取扱要請
6 時間以内	アマチュア無線クラブ等に協力要請

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 通信手段	防災対策班、消防部	
2 非常時における通信連絡	防災対策班、総務広報班、企画情報班、消防部	県
3 通信のふくそう対策	防災対策班	各機関
4 防災行政無線施設等の応急対策	防災対策班	各機関

1 通信手段

市及びその他防災関係機関が行う災害に関する情報等の伝達、または関係機関に対しての連絡等については、次の通信手段により迅速に行う。

（１）秋田県総合防災情報システム

（２）防災行政無線（移動系）、消防無線等の自営通信網

(3) 固定電話・携帯電話を利用した重要通信（災害時優先通話）

優先電話については、番号、設置場所（携帯電話であれば使用者）、利用方法を平素から周知しておくとともに、緊急時には、優先電話の回線は発信用として使用し、一般電話はできるだけ着信用とする。

(4) 地域衛星通信ネットワーク、携帯電話、PHS

地域衛星通信ネットワークや携帯電話、PHS等、災害時優先電話以外の公衆通信ネットワークを併用する。ただし、携帯電話がふくそうの可能性が高いことに留意する。

(5) インターネット

Eメール、IP電話等を活用する。

2 非常時における通信連絡

(1) 県総合防災情報システム及び市防災行政無線（移動系）の活用

非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合には、県総合防災情報システム及び市防災行政無線（移動系）を最大限活用して通信運用を迅速に行う。専用の無線、有線通信設備については、災害後ただちに既設設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には早期復旧に努める。

NTT等の公衆回線を含め、全ての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を県に連絡し、代替通信手段の確保を図る。

保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

- | | |
|----------------|---------|
| ◆大館市防災行政無線一覧表 | (資料3-1) |
| ◆秋田県総合防災情報システム | (資料3-2) |
| ◆災害時優先電話一覧表 | (資料3-4) |

(2) 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常災害が発生し、または発生する恐れがある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信事業用通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常、緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらかじめ指定し、承認を受けておく。

- ア 電話通信事業法に基づき、電話取扱支店の承認を受けた非常及び緊急電話
- イ 災害地の指定避難所等に設置された有線、または可搬無線機による特設電話
- ウ 災害対策基本法に規定する主な指定機関に常設されている災害応急復旧用無線電話機

(3) 他の機関の通信設備の使用

市長は、予報の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、また災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる。（災害対策基本法第 57 条、第 79 条）

① 使用または利用できる通信設備

警察通信設備	消防通信設備	気象通信設備
鉄道通信設備	電力通信設備	自衛隊通信設備

② 事前協議の必要

ア 市長は、災害対策基本法第 57 条に基づく他機関の通信施設の使用については、あらかじめ当該機関との協議を定めた手続きによりこれを行う。

イ 災害対策基本法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

③ 警察通信設備の使用

市が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合は、県と警察本部の協定に準じて使用要請を行う。

④ 利用の申し出

次の事項を管理者に申し出て行う。

- | | |
|---|-------------------|
| 1 | 利用または使用しようとする通信施設 |
| 2 | 利用または使用しようとする理由 |
| 3 | 通信の内容 |
| 4 | 発信者及び受信者 |
| 5 | 利用または使用を希望する時間 |
| 6 | その他の必要な事項 |

◆防災関係機関別無線通信網（大館市関係抜粋）（資料 3－3）

(4) 防災相互通信用無線機の使用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線機（158.35MHz）を利用する。

この防災相互通信用無線機の使用の際には、お互い協議する。

(5) 非常無線通信の実施

災害等により有線通信系が被害を受け、不通またはこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法の定めるところにより、非常無線通信（非常通信協議会の運用）により防災業務を遂行する。

(6) 放送要請

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備によ

る通信ができない場合、または著しく困難な場合においては、知事を通じて、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK秋田放送局等に要請する。

(7) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(8) 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、要請手続きを行う。

(9) アマチュア無線ボランティアの活用

① 受入体制の確保

企画情報班は、災害発生後ただちに「受入窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保する。

② 「受入窓口」の活動内容

- ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ 県担当窓口との連絡調整
- ウ その他

③ アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ア 非常通信
- イ その他の情報収集活動

◆アマチュア無線等

(資料3-5)

3 通信のふくそう対策

(1) 通信のふくそう対策

地震災害の発生においては、有線及び無線がふくそうすることが常であることから、通信施設の管理者は必要に応じ適切な通信統制を行う。

① 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限する。

② 無線通信の監視

ア 回線の監視

災害対策本部では、防災行政無線や地域衛星通信ネットワーク系など無

線通信回線の使用状況を常に監視し、回線のふくそう状況を把握する。

イ 通信のふくそう対策

回線がふくそうし、情報及び指令、命令の送受に支障を及ぼすと判断された場合はふくそう対策を行い、統制中の通話は災害用通話を最優先し、原則として一般行政通話は行わない。

(2) 通信施設の管理者相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、通信施設の管理者及び通信依頼者は、相互の連携を密にするとともに、通信施設の管理者は、被災した通信施設の通信業務についても相互に協力するよう努める。

(3) 行政用 F A X の優先活用

災害情報を迅速に、的確に把握するため、防災関係機関等に配備されている F A X を災害時は優先的に活用することとし、災害対策本部及び市各部の出先機関、防災関係機関の指令の伝達及び報告等を F A X による文書連絡によって行う。

4 防災行政無線施設等の応急対策

地震によって、万一通信施設が被災した場合は、被災状態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市と防災関係機関相互の無線通信の確保に努める。

(1) 応急復旧対策

市は、状況に応じ、それぞれ次の措置を行う。

① 災害の発生が予想される場合

- ア 要員の確保
- イ 非常用電源の確保
- ウ 機器動作状態の監視強化
- エ 機器等の保護強化

② 通信施設が被災した場合

- ア 職員による仮復旧の実施
- イ 移動局による臨時無線回線の設定
- ウ 復旧工事に伴う要員の確保

第 8 節 災害時の広報・広聴活動

《計画の方針》

被災後の流言飛語等による社会的混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、被害状況や災害応急対策の実施状況及び被災者のニーズ等を十分把握し、効果的な広報活動を行う。このため、市と防災関係機関は、相互に協力し迅速かつ的確な情報の公表と広報活動を実施して、被災地の市民等の適切な判断と行動を援助する。

また、市は、県や防災関係機関とともに各報道機関と連携を密にし、特に被災住民への情報提供の媒体として、必要な情報の提供を行う。

なお、広報活動に当たっては、避難行動要支援者に配慮するほか、市民等からの問い合わせに対する体制の整備を図る。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	地震発生直後の呼びかけ、避難情報の発表・発令、その他初動対策に必要な情報の提供
3 時間以内	被害状況の発表、避難所に関する情報の提供、ライフライン・交通に関する情報の提供、市民等の安否に関する情報の提供（以後、随時）
6 時間以内	
12 時間以内	水や食糧、生活物資供給に関する情報の提供
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	各種相談窓口の設置、応急対策に必要な情報の提供、災害ごみの処理に関する情報の提供
1 週間以内	復旧対策に必要な情報の提供
1 カ月以内	生活再建に関する情報の提供
3 カ月以内	復興に関する情報の提供

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 広報内容	防災対策班、総務広報班	
2 広報手段	防災対策班、総務広報班、企画情報班、市民班、福祉班、消防部	県、警察、報道機関等
3 報道機関への緊急連絡	総務広報班	報道機関

4	広報資料の作成	総務広報班	
5	広聴活動	企画情報班、市民班、福祉班	各機関

1 広報内容

広報活動に当たっては、災害の規模、状態、時間経過に応じて災害状況に応じた的確な行動を促すため、市民に必要な情報を提供する。

ただし、個人情報の扱いについては十分留意する。

(1) 市民に対する広報内容

総務広報班は、市民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

① 第一段階（地震発生直後）

ア 本震・余震等に関する情報

イ 避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の発令状況、対象地域、内容等

ウ 出火防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等）

エ 人命救助及び近隣の助け合いの呼びかけ

オ 市内被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）及び交通規制情報

カ 市の災害活動体制及び応急対策実施状況

キ 流言飛語の防止、治安状況、犯罪防止の呼びかけ

ク 避難所、救護所の開設状況

ケ 市民の安否状況

コ その他必要な事項

② 第二段階（災害から少し時間が経過した段階の広報）

ア 市及び防災関係機関等の応急対策の実施状況

イ 被害状況

ウ 生活関連情報

(ア) 電気、上下水道の被害状況、復旧状況

(イ) 通信施設の復旧状況

(ウ) 食糧、生活必需品の供給状況

(エ) 燃料油に関すること

エ 道路交通状況及び鉄道、バスの被害、運行状況

オ 医療機関の活動状況等

カ 救援物資、食糧、水の配布等の状況

キ し尿処理、衛生に関する情報

ク 被災地への相談サービスの開設状況

ケ 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報

コ 臨時休校等の情報

- サ ボランティア組織からの連絡
- シ 市内各施設の復旧情報
- ス 市の一般平常業務の再開状況
- セ 建築物の安全性、仮設住宅に関する情報
- ソ その他必要な事項
- ③ 第三段階（災害が沈静し、復旧・復興期の広報）
 - ア 被災相談に関する情報（り災証明書の発行等）
 - イ 生活再建に関する情報
 - ウ その他、復旧・復興に関する情報

（２）近隣市町村に対する広報内容

総務広報班は、近隣市町村の住民に対して、本市での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。

また、必要に応じて、市内向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の対象地域、内容等
- イ 流言飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地区外の知人・親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況

（３）事前の措置

防災対策班は、あらかじめその所掌する災害広報に関し、広報文を定めておく。

2 広報手段

災害の規模や状況に応じて最も有効と見られる媒体により広報する。

なお、不正確で混乱した情報が流れないように、報道機関に対しては、情報提供の窓口を一元化し、かつ迅速に情報提供できる情報伝達体制で臨む。

（１）緊急広報

① 報道機関への情報提供

ア 災害対策本部

災害対策本部が被害状況や救護対策の情報を取りまとめ、定期的な情報提供と、緊急時の突発的な情報提供を行う。

まとめた情報は、速やかに総務広報班に連絡する。

イ 総務広報班

災害対策本部の指示または連携により、本部からの情報をただちに整理し、テレビ・ラジオ放送局、新聞社、通信社等の報道機関に伝える。

② 「広報おおだて」による広報

ア 災害対策本部

主に救援対策の詳細な情報に関しては、速やかに施策の内容をまとめ、総務広報班に連絡する。

イ 総務広報班

広報おおだて（号外）で周知する。

③ 広報車等

災害対策本部は、より緊急を要する情報提供については、広報車等を手配して周知に努める。

④ インターネット

ア 災害対策本部

市内に限らない広域的な支援の呼びかけについては、報道機関のほかインターネットを活用し、本市のホームページ及びツイッターで災害情報を流す。

イ 総務広報班

本部からの指示により本市のホームページで災害関連情報を流す。

⑤ Eメール配信（市緊急情報メール）

市緊急情報メールにより、事前登録者のパソコンや携帯電話に対し、Eメールで情報を送信する。

⑥ 安否確認

N T Tによる災害用伝言ダイヤル（171）や災害用ブロードバンド伝言板（web171）、携帯電話各社による災害用伝言板サービス、報道機関などによる安否情報提供を活用する。

（２）一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報する。広報は総務広報班において行うが、災害の状況等に応じ、消防、警察、その他の機関においても実施する。

① 広報誌（号外含む）・チラシ、ビラ等による広報

ア 災害対策広報誌の発行

総務広報班は、各部より市民への提供情報を収集し、災害に関する情報をまとめた広報紙を発行する。「広報おおだて」においては、号外の発行も考慮する。

イ チラシ等の作成配布

必要に応じて、チラシを作成し、掲示・配布する。

ウ 印刷所への協力要請

災害時に、市内の印刷所が稼働できなくなった場合、速やかに代替の印

刷所（市外にあらかじめ確保）に協力を要請する。

② 広報車等による広報

災害対策本部は、災害の状況または復旧に応じて、広報車等による広報を行う。

航空機による広報も検討し、県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプターを活用して実施する。

③ テレビ・ラジオ・新聞・電光ニュースによる広報

総務広報班は、必要に応じて各放送機関に放送要請を行う。

また、できる限り定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供を迅速かつ的確に行う。

④ 掲示板の活用

総務広報班及び市民班は、避難所及び防災拠点施設に掲示板を設置し、各種情報の提供を行う。

⑤ インターネットによる情報提供・広報

総務広報班は、広報紙の内容等についてインターネット（大館市のホームページに災害情報を掲載及び市ツイッターの活用）を利用した情報サービスを実施する。

⑥ 自主防災組織との協力

広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請する。

（３）避難行動要支援者への広報

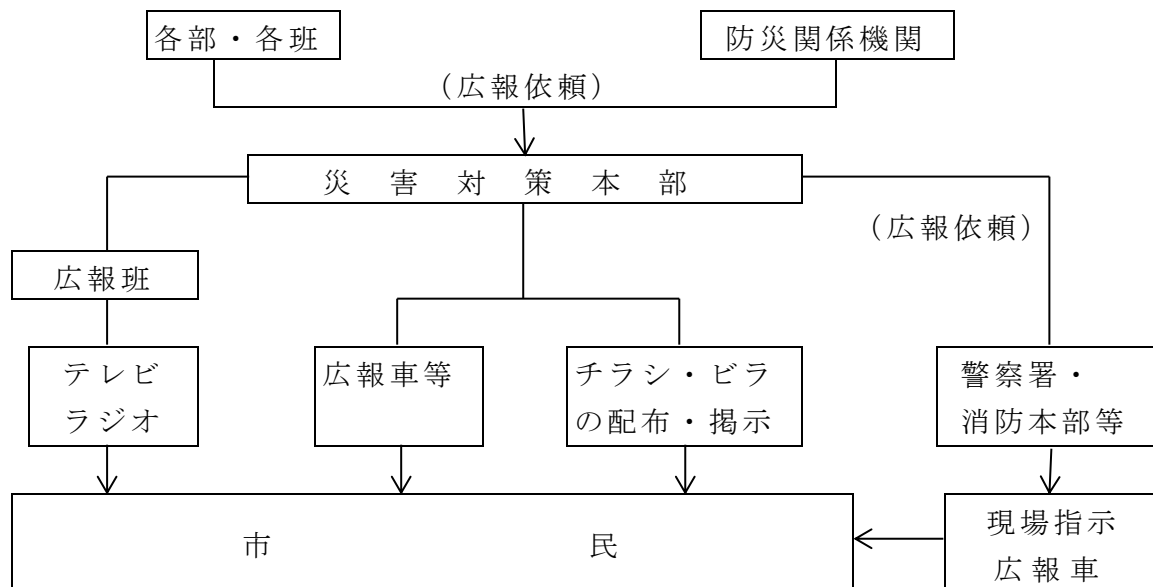
① 障害者、高齢者への広報

福祉班は、ボランティア等の協力を得て、在宅の障害者、高齢者等に対し広報紙を全戸配布するよう努める。

また、視聴覚障害者には、ボランティアの協力を得て、点字や録音テープ等により情報の提供を行う。

② 外国人に対する広報

企画情報班は、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て、広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努める。



■ 図 3 - 8 - 1 広報活動実施フロー

3 報道機関への緊急連絡

災害対策本部長、副本部長または総務部長のいずれかが、記者会見を定期的に設けて概況を発表する。

また、記者会見を開く場合は、原則として第1委員会室を記者会見室とし、午前8時、午前11時、午後2時、午後5時の4回、定期記者会見を開くほか、緊急時には随時、記者会見または資料提供等による情報提供を行う。

(1) 広報事項

- 1 災害の種別
- 2 災害発生場所及び発生日時
- 3 被害状況
- 4 応急対策の状況
- 5 市民に対する避難勧告等の状況
- 6 一般市民並びに被害者に対する協力及び注意事項

(2) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提出依頼については、総務広報班及び防災関係機関は可能な範囲で提供する。

(3) 報道機関への発表

ア 震災に関する情報の情報機関への発表は、応急対策活動状況、災害関連情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長

が必要と認めた情報について、速やかに実施する。

イ 発表は、災害対策本部長、副本部長または総務部長のいずれかが実施する。

なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ総務広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関が本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部に連絡した後、実施する。

ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

エ 総務広報班は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各部のうち必要と認められる部及び関係機関に送付する。

オ 事故・災害により、市民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、市は、原則として所定の様式により県を通じて放送各社に対して緊急連絡を行う。また、特に緊急を要する場合には直接連絡を行うことができるものとする。

4 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため極めて重要であるので、総務広報班は各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行う。

資料は、おおむね次に掲げるものを作成、収集する。

ア 総務広報班の撮影した災害写真、災害ビデオ等

イ 報道機関等による災害現場の航空写真

ウ 災害応急対策活動取材した写真、その他

5 広聴活動

被災した市民の要望、苦情、相談に応ずるための臨時災害相談窓口を開設し、迅速かつ適切な相談業務を行う。また、開設の実施に当たっては、相談事項の速やかな解決を図るため関係各部及び関係機関の協力を得る。

(1) 相談窓口の開設

① 災害相談窓口の開設

市民班は、大規模な地震が発生した場合または本部長の指示があった場合は、市庁舎1階ロビーに被災者またはその関係者からの問い合わせや相談などに応ずるための災害相談窓口を開設し、その受付業務を実施する。

相談の内容に応じ、各班及び各機関と連携しながら災害相談に当たる。

② 臨時市民相談所の開設

市民班は、避難が終了した後は、本部長の指示または自らの判断に基づき、避難所または被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、各班及び各機関と連携しながら、被災した市民の相談、苦情などの積極的な聴き取りに努める。

③ 専門総合相談窓口の設置

災害対策本部は、本部長の指示または自らの判断に基づき、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、市民のための総合専門相談窓口を設置する。この場合、必要に応じて法律相談、登録相談、税務相談、社会保険相談、人権困りごと相談等の災害相談業務の実施等について該当する所管部局は、関係部局、機関及び専門家等の協力を求め、相談を受ける。

なお、想定される相談事項には、次のようなものが考えられる。

- ア 生命保険、損害保険等（支払い条件等）
- イ 家電製品（感電、発火等の二次災害等）
- ウ 法律相談（借地借家契約、損害補償等）
- エ 心の痛み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- カ 住宅（仮設住宅、空き家情報、公営住宅、復旧工事等）
- キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労働補償等）
- ク 消費（物価、必需品の入手等）
- ケ 教育（教育の再開、学費の免除等）
- コ 福祉（避難行動要支援者等）
- サ 医療、衛生（医療、薬、風呂等）
- シ 廃棄物（がれき、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体等）
- ス 金融（融資、税の減免等）
- セ ライフライン（電気、水道、下水道、電話、交通等）
- ソ 手続き（り災証明、死亡認定等）

（２）防災機関による災害相談

本部長は、必要に応じて、電気等その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

（３）要望等の処理

企画情報班は、災害相談窓口などにおいて聴取した要望及びその他陳情や手紙などで寄せられた苦情・要望等を、防災関係機関及び関係部へ照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともに、その回答・処理状況も併せて時系列的に記録する。

(4) 避難所等におけるニーズの把握

市民班は、被災者のニーズの把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、市民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。特に妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者など特別な配慮を要する避難行動要支援者のニーズを把握し、そのケアに努める。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、全庁の協力を得て、避難所を巡回するチームを設けて、次のようなニーズの把握に当たる。

- | |
|--------------------------------|
| 1 家族、縁故者等の安否 |
| 2 不足している生活物資の補給 |
| 3 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等） |
| 4 メンタルケア |
| 5 介護サービス |
| 6 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出） |

(5) 避難行動要支援者のニーズの把握

福祉班は、高齢者、外国人、心身障害者等多様な避難行動要支援者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、市民班等との協力のもと積極的にコンタクトを取るよう努める。

① 高齢者、障害者

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等の次のようなニーズの把握について、市職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など、地域ケアシステムのスタッフによる巡回訪問を通じて行う。

- | |
|---------------------|
| 1 介護サービス（食事、入浴、洗濯等） |
| 2 病院通院介助 |
| 3 話し相手 |
| 4 応急仮設住宅への入居募集 |
| 5 縁故者への連絡 |

② 外国人

企画情報班は、円滑なコミュニケーションが困難な外国人については、語学ボランティアの巡回訪問などにより、次のようなニーズの把握に努める。

- | |
|-------------------|
| 1 生活情報（食事、入浴、洗濯等） |
| 2 病院通院介助 |
| 3 話し相手 |
| 4 応急仮設住宅への入居募集 |
| 5 国内の縁故者や母国への連絡 |

(6) 被災者情報の把握及び提供

市は、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個

々の被災者の被害状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者情報の把握に努める。

また、被災者情報の管理・提供においては、被災者がDV申請者であることなども考えられることから、当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

なお、情報照会等に関する手続き等については別に定める。

◆災害の拡大を抑えるために

第9節 消防・救急救助活動対策

《計画の方針》

地震等による大規模な火災が発生したときは、消防部が関係機関と連絡しながら、その全機能を挙げて消防・救急救助活動を実施し、市民の安全確保と被害の軽減を図る。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	初期消火、地域の消防力による消火 救急・救助活動の実施
3 時間以内	県内広域消防応援による消火、重症者の搬送
6 時間以内	緊急消防援助隊による消火・救助

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 消火活動	消防部	市民、自主防災組織、企業等
2 救急・救助活動	消防部	警察、市民、自主防災組織、企業等
3 防災業務従事者の安全対策	消防部	
4 林野火災発生時の措置	消防部	東北森林管理局、県

1 消火活動

(1) 消防部による活動体制

地震により大規模な災害や同時多発火災が発生したときは、市消防本部の「消防計画」に基づき、迅速かつ的確な組織の確立と関係機関との連携による消防・救急救助活動を実施する。

① 組織

ア 活動体制

地震が発生し、被害が予想された場合は、ただちに市消防本部に「警防指揮本部」を設置し、状況把握に努めるとともに消防部各班への活動を指

示する。

イ 動員体制

消防職員は、市域内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合、または地震による被害の発生が予想される場合は、別命を待つことなくただちに所定の場所に参集する。

② 初動措置

地震が発生し、被害が想定される場合、消防部はただちに次の初動措置を取る。

ア 消防部の初動措置

(ア)「警防指揮本部」は、情報収集に当たるとともに、状況の把握と消防活動方針の策定、指揮命令の伝達に当たる。

イ 消防部の初動体制

(イ)車両を車庫前に移動し、出動体制を整える。

(ロ)無線を開局し、無線通信を確保する。

(ハ)高所見張りを実施し、火災の早期発見に努める。

(ニ)管内重要地区の出火防止巡回広報を実施する。

(ホ)消防車両が出動不能となった場合は、小型動力ポンプ等を活用した徒歩隊を編成する。

(2) 火災防御の原則

地震後の火災発生が人的被害の多少を左右することから、出火防止、火災の早期発見と鎮圧に全力を傾注する。

地震時の火災防御の部隊運用の基本は、1 件の火災に対し消防隊 1、2 隊とし、以下、震災時活動の基本に基づき消火活動を行う。

① 重要地域優先の原則

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、病院、学校、社会福祉施設等、さらには火災危険区域等を優先して活動する。

② 消火可能地域優先の原則

多数の延焼火災が発生した場合には、消火可能地域を優先して活動する。

③ 市街地火災優先の原則

大工場、多量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の防御を優先して活動する。

④ 避難所・避難路確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の活動を行う。

⑤ 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救急・救命活動の成算等を総合的に判断し活動を行う。

イ 火災の規模により消防力が優勢と判断した場合は、積極的に攻勢的消火活動を行う。

ウ 火災の規模により消防力が劣勢と判断した場合は、道路、河川、空地等を活用して守勢的活動により延焼を阻止する。

(3) 消防団の活動

地震等の大規模災害時には、同時多発火災、家屋の倒壊等被害が広範に及ぶことが予想されるため、消防団員は、地域に最も密着した防災リーダーとして災害防除に当たるものとし、活動の最大目標は出火防止、初期消火及び人命救助等とする。

① 出火防止

地震の発生により火災等の災害発生が予想される場合は、付近住民に対し出火防止及び飛火警報を呼びかける。

出火した場合は、付近住民に協力を求めて通報、初期消火に当たる。

② 消火活動

消防隊の出動不能または困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動については、単独もしくは消防隊と協力して行う。

③ 救急救助活動

人命救助事案が発生した場合は、付近住民と協力し、要救助者の救助救出活動に当たり、負傷者等については応急手当、保護に当たるとともに安全な場所に搬送する。

④ 避難誘導活動

避難の指示・勧告をした場合は、これを市民に明確に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら安全に避難させる。

⑤ 情報収集活動等

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害状況、特異事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

(4) 自主防災組織等による消火活動

① 出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後ただちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、出火の防止に努める。

② 消火活動

火災を発見した場合、市民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行い、また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

(5) 情報通信

① 情報収集

震災に係わる情報は、通信機器、連絡網等あらゆる手段で、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

地震時（震度5弱以上）においては、有線電話の不通、無線障害などにより、状況把握が困難となる可能性がある。このような通信回線が途絶した場

合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握する

ア 被害状況の把握

119 番通報、駆け付け通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告するとともに、応援要請の手続きに遅れの無いよう努める。

② 通信運用

災害時における災害対策本部と署、分署の通信は、有線通信を原則とするが、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信による。

③ 無線通信の優先順位

震災活動中の通信優先順位は、次のとおりとする。

- | | |
|---|--------------|
| 1 | 災害の覚知 |
| 2 | 車両の出動命令 |
| 3 | 応援の要請 |
| 4 | 救急または救助状況の報告 |
| 5 | 災害状況の報告 |

(6) 応援要請

① 広域消防相互応援協定に基づく要請

市は、地震災害の規模が大きく、火災の同時多発や延焼拡大等が著しいため、市の消防力だけでは対処できない場合には、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

② 緊急消防援助隊の要請

県内の応援によっても対処できないときは、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(7) 火災及び災害等の報告

消防組織法第 40 条に基づく通常報告は、「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」によるが、消防関係報告のうち、緊急事態発生時における火災・災害等に関する即報については、「火災・災害等即報要領」の定めによる。

2 救急・救助活動

同時多発的に多数の要救助者が発生した場合は、全市的に救急隊、救助隊または消防隊の統括運用を行い、必要に応じて警察その他防災関係機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。

（１）活動体制及び活動の原則

① 活動の体制

ア 発災初期の活動体制

発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は、原則として署所周辺の救急・救助を行い、以後大規模救助事案の確認及び救急病院等の受入体制を把握し、広域的救急・救助体制に移行する。

イ 火災が少ない場合の活動体制

火災が少なく救急・救助事案が多い場合は、消防隊、消防団の投入も含めて、早期に体制を確保する。

② 関係機関の活動

ア 警察は、災害規模に応じ速やかに救急・救助活動を実施する。

イ 自衛隊は、消防の派遣要請要求に基づく県の要請により、必要な救援活動を実施する。

ウ 消防部と各関係機関は、活動に当たり担当区域を定める等、重複または取り落としの無いよう十分な打ち合わせに基づき活動する。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動を積極的に支援し、災害対策本部にその活動状況を報告し、情報の共有化を図る。

（２）救助の現場活動

ア 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。

イ 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効果的に発揮させる。

ウ 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。

エ 救助は、救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。同時に救助事案が併発している場合は、多くの人命を救護できる事案を優先に、効果的な活動を行う。

ただし、活動人員に比較し、多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。

オ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助事案が併発している場合は、火災現場付近を優先に救助の時期を失うことの無いよう活動を行う。

カ 救出後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。

（３）救急の現場活動

ア 傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とす

- る者を優先して医療機関に搬送する。なお、軽症者には、応急手当用品を支給し、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を実施する。
- イ 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。
- ウ 傷病者の緊急搬送に当たっては、軽症者の割り込みにより、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意し、毅然とした態度で活動する。
- なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。
- エ 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等で治療困難な場合も考えられるため、秋田県災害救急医療情報センターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- オ 孤立した場所からの救出や重度傷病者等の搬送については、県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの有効活用を図る。

(4) 救助資機材の調達

災害の事態から、現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、知事に対して必要な資機材の要請を行う。

また、家屋の圧壊、土砂崩れ等で、通常の救助用資機材では対応困難なときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

◆消防本部が保有する救助活動用資機材

(資料 10-3)

(5) 応援要請

① 県内機関及び協定に基づく要請

市は、自力の救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、県に対して自衛隊の派遣要請を行う。

また、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

② 緊急消防援助隊の要請

県内の応援によっても対処できないときは、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(6) 警察の執る措置

警察は、市、消防、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じ込め者等の救出・救助に当たったときは、負傷者に必要な応急救護処置を施したのち、救護班または救急隊に引き継ぎを行う。

① 救出、救護班の派遣

警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没

家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

② 措置要領

ア 救出・救護活動に当たっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出・救護活動に当たっては、保有する装備資機材等を活用し、迅速な措置を講じる。

ウ 救出・救護に当たっては、各関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

エ 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救急隊、救護班に引き継ぐか、または警察車両等を使用し、速やかに医療機関に引き継ぐ。

（７）自主防災組織等による救急・救助活動

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

3 防災業務従事者の安全対策

（１）消防団員の安全確保

市消防本部は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、地域ごとに地形の特性を基に、消防団員の活動を明確化するとともに、消防活動上必要な安全装備の整備に努める。

（２）消防職員の安全確保

市消防本部は、熱中症対策や惨事ストレス対策（消防庁「緊急時メンタルサポートチーム」の活用を含めた対策）などをマニュアル化するとともに、職員への周知と訓練に努めるものとする。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努める。

4 林野火災発生時の措置

地震により広域的に、しかも重大な被害をもたらす恐れのある林野火災等の災害の応急対策は、次のとおりとする。

（１）林野火災等の災害

地震により広域的な林野や大量の可燃物集積所等で火災が発生した場合は、現地指揮本部を設置するとともに、県、東北森林管理局等の関係機関と連絡調整を図り、次の対策を講ずる。

ア 林野火災が発生し、また他の地域に火災等が多発している場合には、市街

地火災優先の原則に基づき消防団を含めた必要最小限度の消火隊で活動し、以後、空中消火等を考慮した応援隊の到着を待ち、消火体制を整えたうえで活動に当たる。

イ 林野等に火災が発生しているが、他の地域に火災が発生していない場合は、速やかに消火体制を整え活動に当たる。

ウ 空中消火等が必要な場合には、県消防防災ヘリコプターまたは自衛隊等の災害派遣要請要求を含め、実施体制の確立を図ることとし、次の体制を設備する。

- (ア) 空中消火補給基地及び臨時ヘリポートを設定するとともに、ヘリコプターが到着するまでに空中消火資機材の搬入及び補給作業従事者の配置等、作業が円滑に実施できる体制を整える。
- (イ) 空中消火資機材等の搬送は、これを保管する県及び東北森林管理局が現地に輸送するが、状況によっては、市及び関係機関が協力する。
- (ウ) 資機材の取り扱い、薬剤の攪拌等は、県及び東北森林管理局が行い、市及び関係機関においても要員等可能な限り用意する。

◆秋田県林野火災空中消火運営実施要領

(資料 10－2)

第 10 節 水防活動

《計画の方針》

地震による洪水等の警戒及び水災の防御、または被害の軽減を図るため、「大館市水防計画」に基づいて市内各河川、湖沼等に対する水防上必要な措置対策を行い、市民の安全を保持する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	(震度 4 以上の地震時の場合) 防御体制の確立
3 時間以内	河川・堤防等の被害調査、必要に応じて避難情報の発令

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 水防組織	防災対策班、土木班、消防部	
2 被害の拡大防止	防災対策班、土木班、都市計画班、消防部	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局

1 水防組織

水防組織及び水防本部の事務分掌等については、市水防計画による。

- ◆重要水防箇所一覧表 (資料 24-2)
- ◆水位観測所等及び大館市水防組織 (資料 24-4)
- ◆水防倉庫所在一覧表 (資料 24-5)

2 被害の拡大防止

(1) 被害あるいは変状についての調査

地震によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧き水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。

市は、地震(震度 4 以上)が発生した場合は、ただちに、浸水区域等の有無の確認及び警戒に当たり、米代川等の河川堤防の被害や変状について、周

辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 堤防の表面または漏水・湧き水の状況2 堤防の亀裂の有無3 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況4 周辺における市民及び滞在者の数5 付近の降雨量6 その他二次災害予防または応急対策上参考となる事項 |
|--|

（２）応急対策

- ① 調査の結果、危険性が高いと判断された堤防について
関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備等の応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講じる。
なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施する。
- ② 堤防の破壊等について
クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。
- ③ 水門及び排水機場等の破壊について
故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

（３）避難準備情報、避難勧告及び避難指示

堤防の変状や降雨量の状況等から、災害発生の危険が予想され、または危険が切迫していると考えられるときは、地域住民、滞在者に対し、避難準備情報の提供、避難勧告または避難指示を発令する。

なお、避難準備情報の提供、避難勧告及び避難指示の発令については、本章第 15 節「避難対策」による。

第 1 1 節 応急医療救護

《計画の方針》

同時多発的な大規模災害が発生した場合は、市内で多数の傷病者が発生することが予想される。その場合、傷病者が一斉に一部の医療機関に集中し、医療機関が一時的に混乱したり、医療活動が停滞したりすることが考えられる。このため、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施し、市民の生命を最優先に守るため、初動医療体制や搬送体制の充実強化を図る。

また、市は、医師会等関係機関との連携により、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	職員の招集、医療機関の被災状況受入可否の確認
3 時間以内	救護所の設置、医療救護班の出動要請、関係団体への要請
6 時間以内	救護所の設置状況の把握
12 時間以内	後方医療機関への搬送
24 時間以内	医療ボランティアの把握

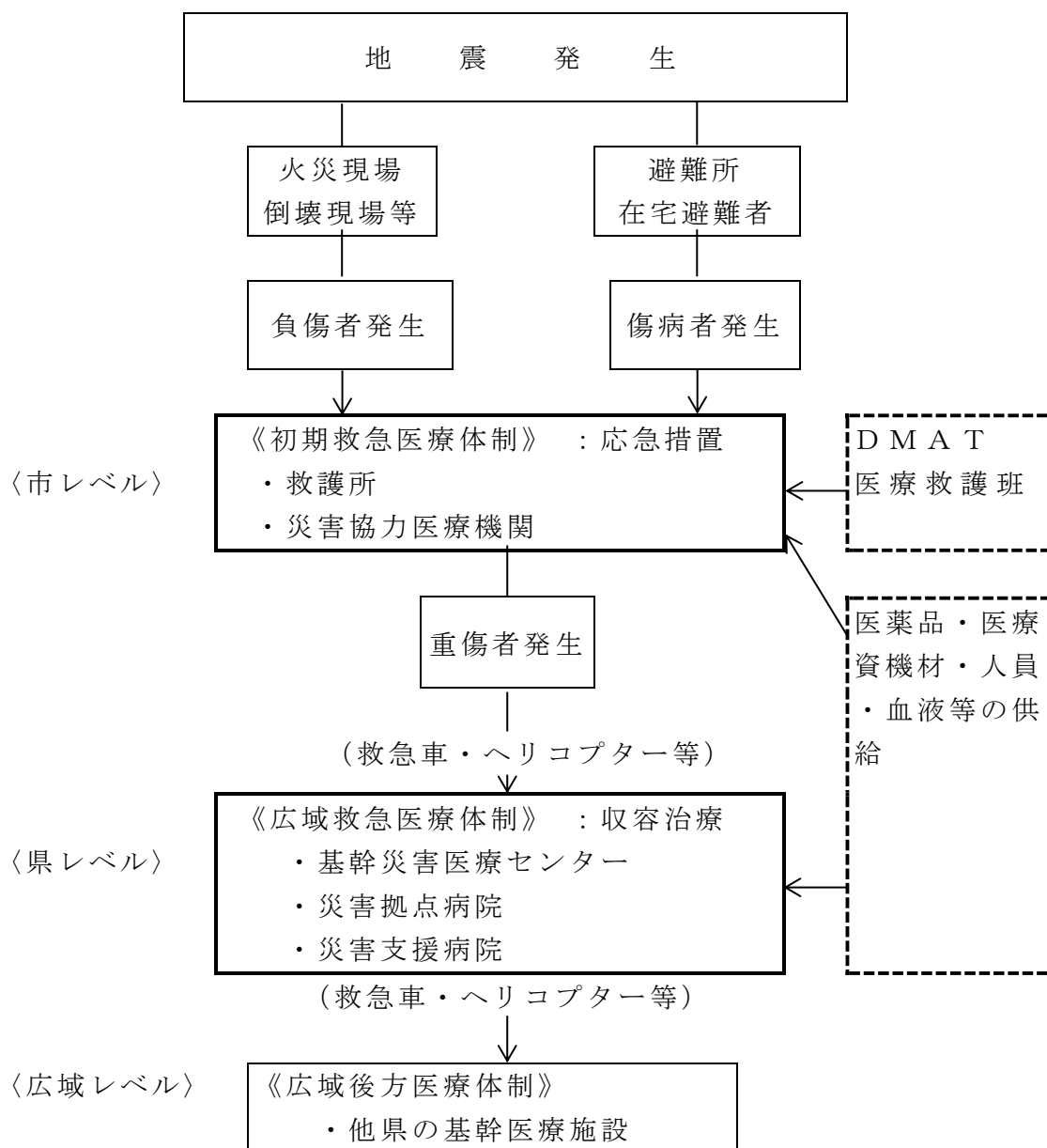
《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 初動医療体制	福祉班、病院部	医師会、医療機関
2 傷病別搬送体制	福祉班、病院部、消防部	県、警察、医療機関
3 収容医療機関	福祉班、病院部、消防部	医師会、医療機関
4 医薬品・資機材の確保	福祉班、病院部	県、薬剤師会、日本赤十字社等
5 関係機関との情報共有	総務広報班、福祉班、病院部	県
6 医療ボランティアの活用	企画情報班、福祉班、病院部	医師会、薬剤師会、歯科医師会、医療機関
7 助産活動	福祉班、病院部	医師会、医療機関

1 初動医療体制

(1) 災害時の医療活動

- 1 災害規模に応じ、災害拠点病院または県が設置する地域災害医療対策本部に対し、医療救護班の派遣要請を行う。
- 2 医師会と情報連絡体制を確保する。
- 3 救護所及び災害医療施設への患者搬送体制を確立する。
- 4 救護所及び災害医療施設との情報連絡体制を確立する。
- 5 救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源の供給等に努める。



■ 図 3-11-1 災害時救急医療全体システム

（２）実施体制

① 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合、初動医療は知事が実施するが、知事の権限の一部を委任された場合または事態急迫のため知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度等により適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

② 医療の範囲

医療の範囲は、病院その他の医療施設で本格的な治療を受けるまでの応急的措置とし、その内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

ア 診療

イ 薬剤または治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 看護

オ 助産

③ 実施期間

医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

（３）初動体制の確保

ア 市長は、大館北秋田医師会及び秋田県薬剤師会大館北秋田支部の協力を得て、医師等の確保、医師を中心とする医療救護班の編成、救護所設置、傷病者の手当及び医薬品、医療器具、衛生材料の手配等を実施する。

イ 市長は、市のみの医療救護活動で対処できない場合は、県に応援を要請する。

ウ 大館北秋田医師会は、市長から要請があった場合で、急迫した事情のある場合及び医療機関に收容する必要がある場合には、会員の管理する医療施設の使用等について協力する。

災害時に迅速かつ的確に医療活動を行うためには、まず医療機関の情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、市及び医療関係者は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。

なお、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、避難所等の安全な場所に応急救護所を設置し、応急医療を行う。

（４）医療救護班による医療活動

① 医療救護班の出動要請

ア 市長は、災害の発生を知ったときは、その状況を把握するとともに、知事、関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ大館北秋田医師会に対し、医療救護班の出動を要請する。

イ 市長は、災害の状況によっては、知事に対して医療救護班の出動その他救急医療活動に必要な措置を要請する。

② 医療救護班の出動要請の方法

市長が大館北秋田医師会または知事に対して、医療救護班の出動を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 災害発生の日時及び場所 |
| 2 | 災害の原因及び被害の概要 |
| 3 | 出動を要する人員（班）及び器材 |
| 4 | 出動の期間 |
| 5 | その他必要な事項 |

③ 医療救護班による医療活動

ア 医療救護班の編成

(ア) 標準的な編成は、医師 1 人、看護師長 1 人、看護師 2 人、その他（事務連絡員、運転手） 2 人の合計 6 人とする。

(イ) 医療救護班の編成に当たっては、大館北秋田医師会と十分協議しておく。

(ウ) 班員は災害の規模及び状況により調整するとともに、医療を必要とする被災者の増大で十分な医療活動が困難なときは、県、日本赤十字社及びその他関係機関に協力を要請する。

イ 医療救護班の輸送

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護班の輸送には、輸送手段を優先的に確保する。

④ 医療救護班の業務

医療救護班は、救護所において医療活動を行うとともに、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努める。

医療救護班の業務は次に示すとおりである。

ア 被災者のスクリーニング（症状判別）

イ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

ウ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定

エ 死亡の確認

オ 遺体の検案

カ その他状況に応じた処置

キ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

（５）DMATによる医療活動

① 出動要請

県は、他の都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等に対して

DMA Tの派遣を要請する。

② DMA Tの活動

ア 被災地での活動

被災地で活動するDMA Tは、原則として被災地内の災害拠点病院に設置される現地本部に参集し、その調整下で域内搬送、病院支援及び現場活動（トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療）を実施する。

イ 広域医療搬送

被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、緊急治療を実施する。また、自衛隊機などによる航空搬送時の診療や広域搬送医療拠点（ステージングケアユニット：SCU）の診療、運営を行う。

ウ 後方支援（ロジスティック）

DMA Tの現場活動に関わる通信、移動手段、医薬品の支給、生活手段等を確保し、また、現場に必要な連絡、調整、情報収集を行う。

エ ドクターヘリの活用

医師及び看護師または救急救命士を搭乗させたヘリコプターであり、必要に応じて広域医療搬送、域内活動に関わるDMA Tの派遣・移動や患者の搬送、医療・資機材の輸送など後方支援活動等を実施する。

③ 活動支援

市（災害対策本部、消防部）は、DMA Tの活動が円滑に行われるよう支援し、緊密な連絡を取って、適切な配置と活動ができるよう関係機関等と協力する。

（６）応急救護所

① 応急救護所の設置

ア 応急救護所を設置する場合

- (ア) 被災で医療機関が不足し、または機能が停止した場合
- (イ) 被災で交通が途絶し、医療を受けられなくなった場合
- (ウ) 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止した場合

イ 医療救助を受ける者

医療救助を受ける者は、原因、発生日時、被災者等を問わず応急的治療の必要がある者とする。

ウ 応急救護所の指定順位

応急救護所は、おおむね次の順位により開設する。

- (ア) 傷病者の多発地域の病院、診療所
- (イ) 外科施設を有する病院または診療所
- (ウ) 前記(ア)(イ)以外の病院
- (エ) 病院もしくは診療所の無い地区またはこれらの施設で収容できないときは学校、集会所、公民館等

エ 応急救護所の表示・広告

応急救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げる。

② 現地総括者及び現地医療指揮者

ア 現地総括者

市立総合病院長は現地総括者を定め、災害現場において現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整に当たる。

イ 現地医療指揮者

医師会の代表者を現地医療指揮者と定め、災害現場及び現地応急救護所における各医療救護班の医療活動の指揮を取る。

③ 応急救護所における医療の範囲

ア 診療

イ 薬剤または治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 看護

オ 助産

(7) 応援要請

市の能力を超える場合には、県に応援を要請する。

2 傷病別搬送体制

応急救護所から医療機関への搬送は、原則として消防部が行う。市の組織で対処できない場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

市及び関係機関は、搬送車両の調達計画をあらかじめ定め、また状況により関係機関の保有するヘリコプターを要請する。

(1) 災害・救急医療情報システムの活用

① 災害・救急医療情報システムの運用

ア 医療機関、消防本部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県看護協会の関係団体等は、秋田県災害・救急医療情報システムによりインターネット等で接続されていることから、市は、各種防災・医療情報及び救急医療情報に関する秋田県災害・救急医療情報システムの機能を活用する。

イ 災害発生時には、秋田県災害・救急医療情報センターに秋田県災害医療救護対策本部を設置し、全県的な防災・医療情報の収集・提供の一元化を図る。

② 災害医療情報システムの内容

秋田県災害・救急医療情報センターに集積される防災・医療情報については、各関係機関との間で共有されるものとし、災害医療情報のバックアップ

機構として確保する。

また、災害の規模が甚大である場合は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）により、全国都道府県や国の機関等に対する広域的な支援の連絡体制を確保する。

＜主な災害医療情報＞

- ア 被災地における死傷者や要医療患者等の被災状況
- イ 災害支援病院及び災害協力医療機関の空床状況、対応可能な診療科目、手術の可否等救急医療応需情報
- ウ 災害拠点病院等による医療救護班の派遣状況及び医療救護活動の補完・支援体制の状況
- エ 常用備蓄及び流通備蓄に係る医薬品等の備蓄在庫数量情報
- オ 初動後の医薬品、医療機材、血液等の後方支援体制の状況
- カ 県内外の医療ボランティアの登録情報の状況

（２）受入先病院の確保

① 後方医療施設の確保

応急救護所に対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

消防機関は、秋田県災害・救急医療情報システムを利用して重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

② 被災病院等の入院患者の受け入れ

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者または入院を要する被災者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により市外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県に要請し、後方医療施設（精神科病院を含む）を確保する。

（３）搬送体制の確保

① 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて秋田県災害・救急医療情報システムの情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関または県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

警察は、災害発生時には、道路の被災状況を確認のうえ、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

② 搬送手段の確保

病院等から重症者の搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合は、市または県が輸送車両の確保

に努める。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入体制を確保する。

ア ヘリポートの確保、病院からヘリポートまでの搬送手配及び安全対策
イ 患者の搬送先のヘリポート及び受入病院への搬送手配

③ 県外の医療機関への搬送

県災害医療対策本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を国等に要請する。この場合、自衛隊機等によって、受け入れ可能な県外病院への広域医療搬送を実施するものとする。

広域医療搬送患者は、災害拠点病院においてトリアージを実施して選定する。また、広域医療搬送患者は、広域医療搬送拠点を経由して行うことを原則とし、広域医療搬送拠点で再トリアージを実施のうえ、県外に搬送を行う。

（４） トリアージ（患者選別）の実施

① トリアージの実施

医療救護班の医師は、被災地において、トリアージ・タグを用いてトリアージを実施するものとし、重症患者は原則として、最寄りの災害拠点病院への搬送を指示するとともに、重症患者の症状等により、災害支援病院等への搬送も指示する。

② 連絡体制の確保

医療救護班は、重症患者の災害支援病院等への搬送指示に当たっては、地域災害医療対策本部及び災害支援病院等との連絡体制を確保する。

（５） 人工透析の提供

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対しても提供することが必要である。このため、市は、市内の人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

（６） 在宅医療機器使用患者等への対応

市は、県と連携して、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者への迅速な情報提供及び適切な医療提供の確保を図る。

（７） 死体検案の実施

① 検案医師班の派遣

災害発生時には、市は災害時の死体検案のため、検案医師班の派遣を県に要請する。

② 応援要請

多数の犠牲者が発生した場合には、市は、自衛隊等に協力を求める等により円滑な遺体の搬送体制を整えるとともに、近隣市町村に火葬の受け入れ等を要請する。

3 収容医療機関

(1) 収容医療機関

負傷者は、原則として次の施設に収容する。

- ア 救急告示医療機関
- イ その他の医療機関
- ウ 応急救護所

◆医療機関一覧表（救急告示医療機関含む）

（資料 6－1）

(2) 医療機関受け入れ態勢の確立

福祉班は、大館北秋田医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベット数を速やかに把握し、救護所から搬送される傷病者の受け入れ医療機関として確保するとともに、医師、看護師等からなる医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受け入れ態勢の確立を要請する。

(3) 受け入れ可能施設の把握

福祉班は、消防部と協力して、医療機関の受け入れ状況を常に把握し、関係部所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り、広範囲の医療機関に傷病者が振り分けて受け入れられるよう指示する。

4 医薬品・資機材の確保

(1) 常用備蓄と流通備蓄

医療救護班が使用する緊急医薬品等及び搬送重傷病者へ必要な医薬品等については、平常時に病院業務の中で可能な限り使用しながら要備蓄量を管理・確保する。備蓄品（常用備蓄）及び秋田県薬剤師会大館北秋田支部または卸売業者等の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫を情報管理、確保する形態での備蓄品（流通備蓄）の両者を、被災地に迅速的確に供給する。

- ア 被災地外の災害拠点病院の常用備蓄に係る医薬品等については、流通備蓄主体の協力を得て、被災地の救護所、災害拠点病院または災害協力医療機関に後方供給する。

- イ 災害の初動時以降に必要な流通備蓄に係る災害用医薬品については、

流通備蓄主体の協力を得て、被災地の救護所、災害拠点病院または災害協力医療機関に後方供給する。

ウ 災害時に緊急に必要な応急ベット等の医療器材については、災害規模に応じて、被災地の救護所、災害拠点病院または災害協力医療機関に供給する。

◆災害時等緊急医薬品等備蓄店舗一覧

(資料 6－8)

(2) 後方供給支援

ア 県があらかじめ指定した、災害発生後に県外から支援供給される医薬品等(以下「支援医薬品等」という。)を受け入れる支援医薬品集積センターは、災害規模に応じて、被災地の救護所、災害拠点病院または災害協力医療機関に後方供給体制を確立する。

イ 市災害対策本部は、医薬品・資機材等の搬送を行うための緊急車両や空輸手段を確保する。

ウ 薬剤師会の協力を得て、支援医薬品等の仕分け等に携わる要員を確保する。

エ 災害時には、秋田県災害・救急医療情報システムに支援医薬品等の物品管理状況の情報提供を行う。

オ 「支援医薬品集積センター」は、県災害医療対策本部または地域災害医療対策本部の指示に基づき、搬送車両等を緊急通行車両として活用するとともに、他の支援医薬品集積センターへの搬送及び救護所等への配送体制を確保する。

カ 「支援医薬品集積センター」は、梱包の際に、現地での仕分け作業を容易にするため、メーカーごとに風邪薬、胃薬等と分けるなどの工夫を行う。

(3) お薬手帳の活用

秋田県薬剤師会大館北秋田支部は、必要に応じお薬手帳を救護所等へ供給する。市は、救護所等において、お薬手帳の配布及び有用性の啓発を行う。

(4) 血液製剤の供給

ア 秋田県赤十字血液センター、市立総合病院等輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、県災害医療対策本部の要請により、災害拠点病院または災害協力医療機関に後方供給する。

イ 献血者登録の充実を図って、災害時の輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、血液検査体制の充実にも努めるものとする。

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
秋 田 県	医務薬事課	秋 田 市 山 王 4-1-1	018- 860-1403	018- 860-3883
秋 田 県 赤十字血液センター		秋 田 市 川 尻 字 大 川 反 233-186	018- 865-5541	018- 865-5585
大館北秋田医師会		大館市根下戸新町1-8	43-5311	49-3569

■ 表 3 - 11 - 1 関係機関の連絡先

(5) 医療用ガスの確保

県災害医療対策本部は、日本産業・医療ガス協会秋田県支部の協力を得て、災害時における医療用ガスの安定供給を図る。

市は、災害時に医療用ガスが不足した場合、必要に応じて県に対し、供給要請を行う。

5 関係機関との情報共有

(1) 県への医療情報の報告

市は、市内の災害医療情報を迅速かつ正確に掌握し、県（県災害医療対策本部、地域災害医療対策本部）に速やかに報告を行う。

- ア 市域の被災状況
- イ 市内の医療機関の施設、設備、人員の被害状況
- ウ 市内の医療機関の稼動状況
- エ 医薬品及び医療用資機材の需要状況
- オ その他必要事項

(2) 広域災害救急医療情報システム（E M I S）の活用

被災医療機関への支援及び患者搬送を迅速に進めるため、県の広域災害救急医療情報システム（E M I S）を活用し、関係機関等において次の情報を共有する。

- ア 医療機関の状況（建物倒壊、受入可否、診療の可否）
- イ 現在の受入患者数（重症患者数、中等症患者数）
- ウ ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- エ 患者転送要請（中等症患者数、重症患者数、広域搬送患者数）

(3) 災害医療情報の提供

市は、医療機関、救護所等に関する情報について、市民に対し適宜提供する。

6 医療ボランティアの活用

地震災害における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療救護班だけでは十分な対応が困難と予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

(1) 受入窓口の設置

企画情報班は、災害発生後ただちに受入窓口を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

(2) 受入窓口の運営

「受入窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ 県担当窓口との連絡調整
- ウ その他

(3) 医療ボランティアの活動内容

① 医師・看護師

- ア 医療救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。
- イ 被災地の医療機関において医療活動を行う。
- ウ 後方医療施設において医療活動を行う。

② 薬剤師

- ア 医療救護班に加わり、調剤業務等を行う。
- イ 支援医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け、在庫管理・供与等の業務を行う。

③ 保健師、栄養士、臨床心理士、精神保健福祉士

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。

④ 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

7 助産活動

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図る。

(1) 実施責任者

- ア 災害救助法が適用された場合、助産活動は知事が実施するが、知事の権限の一部を委任された場合または事態急迫のため知事の実施を待つことがで

きない場合は、知事の補助機関として市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が実施された場合の実施基準

① 助産の対象

災害発生の日以前または以降の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

② 助産の範囲

助産には次に掲げる範囲で行う。

ア 分娩の介助

イ 分娩前後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

③ 費用

支出できる費用は医療救護班、産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

④ 期間

助産を実施し得る期間は、分娩した日から7日以内とする。

第 1 2 節 交通・地域の防犯対策

《計画の方針》

大規模な地震災害が発生した場合には、一時的に社会生活がまひ状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。

このため、警察は、関係機関との緊密な連携のもと、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、市民の生命及び身体の保護のため迅速・的確な交通規制及び警備・保安活動を実施するものとし、市はこれに協力する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	緊急交通路の確保、交通規制、救助
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	被災地・避難所の警備

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 道路の交通規制	土木班	各道路管理者、警察
2 地域の防犯対策	市民班	警察

1 道路の交通規制

震災時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。関係機関は、輸送網の緊急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要な人員、機材、物資等の優先輸送を図る。

（１）道路被害状況の把握

① 道路管理者による調査

市及び道路管理者は、緊急輸送道路及び沿道の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、地震発生後速やかに調査を実施するとともに、他の道路管理者と情報を交換し、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

② 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混

乱している状態を発見した者は、速やかに警察または市に通報する。

（２）交通規制の種類等

災害時における規制の種類及び根拠は、おおむね次による。

① 「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく規制（同法第 46 条）

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は通行を禁止または制限（重要制限を含む。）するものとする。

② 「道路交通法」（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく規制（同法第 4 条・第 5 条・第 6 条）

災害時において、道路上の危険防止、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会、警察署長・警察官は歩行者または車両の通行を禁止し、もしくは制限するものとする。

③ 「災害対策基本法」に基づく規制（同法第 76 条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するものとする。

（３）交通規制の実施

道路管理者は、人員等の緊急輸送を確保するため、もしくは道路施設の被害等により通行が危険な状態である場合、速やかに適切な交通規制を行う。

また、交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携を取るとともに、上記（２）に基づく道路標識等を設置し、または現場における警察官の指示等により実施する。

なお、交通規制が実施されたときは、ただちに市民等に周知徹底を図る。

① 緊急輸送路の交通規制

市は、関係機関と協議のうえ、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。

また、緊急輸送路の確保、被災地及びその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施する。

② 区間指定による交通規制

道路管理者は、道路の破損、決壊等により交通施設の危険な状況が予想され、または発見されたとき、もしくは通報等により認知したときは、上記（２）

①に基づき、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限する。

（４）緊急車両の確認

緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により知事または県公安委員会が行うこととしている。

(5) 運転者のとるべき措置の周知

① 走行中の車両運転者に対する措置

市は、応急対策を的確な実施のために、必要に応じて、次の事項を、一般の車両運転者に呼びかけ、その周知を図る。

ア できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

② 避難のための車両使用の禁止

原則として、避難のために車両を使用しない。

ただし、家族の中に円滑な避難が非常に困難な者がいる場合や、山間地などで徒歩避難が困難な場合など、やむを得えず車両を使用する場合は、応急対策活動の妨げにならないよう留意する。

③ 交通規制が行われた通行禁止区域における一般車両の通行禁止、制限

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外の場所とする。

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所とする。

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。

ウ 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動または駐車するが、その際警察官の指示に従わず、また、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破壊することがある。

2 地域の防犯対策

大規模地震災害が発生した場合、初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救助救出等を実施する。

初期的段階以降は、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、地域の安全と人心の安定を図るための広報及び情報活動を実施する。

（１）行方不明者の調査及び迷子等の保護

① 行方不明者の相談

必要に応じ、警察署及び交番・駐在所に、相談窓口を設置し、行方不明者の捜索及び迷子等の保護に関する相談活動を行う。

② 迷子等の措置

ア 迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

イ 保護した迷子等のうち、保護者等の引取人が無い者及びそれが容易に判明しない者については、県児童相談所に通告、または引き継ぐ。

③ 行方不明者の措置

ア 行方不明者の捜索願いを受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

イ 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

なお、行方不明者の措置については、本章第 31 節「行方不明者及び遺体の捜索・収容・埋火葬」も参照のこと。

（２）地域安全対策

市や警察は、被災地における安全な生活を確保するため、地域住民の協力を得て、災害の発生に便乗した悪質情報、窃盗犯等に対し、被災地に密着した犯罪の予防活動等を実施する。

① 犯罪の予防等

ア 地域安全情報の収集、提供

被災地の各種犯罪及び被災地住民の要望などの地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、犯罪の未然防止等に努める。

イ 地域安全活動

（ア）警戒警備の強化

被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。

（イ）困りごと相談所の開設

必要により困りごと相談所を開設し、避難行動要支援者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

② 流言飛語に対する措置

災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから、被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、市民の不安除去に努める。

第 1 3 節 緊急輸送対策

《計画の方針》

震災時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。

従って、関係機関は輸送網の緊急復旧に努め、防災活動上必要な物資、資機材、人員及び重症者等を緊急輸送する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	緊急交通路の確保（中継基地、ヘリポート）、医療物資・人員・重傷者等の搬送、輸送車両の確保、防災ヘリの緊急運行
6 時間以内	
12 時間以内	食糧の輸送
24 時間以内	緊急輸送ネットワークの確保

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 輸送の対象		
2 輸送手段の確保	総務広報班、防災対策班、消防部	
3 集積・配送拠点	企画情報班、各班（選抜）	ボランティア
4 緊急輸送道路の確保	土木班	各道路管理者
5 鉄道交通の確保		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅
6 臨時ヘリポートの開設	防災対策班、消防部	県
7 物流業者等との連携	防災対策班	物流事業者

1 輸送の対象

輸送に当たっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点とする。輸送の対象は次のとおりとする。

(1) 第1段階－避難期

- ア 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方自治体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- エ 負傷者等の後方医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階－輸送機能確保期

- ア 上記(1)の続行
- イ 食糧、飲料水等の生命維持に必要な物資
- ウ 支援物資の輸送及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階－応急復旧期

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

2 輸送手段の確保

災害時の緊急輸送は、現場における緊急度、物資の種類及び数量等に基づき、効率的に行われなければならない。

このため、災害時における輸送の主体は自動車輸送とし、自動車輸送が困難な場合には、鉄道、ヘリコプター等を輸送の手段として確保する。

(1) 緊急輸送ネットワークの整備

市は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリポート等を総合的に活用し、震災対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図る。

また、震災時の物流拠点は、このような輸送手段の連結性を考慮した位置にある施設を指定する。

(2) 輸送の手段

- ① 自動車による輸送
輸送の主体は自動車輸送とする。
- ② 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき、または鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

③ ヘリコプターによる輸送

緊急を要する人員、物資等を輸送する場合に行う。

(3) 輸送力の確保

市災害対策本部の各部等や防災関係機関は、原則として自己が保有し、または直接調達できる自動車等により、緊急輸送を行うものとするが、災害対策の実施に当たり必要とする自動車等が不足し、または調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者または関係機関等に調達を要請し、輸送力を確保する。

また、市長は関係事業者に対し協力を要請するとともに、特に必要があるとき認められるときは従事命令を発令する。

なお、災害救助法が適用された場合については、「本章第 35 節 災害救助法の適用」も参照のこと。

① 自動車の確保

ア 市保有車両の確保

災害発生後に必要と認めた場合、総務広報班は輸送活動に使用可能な市保有車両の状況を把握し、災害対策本部長に報告する。

◆市保有車両一覧表

(資料 7-1)

イ 民間車両の確保

市の保有車両で不足が生じた場合は、民間業者に車両の調達を要請する。

(ア) 調達の方法

車両が不足する場合、総務広報班は、車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、要請する。

(イ) 車両の待機

市内の各輸送業者は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

(ウ) 借上料金

借り上げに要する費用は、市が当該輸送業者と協議して定める。

(エ) 県への要請

市内での調達が不可能な場合は、県に対し調達の要請を行う。

ウ 配車

総務広報班は、各部等で所有する車両及び応援派遣された車両を総合的に調整して配分する。

(ア) 総務広報班は、災害の状況に応じて、必要とする車両の待機を各部等に対し要請する。

(イ) 輸送計画を樹立し、活動の停滞が無いように努める。

- (ウ) 輸送に従事する車両は、災害輸送の標示をし、全て指定された場所に待機する。
- (エ) 車両の出動は、全て配車指令により行い、業務完了の場合はただちに帰着し、その旨を総務広報班に報告する。
- (オ) 配車指令に当たる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。
- (カ) 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部等の要員を充てる。
- (キ) 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

エ 燃料の確保

車両等の燃料の確保については、「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、秋田県石油商業協同組合大館支部に要請するものとするが、確保が困難な場合は、知事や秋田県石油商業組合等の関係機関に協力を要請する。

◆燃料調達先一覧表

(資料 7-2)

② 鉄道輸送の確保

防災対策班は、道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき、または遠隔地で物資を確保した場合は、東日本旅客鉄道株式会社等に協力を要請する。

③ ヘリコプター輸送の確保

防災対策班は、ヘリコプターが必要な場合には、「秋田県防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。応援要請は、県総合防災課宛てに、電話等により必要事項を明らかにして行う。

さらにヘリコプターが必要なときは、県を通じて自衛隊に派遣を依頼する。

(4) 緊急通行車両

応急対策に従事する者または応急対策に必要な物資の道路輸送については、緊急通行車両により行う。

① 通行禁止及び制限

緊急輸送の必要があるときは、県公安委員会の許可を受けて、緊急輸送車以外の車両に通行を禁止し、または制限する。この場合において、迂回路が必要なときは明示し、一般交通に支障が無いようにする。

◆通行の禁止または制限についての標示

(資料 7-3)

② 緊急通行車両の申請

ア 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策を実施するために使用する車両とする。

イ 緊急通行車両の確認

市の所有する車両及び災害応急対策に使用するため関係団体から調達した車両は、知事または県公安委員会が行う緊急通行車両の確認を求め、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書の交付を受け運行する。

◆災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）（資料7-4）

3 集積・配送拠点

（1）救援物資等の各避難所への配送

① 救援物資等の対応専門班の設置

救援物資の受け付け、配送等の対応業務を総合的に行うため、企画情報班及び各班から選抜した職員からなる専門班を集積場所に設ける。

<業務内容>

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 救援物資の受け付け |
| 2 | 救援物資の集積状況の把握 |
| 3 | 救援物資の配送指示 |
| 4 | 集積、配送状況等の情報の提供 |
| 5 | 救援物資配送計画の作成 |
| 6 | 食糧、生活必需品等の調達 |
| 7 | 輸送車両等の配車指示、借り上げ等 |

② 集積・配送拠点への人員配備

集積拠点等へは、企画情報班の職員を管理・情報要員として派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示などの業務に当たる。

なお、集積や仕分け等の人員は、各部等への動員要請やボランティアの協力による。

<救援物資集積場所>

	名 称	所 在 地	電 話
1	大館樹海ドーム	大館市上代野字稲荷台1-1	45-2500
2	小中学校の統合等 により、使用してい ない体育館等	（災害の状況を鑑み、そのつど 指定）	—

4 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、道路、橋梁等が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保し、特に応急工事に当たっては、緊急輸送道路を優先する。

なお、道路障害物除去等の応急対策活動に関しては、建設業協会等の協力を得て、工作班を編成し対応する。また、関係機関と連携して、交通網啓開を円滑に実施する。

(1) 緊急輸送道路の確保

ア 道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、秋田県が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、災害対策用緊急道路として次の順位により確保する。

第1次緊急輸送路線	・ 高速道 秋田道 ・ 国道 7号 103号
第2次緊急輸送路線	・ 一般国道 285号 ・ 主要地方道 大館十和田湖線 大館停車場線 比内田代線 ・ 市道 大町山館線 水無扇田線 学校通り線 早口川口線
第3次緊急輸送路線	・ その他の主な市道

◆緊急輸送道路ネットワーク図

(資料7-6)

イ 指定の路線を確保することが困難な場合もしくは応急対策上重要となる路線は、必要に応じその他の路線を確保する。

ウ 国・県管理の路線で、市が災害対策実施上の必要から啓開作業をする場合は、各管理者に対しその旨を通知する。

エ 道路の復旧に当たっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めて協力を要請し、相互に協力して緊急道路の交通確保に努める。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

土木班は、県の「災害輸送道路ネットワーク計画」に定める市内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに北秋

田地域振興局に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

なお、啓開作業の実施に際しては、他機関の所管する道路における啓開作業の進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図る。

さらに、震災時の緊急輸送活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図っておく。

① 実施機関

ア 国が管理する道路、橋梁は国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所大館国道出張所が実施する。

イ 県が管理する道路、橋梁は北秋田地域振興局が実施する。

ウ 市が管理する道路、橋梁は土木班が実施する。

② 応急対策方法

ア 応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、盛土または埋土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図る。

ウ 一路線が途絶する場合は、道路管理者は適当な迂回路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行う。

エ 道路施設の被害が広範囲にわたっている場合で代替の道路が得られない場合は、同地域の道路交通が最も効果的で比較的早急に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊等の協力を得て集中的応急対策を実施し、必要最小限の交通の確保を図る。

(3) 応急復旧用資機材等の確保

土木班は、道路啓開に必要な資機材を確保するために、事前に建設業協会等の協力を得て、その状況を把握しておく。

(4) 応急復旧作業

① 土木班

建設部長は、本部長の指示または要請があった場合、もしくは大規模な地震が発生した場合は、次のとおり緊急輸送路の確保のための作業を実施する。

ア 緊急輸送路の被害状況を確認し、本部長に報告する。

イ 本部長から指示または要請された応急復旧工事必要区間の2車線通行確保を図る。

なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、大館警察署長と協議のうえ、通行止め、迂回規制等の必要な措置を取る。

また、やむを得ない事情により独自の判断で交通規制を行った場合は、

速やかに大館警察署長に通報する。

ウ 緊急輸送路の確保作業が完了した場合及び交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告する。

② 国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所大館国道出張所

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協議のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

なお、応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できることをめどとする。

③ 北秋田地域振興局

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協議のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

なお、応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できることをめどとする。

④ 警察

大館警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている倒木樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡し、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国交省東北地方整備局能代河川国道事務所	大館国道出張所	大館市根下戸新町1-68	49-0321	43-5819
北秋田地域振興局建設部	工務課	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-3111	0186-62-9540
大館警察署		大館市根下戸新町1-70	42-4111	42-4111

■表 3-13-1 関係機関の連絡先

5 鉄道交通の確保

鉄道管理者は、鉄道施設が被災した場合、その被害の状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急復旧工事を速やかに行うとともに、迂回運転などにより交通を確保するよう努める。

6 臨時ヘリポートの開設

(1) 開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示または本部長の指示によるものとする。

総務部長は、本部長の指示があった場合、もしくは大規模地震の発生を感知した場合は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ関知しておく。

(2) 開設の方法

ア 臨時ヘリポートの設置基準に基づき、臨時ヘリポートを開設する。

◆臨時ヘリポート設置基準

(資料4-7)

イ 救難用ヘリポート設定場所は次のとおり。

◆臨時ヘリポート設定場所

(資料4-8)

7 物流業者等との連携

(1) 物資供給体制

大規模災害発生時の食糧及び生活必需品等の供給については、災害協定に基づき物流業者等に対し、応援要請を行う。

(2) 支援物資等の集積・輸送体制

支援物資等の集積、仕分け、輸送等については、災害協定に基づき物流業者等に対し、応援要請を行う。

なお、市では、「災害時における物資輸送及び物資保管等に関する協定」をヤマト運輸株式会社秋田主管支店と締結している。

◆災害時における物資輸送及び物資保管等に関する協定

(資料7-7)

◆被災者の生活を支えるために

第 1 4 節 家族を守る応急対策

《計画の方針》

市民は、地震発生時には、日ごろ身に付けた知識や技術を活かし、自分や家族の安全を確保する。また、地域住民と連携して避難行動要支援者等の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるよう努める。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	自分や家族の安全確保（自助） 避難行動要支援者など、地域内での安全確保（共助）
3 時間以内	被害状況に応じて、避難所等へ避難開始
6 時間以内	協働による避難所運営の実施
12 時間以内	
24 時間以内	防犯パトロールの実施

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害情報の収集・伝達		市民、自主防災組織、企業等
2 避難対策		市民、自主防災組織、企業等
3 消火・救急活動・医療救護活動等		市民、自主防災組織、企業等
4 ライフライン関係		市民、自主防災組織、企業等
5 防犯対策		警察、市民、自主防災組織、防犯協会、企業等
6 避難行動要支援者対策		市民、自主防災組織、企業等

1 災害情報の収集・伝達

（１）非常用持ち出し袋などの準備

災害発生前後においては情報のさくそうを想定し、自分の置かれた状況を

冷静に判断するため、避難に際しては携帯ラジオ等を備えた非常用持ち出し袋などを準備する。

(2) 避難行動要支援者への情報伝達

災害に関する情報に留意し、情報を入手したときは、避難行動要支援者や情報を入手していない市民、観光客等の滞在者等に的確に伝達し、適切な対応が取れるよう配慮する。

2 避難対策

(1) 災害時の避難

① 避難行動

- ア 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。
- イ 住家の出入口、窓等侵入可能な箇所を封鎖・施錠してから避難する。
- ウ 避難所到着後は、分散せず、まとまって避難所開設担当者の到着を待つ。

② 避難時の留意点

- ア 避難所へは、家族、隣近所の人たちとまとまって避難する。
- イ けが人や高齢者などと一緒に避難する。
- ウ 危険の少ない広い道路を選んで避難する。
- エ 車へ避難する場合は、エコノミークラス症候群に注意する。

(2) 避難所運営

市民は緊急に避難する必要があるときは、市による避難所の開設を待つことなく、指定の避難所に立ち入り、安全を確保する。また、避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

3 消火・救急活動・医療救護活動等

(1) 消火活動

市民、企業、学校、事業所等は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、小さな火災であってもすぐに消防署に通報する。

＜出火時の対応＞

- ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。
- イ 出火した場合、近傍の者にも協力を求めて初期消火を行う。
- ウ 消防署へ迅速に火災発生を通報する。
- エ 災害の状況によっては、消防隊の到着が遅れることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出

等がないかただちに点検する。

オ 近所の消火栓・防火水槽等の除雪に協力する。

(2) 救急救助活動

地震発生時は、公的機関の防災活動のみならず、市民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、市民や自主防災組織は、公的機関が行う次の防災活動に、積極的に協力する。

ア 避難行動要支援者の救護

イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動

ウ 傷病者の救出及び応急手当、救護所への搬送等の実施及び協力

エ 地域内の被害状況等の情報収集

(3) 医療救護活動

家族、隣近所、町内及び自主防災組織と防災関係機関が協力して活動し、医師の応急処置を必要とする傷病者は救護所へ搬送する。

(4) こころのケア対策

ア 被災住民には、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識する。

イ 自身はもとより、避難行動要支援者に十分配慮した心の健康の保持・増進に努める。

(5) 防疫保健衛生

ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理を行う。

イ 居住地域の衛生を確保する。

4 ライフライン関係

(1) 電話

ア 災害発生時は、一般回線や携帯電話が通じにくくなることが予想される。

このため、電話での連絡は必要最低限とするよう心掛ける。

イ 災害用伝言ダイヤル「171」や災害用ブロードバンド伝言板「web171」、携帯電話の災害用伝言版サービスを活用する。

ウ Eメールを有効活用する。

(2) 電気

ア 火災発生防止のため、アイロンやドライヤーなどの熱器具のスイッチを切り、プラグをコンセントから抜き、ブレーカーを落とす。

イ 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対に近づかない。

(3) ガス

- ア ガス栓を閉止し、出火、爆発等の事故発生防止を行う。
- イ 避難時に誘導を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認する。
- ウ 積雪期の地震発生時に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

(4) 上水道

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、おおむね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄う。

(5) 下水道

- 下水道等被災時においては、下水道等に流入する水を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできる限り自粛する。
- ア 各家庭において、携帯トイレの備蓄に努め、災害発生から2日間程度は対応できるようにする。
- イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。
- ウ 地域の避難所における携帯トイレ及びトイレ施設等の管理・配布等は地域住民が共同で行う。

5 防犯対策

大規模災害時においては、一時的に社会生活がまひ状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、地域住民や防犯協会等は防犯パトロールを実施し、警察等の警備活動に協力する。

6 避難行動要支援者対策

地域住民、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努める。

- ア 家族、民生・児童委員、近隣住民及び自主防災組織が協力し、安否確認、避難誘導を行う。
- イ 安全が確保されていない避難行動要支援者については、警察や市職員等に連絡する。

第 15 節 避難対策

《計画の方針》

地震発生により災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、被災者及び危険地域の市民等を速やかに安全な場所へ避難させるため、避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）の発令を的確に実施する。

また、避難者の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定める。

なお、避難所等の対応に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	危険地域からの自主避難 必要に応じて避難準備情報・避難勧告・避難指示
3 時間以内	警戒区域の設定、避難所等への避難、孤立者等の救助、避難行動要支援者の安否確保、市民の避難状況の確認

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 避難の区分	防災対策班	
2 避難勧告・避難指示の発令	防災対策班	県、警察、自衛隊、水防管理者
3 警戒区域の設定	防災対策班、消防部	警察、自衛隊
4 避難誘導	防災対策班、消防部	警察、各施設管理者等
5 避難路及び避難所等の安全確保	消防部	警察
6 来訪者、入所者等の避難	防災対策班、各班	各施設管理者
7 市民の避難に関する留意事項	防災対策班	

1 避難の区分

（１）判断者による避難の区分

① 市民の判断による避難

災害情報等により、災害発生の恐れがあると予想した場合は、市民自らの

判断で避難するものとし、特に高齢者、病弱者等は早期に親戚、知人宅等に避難させる。

② 避難準備情報、避難勧告及び避難指示による避難

市長は、災害発生の危険があると予想される場合は、人命の安全を確保するため危険が切迫する前に十分な余裕を持って避難準備情報の発表、避難勧告または避難指示の発令を行う。

(2) 避難の態様

市は、避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）において、災害の切迫性に応じ、避難の態様を明確にする。

① 事前避難

災害情報により、災害発生の恐れがある場合に、事前に市民を安全な場所へ避難させることをいう。

② 緊急避難

事前避難のいとまが無い場合（地震による火災・洪水等）で、災害がまさに発生しようとし、または発生した場合に、当該地域の住民全員に緊急に安全な場所へ避難させることをいう。

③ 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所へ輸送計画により移送収容する者及び避難に遅れた者を救出収容し、避難させることを言う。

2 避難勧告・避難指示の発令

(1) 避難勧告・避難指示の実施責任者

実施責任者	内容（要件）	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるときまたは市長からの要求があったとき）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自衛官	災害全般（警察官がその場にはいない場合に限る）	自衛隊法第94条

知事またはその命を受けた職員 (水防管理者(市長))	洪水についての避難の指示	水防法第29条
知事またはその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	地すべり防止法第25条

※ 「避難勧告」と「避難指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合を示すもので、「避難指示」は、「避難勧告」よりも拘束力が強い。

災害対策基本法、その他の根拠法規に従って、避難勧告・避難指示を行うべき権限のある者は以上のとおりであるが、「避難勧告」は、災害応急対策の第一次的な責任者である市長（本部長）のみが行うことができる。

その他のものは、いずれも市長の指示による場合もしくは緊急避難的な措置として「避難指示」を行う。

そのため、市長以外のものが緊急避難的な措置として「避難指示」を行った場合は、実施後ただちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

（２）避難準備情報・勧告・指示の基準

① 局地的な災害による避難勧告・避難指示

地域を限定した避難勧告または避難指示を行う要件は次のとおりである。

- 1 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- 2 火災が拡大する恐れがあるとき。
- 3 爆発の恐れがあるとき。
- 4 ガスの流出拡散により、周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- 5 地すべり、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- 6 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- 7 その他市民の生命を守るため必要と認められるとき。

② 広域的な災害による避難勧告・避難指示命令

広域的な避難勧告または避難指示の発令を行う要件は、次のとおりである。

- 1 延焼火災が拡大し、または拡大する恐れがあるとき。
- 2 ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- 3 その他市民の生命を守るため必要と認められるとき。

③ 避難情報の基準

避難準備情報、避難勧告、避難指示の基準は次のとおりとし、総合的に状

況を判断して行う。

種 別	基 準
避難準備情報	1 避難勧告及び避難指示発令の可能性が大きいと判断される とき。 2 上記に基づき、避難行動要支援者を安全に避難させる 必要があると認めるとき。
避難勧告	1 地震による災害を知覚し、災害の拡大が予想され、事前に 避難を要すると判断されるとき。
避難指示	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認めら れるとき。 2 地震による災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避 難を要すると認められるとき

■ 表 3－15－1 避難情報の基準

(3) 避難情報の解除

避難情報は、災害が沈静化し、被害が拡大する恐れが無いと認められると
きに解除する。

(4) 避難勧告・避難指示の発令及び報告

① 市長

ア 避難勧告・避難指示

市民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討し、前記（2）
③の基準により行う。

地震発生時に市長と連絡が取れない場合は、職務代理者の順位に従っ
て、代理者が遅滞なく避難勧告または避難指示を発令する。

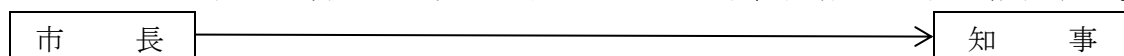
決定者	代理者		
	1	2	3
市長	副市長	教育長	総務部長

■ 表 3－15－2 本部長の職務代理者

イ 報告

市長は、避難勧告・避難指示を発令したときは、速やかにその旨を知事
に報告する。

また、市長が警察官から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受
けたとき及び避難の必要が無くなったときも、同様に知事に報告する。



② 警察官

ア 警察官職務執行法による措置

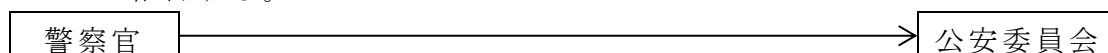
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その建物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受ける恐れのある者を避難させ、または必要な措置を取ることを命じ、もしくは自らその措置を取る。

イ 災害対策基本法による指示

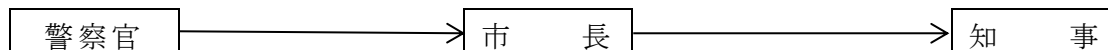
市長による避難指示ができないと認めるとき、または市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを指示する。

ウ 報告・通知

(ア) 上記アにより警察官が取った措置については、順序を経て公安委員会に報告する。



(イ) 上記イにより避難のための立ち退きを指示したとき及び避難の必要が無くなったときは、その旨を市長に報告する。



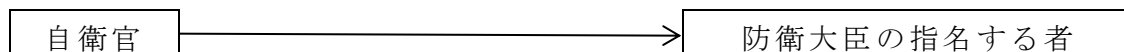
③ 自衛官

ア 避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記②アの警察官職務執行法による措置による避難等の措置を取ることができる。

イ 報告

上記アにより自衛官が取った措置については、順序を経て防衛大臣の指定する者に報告する。



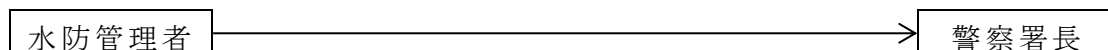
④ 水防管理者

ア 指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは立ち退くことを指示する。

イ 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、その旨当該区域を管轄する警察署長に通知する。



⑤ 知事またはその命を受けた職員

ア 洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

イ 地すべり等のための指示

地すべり等により危険が切迫していると認められるときは、その地域内の居住者に対し立ち退きを指示する。

ウ 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、その旨当該区域を管轄する警察署長に通知する。

知事またはその命を受けた職員

警察署長

(５) 避難勧告及び避難指示の要領

① 避難勧告及び避難指示の内容

避難勧告・避難指示は、次の内容を明示して実施する。

なお、避難所については、市長が関係機関と協議して最も適当な避難所を指示し開設する。

- 1 要避難対象地域
- 2 避難勧告・避難指示の理由
- 3 避難勧告・避難指示の期間
- 4 避難先（必要に応じ避難経路）
- 5 その他必要な事項

② 市民への周知徹底

避難勧告・避難指示を行った者は、速やかにその旨を当該地域の市民に対して周知する。

また、避難の必要が無くなった場合も、速やかに周知する。

- 1 直接的な周知として、広報車等を活用する。
- 2 消防機関、警察、町内会長、行政協力員等を通じて周知する。
- 3 登録制メール、緊急情報メール（緊急速報メール等）、市ホームページ及びツイッター等で広報する。
- 4 報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報する。

③ 関係機関相互の連絡

避難勧告・避難指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関へ連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

④ 報告

避難の措置を実施したときは、市長は速やかにその旨を知事に報告する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	警戒区域設定を行う要件	根拠法規
市長	災害が発生し、または、災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があるとき	災害対策基本法第63条
警察官	市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	市長及び警察官がその場にいないとき	災害対策基本法第63条
消防吏員 または 消防団員	災害（水害を除く）の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法第28条、第36条
水防団長 水防団員 または 消防機関に属する者	洪水が発生し、水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

(2) 警戒区域の設定

① 市長

市長は、生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止または退去を命ずる。（災対法 63 条）

② 警察官

市長またはその職権を行う市の職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。

この場合は、ただちにその旨を市長に対して通知する。（災対法 63 条）

③ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。

この場合は、ただちにその旨を市長に通知する。（災対法 63 条）

④ 消防吏員または消防団員等

消防活動・水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場付近に近づけないよう措置をすることができる。（消防法第 28 条・36 条、水

防法第 21 条)

(3) 警戒区域設定の要領

- ア 時機を逸することの無いよう迅速に実施する。
- イ 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- ウ 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- エ 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。
- オ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告または避難指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。
- カ 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

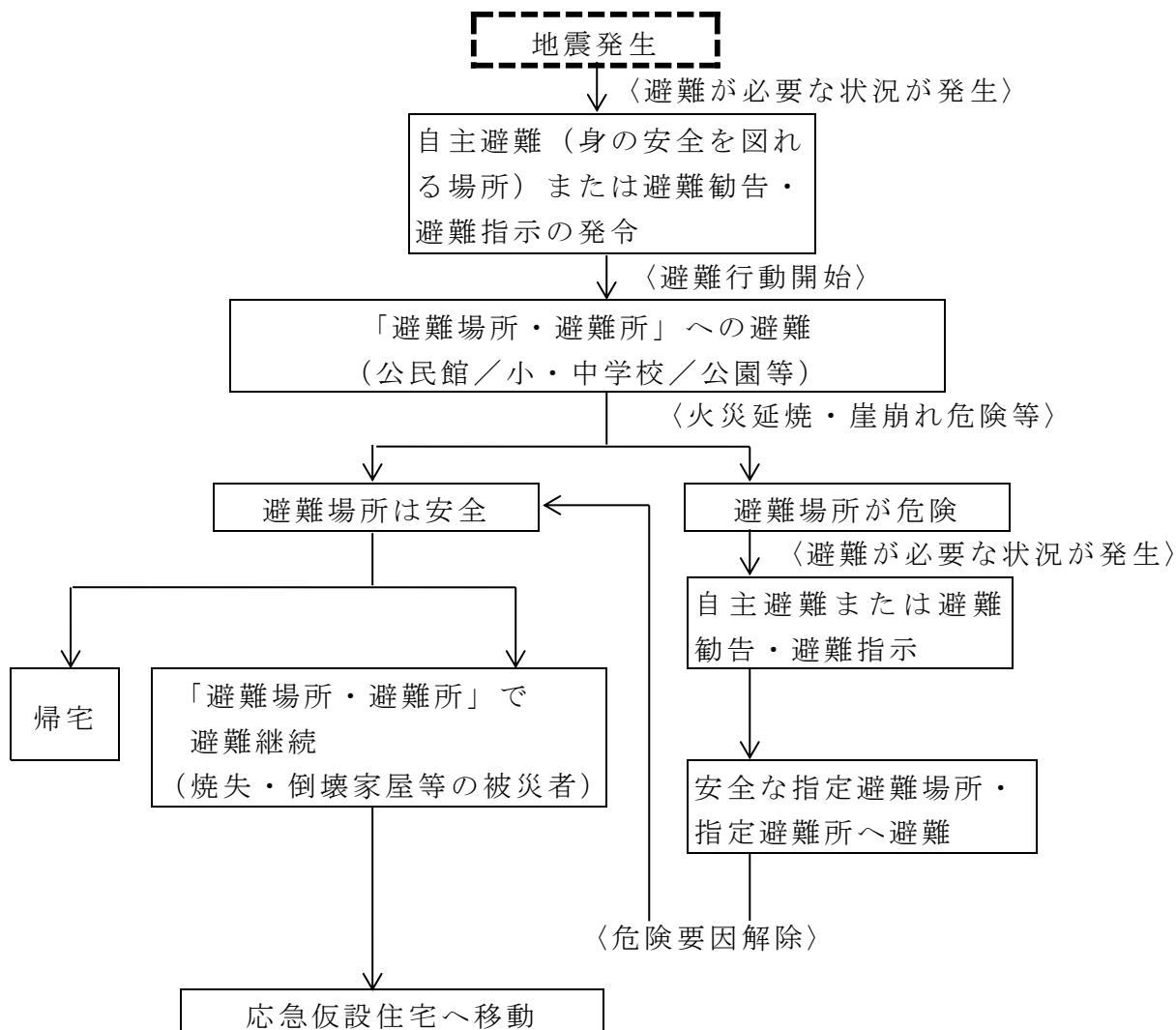
<周知事項>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 設定の理由
警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。2 設定の範囲
「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべく分かりやすく周知する。 |
|---|

4 避難誘導

(1) 避難所等への避難

避難所等への避難は、次に基づき実施する。



■ 図 3-15-1 避難フロー図

(2) 警戒区域設定時の避難

本部長は、市民の危険を防止するため、警戒区域を設定した場合、避難の発令と同時に消防部に対し、区域内の市民を安全な場所へ避難させるよう命ずるとともに警察官、消防団員、町内会等組織、自主防災組織等の協力によりあらかじめ指定する避難所等へ誘導する。

(3) 警戒区域以外の避難

警戒区域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行う。

ア 避難所等までの避難誘導は、市職員、消防団員、町内会等組織、自主防災

組織及び現場の警察官等が行う。

イ 本部長は、必要と認める避難所等に市職員を派遣し、避難収容者の確認及び本部からの指示、情報等の収受に当たらせる。

(4) 学校、事業所等の避難

学校、幼稚園、保育園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とするが、災害の規模、態様により必要と認められるときは、近隣住民等の協力を得るとともに安全な場所への避難誘導に努める。

(5) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

(6) 避難誘導の方法

市、消防機関、警察等が行う避難誘導は、災害の規模、態様に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行う。

ア 避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣住民（自主防災組織）やボランティア等の協力を得て、相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。

イ 避難経路の選定に当たっては、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、危険物取扱施設を避け、その他火災、落下物、危険物、パニックの起こる恐れなどのない経路を選定する。

また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実状を確認して行うように努める。

なお、避難経路は、本部長から特に指示が無いときは、避難の誘導に当たる者が選定するように努める。

ウ 避難経路の要点に誘導員を配置する。

また、危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。

エ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講じる。

オ 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できるだけ町内会単位の集団で行う。

カ 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度にとどめるように指導する。

キ 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保し、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

◆避難場所一覧表

(資料 16-1)

5 避難路及び避難所等の安全確保

地震等による大規模災害が発生し、市民の避難が開始された場合、消防機関は「消防計画」に基づき活動するとともに、警察機関と相互に協力し、避難路及び避難所等の安全確保を図る。

(1) 消防機関の任務

① 避難誘導経路の選定

消防機関は、避難の勧告または避難指示が発令された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災拡大経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全な避難経路について災害対策本部及び警察機関に通報する。

② 避難誘導の実施

市民の避難が開始された場合には、広報車及び当該地域に出動中の消防車両拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、消防団員に対して市民の誘導、避難勧告・避難指示の伝達の徹底に当たるよう要請する。

③ 誘導経路、避難所等の安全確保

火災が発生し、避難勧告または避難指示が発令された場合は、被災者の移動が完了するまでの間、避難所等周辺の火災・延焼防止の消火活動を最優先で行い、誘導経路、避難所等の安全確保に努める。

(2) 警察官の任務

① 避難誘導員の配置

警察機関は、避難勧告または避難指示の発令があった旨の通報を受けたときは、ただちに避難誘導員を要所に配置する。

② 避難誘導の実施

避難誘導員は夜間時の照明資材を始めとして、安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故等が発生しないよう適切な誘導を実施する。

③ 避難場所の警備

避難所等には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と綿密に連絡を取りながら、避難者の保護及び避難所等の秩序保持に努める。

6 来訪者、入所者等の避難

(1) 避難誘導

市の公共施設及び災害対策基本法における「防災上重要な施設」の管理者は、来訪者、入所者等の安全避難のための避難計画に基づき避難誘導を行う。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業

施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員、来訪者の安全な避難を実施する。

（２）避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難勧告・避難指示の発令があり、各施設で来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、災害対策本部へ避難の完了を報告する。

なお、連絡の方法は、一般加入電話、メール、FAX、防災行政無線もしくは伝令による。

7 市民の避難に関する留意事項

（１）避難の優先

避難に当たっては、避難行動要支援者の避難を優先する。

（２）携行品の制限

携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、保険証等）、若干の食料、日用身の回り品等、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

また、比較的時間に余裕のある場合は、おおよそ次のようなものを携行する。

ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

イ １人３食分程度の食料と２～３リットルの飲料水、タオル、ティッシュ、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話等

ウ 服装は軽装とし、素足は避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じて防寒具

（３）自動車等による避難の中止

自動車による避難及び家財の持ち出しは危険なので中止させる。

（４）避難者の移送

避難者の移送は、災害対策本部において安全な移送手段を決定し実施する。

第 16 節 避難所の開設、運営

《計画の方針》

災害発生時は、市、施設管理者、地域住民等で可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受け入れる。

避難所運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、避難行動要支援者に対するケア、男女の視点の違いに十分に配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりを行う。

また、地域住民、学校、行政との協働による避難所の開設、運営に努める。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	避難所の開設
3 時間以内	避難者名簿の作成
6 時間以内	自主防災組織と協働による避難所運営の実施、避難行動要支援者への配慮
12 時間以内	防災関係機関への支援要請
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	
1 週間以内	避難所の閉鎖・期間延長の判断
1 カ月以内	避難所の閉鎖

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 避難所の開設	市民班、公民館班	
2 避難所の運営	防災対策班、市民班、福祉班、公民館班	医師会、自主防災組織、ボランティア等

1 避難所の開設

（１）避難所収容の対象者

避難所に収容する対象者は次のとおりとする。

- ア 住居が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- ウ 災害によって、現に被害を受ける恐れがある者
- エ 避難行動要支援者

（２）避難所の開設

避難所の開設は、次の点を踏まえ事前に策定している「避難所開設・運営マニュアル」に基づいて行う。

なお、災害の種類等を踏まえ、指定した避難所の開設を行う。

ア 開設に先立って、避難所やそこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは災害から安全であるかどうかを確認する。

イ 避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

ウ 市は、避難勧告・避難指示を発令したとき、または市民の自主避難を覚知したときは、ただちに各避難所を開設する。

エ 避難所の開設は、公民館を避難所とする場合は公民館班が行い、公民館以外を避難所とする場合は、各部と連携のうえ市民部が行う。

オ 避難所は、原則として事前に指定した施設とする。

カ 避難所におけるプライバシーの確保等良好な生活環境の確保に努める。

◆避難所一覧表

（資料 16－２）

（３）臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置する。

ア 既存の他の公共施設を利用する。

イ 既存の他の施設（寺社、会社、工場等）を利用する。

ウ 公共用地にテントを設置する。

（４）避難所開設の報告

市長は、避難所を開設したときは知事に対し次の事項を報告する。

ア 避難所開設の日時、場所、施設名

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

（５）避難所の開設期間

開設期間は、地震が発生した日から７日以内とする。ただし、「災害救助法」が適用された場合は、同法の定める期間とする。

（６）避難所開設時における市民への周知

市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、収容すべき者を誘導する。

（７）代替施設の確保

災害の様相が深刻で、市内避難所に開設することができない場合、あるいは適当な建物または場所が無い場合は、県の協力を得て隣接市町村への収

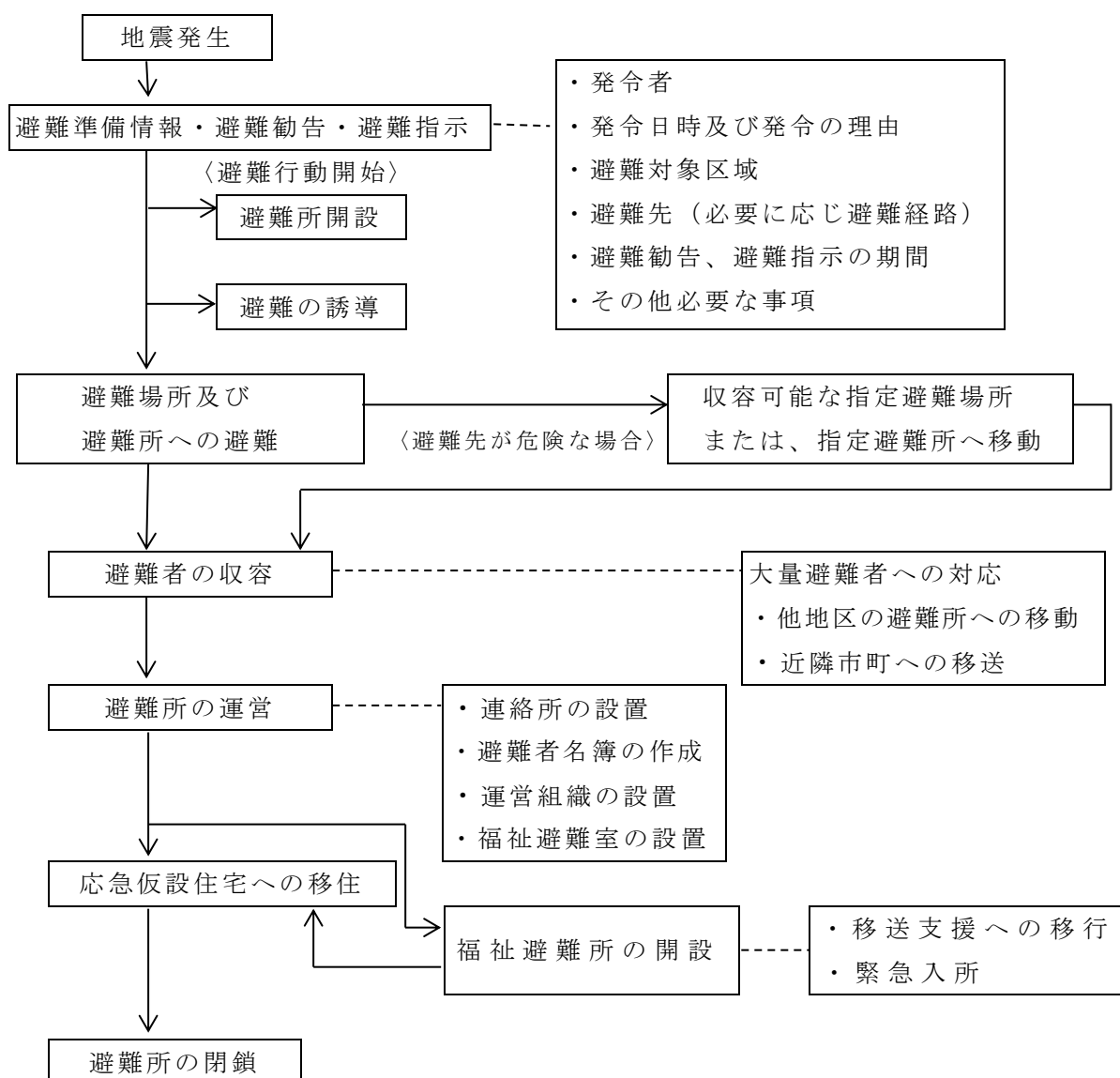
容、あるいは建物等を借り上げて開設する。

2 避難所の運営

(1) 計画の方針

避難所には担当職員を配置し、避難者の把握、保健衛生、清掃、物資の需給配分等、所内の維持に当たる。

なお、避難所における情報伝達、食糧、飲料水等の給付、清掃等の業務は、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て運営する。



■ 図 3 - 16 - 1 避難所等の開設フロー図

（２）管理運営体制

避難所の運営は、公民館班及び市民班の職員（管理運営責任者）が担当する。避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、管理運営責任者が、施設の管理者及び地域の代表者等と連携を取りながら行う。

管理運営責任者は、事前に策定している「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難者による自治組織を結成し、業務ごとのリーダーと併せてそれをサポートする者の選任を要請するとともに、避難者等との連携体制を構築し、次の事項についての的確に行う。

なお、避難所における管理運営責任者の業務は、本部との連絡調整等の対外業務を主体とし、運営は原則として自治組織、ボランティア、自主防災組織等により行う。

また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営についても協力する。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ア | 避難所での秩序維持（班の編制等）と衛生管理（仮設トイレ等） |
| イ | 避難者に対する情報伝達 |
| ウ | テレビ、ラジオ、ミニ広報誌、伝言板等の利用 |
| エ | 仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底 |
| オ | 災害対策本部への避難所情報の電話、FAX等による連絡 |
| カ | 避難行動要支援者、特に女性への配慮 |

（３）運営方法

① 避難所運営組織の設置

避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、管理運営責任者、施設管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行う。

② 世帯ごとの避難者名簿の配布及び作成整理

避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となるため、避難所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、管理運営責任者は避難者名簿（様式１）を作成し、災害対策本部へ報告する。

災害対策本部では、避難者名簿をもとに被災者台帳を作成し、情報提供に役立てる。

③ 避難所内の居住スペースの割り振り

居住スペースの割り振りは、可能な限り、地域・地区（町内会等）ごとにまとまりを持てるように行う。

各居住スペースは、適当な人員（30人程度を目途とする）で編成し、居住スペースごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

④ 食糧、生活必需品の要請、受け取り及び配給

管理運営責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、本部長に報告し、

本部長は関係各部へ調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、そのつど「避難所用物品受払簿」（様式 3）に記入のうえ、居住スペースごとに配給を行う。

⑤ 避難所の運営状況の報告

報告は、各避難所の管理責任者が公民館班長または市民班長へ報告する。

また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。

⑥ 避難所の運営記録の作成

管理運営責任者は、避難所の運営記録として「避難所収容台帳」（様式 2）及び避難所日誌を記入する。

⑦ 女性・高齢者等の参画の推進

ア 運営組織には、男女が参画するようにし、責任者や副責任者等の役員に女性も就くこととする。

イ 女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルール作りを行う。

ウ 班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事づくりやその後片付け、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することが無いようにする。

◆避難に関する様式

（資料 16－3）

（４）避難所における生活環境の保護

避難所の生活環境には常に注意を払い、良好に保つよう次の対策を実施する。

① 避難者情報の管理

公民館班及び市民班は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

② 避難行動要支援者対策

ア 管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における避難行動要支援者について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。

イ 管理運営責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供するなど、避難所での生活について配慮する。

ウ 避難生活の長期化など必要に応じて、福祉避難所（高齢者・障害者福祉施設等）への移動、福祉施設・病院等への緊急入所・緊急入院が行えるよう連絡調整を行う。

エ 避難行動要支援者が避難所での集団生活が困難である場合、福祉班は応急的措置として、避難所の教室・保健室等を活用し、避難行動要支援者のための区画されたスペースを用意し、福祉避難室として対応する。

オ 避難行動要支援者は、避難所生活でも、生活を維持するために福祉サー

ビスが必要となる。そのため、福祉班は関係機関やサービス事業所と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努める。

カ 被災した体験や慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労はもとよりストレスの蓄積により体調の変化や外傷後のストレス障害（PTSD）への進行が懸念されることから、福祉班は、専門家の協力を得ながら避難行動要支援者の心のケア相談に努める。

キ 管理運営責任者は、保護者等と連絡が取れない、または保護者が容易に判明しない年少者について、災害対策本部と連携し保護者等の発見に努め、避難所において一時的な期間、付き添い者などに配慮する。

同時に災害対策本部は、児童相談所などの専門機関への情報提供及び引き継ぎを行う。

③ 女性への配慮

ア 避難所開設・運営への女性等の視点の取り入れ、男女のニーズの違いへの配慮、避難所における妊産婦・乳幼児などへの配慮及び安全・安心の確保に努める。

イ 避難所窓口には、女性が相談しやすいように、女性の窓口要員を配置する。

④ 医療・保健体制

福祉班は、避難者の健康・精神的ケアについて、保健師等による健康相談を行うほか、必要に応じて医師や医療救護班を巡回派遣する。

避難所生活が長期化する場合は、保健師または看護師の常駐等の措置を取り、避難所の適切な衛生状態の維持や被災者の健康状態の把握に努め、栄養及び歯科保健、感染予防等、その他必要な保健指導を実施する。

⑤ 避難所生活長期化への対応

市は、避難所生活の長期化に対応するため必要な設備・機器を業者等から調達する。

ア 生活機器等の確保

洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、炊事設備等生活機器の配備充実に努める。

イ 入浴施設及び洗濯場の確保

自衛隊及び関係機関との連携のもと、仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図るほか、民間入浴施設の開放を要請する。

また、避難行動要支援者及び女性については、特に配慮するものとする。

ウ プライバシー保護

避難者の世帯間を仕切る、間仕切り等を設置するよう努める。

エ 女性への配慮

女性が気兼ねなく着替えや授乳等ができる場所を確保する。

オ 長時間の停電対策

長時間の停電に備え、非常用電源の燃料の確保を行う。

カ 夏の暑さ対策の実施

災害が夏場に起きた場合の暑さ対策として、必要に応じて移動冷房機、冷蔵庫や氷等の確保を行う。

キ 冬の寒さ対策の実施

災害が冬場に起きた場合の寒さ対策として、必要に応じて暖房器具や毛布等の確保を行う。

⑥ 食事療法が必要な者への配慮

避難所において、アレルギーや腎疾患患者等で特別な食事が必要な者について把握し、必要な食糧の調達を手配する。

(5) 管理運営上留意すべき事項

- ア 避難所の維持管理体制の確立
- イ 災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知
- ウ 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告
- エ 自治組織、施設管理者及び行政による連携
- オ 避難者の要望、苦情、相談等の取りまとめ
- カ 環境衛生保護と維持
- キ 避難者の精神安定の維持
- ク 施設の保全管理
- ケ トラブル発生の防止
- コ 避難行動要支援者及び女性への配慮

(6) 学校の避難所対応

① 災害対策本部教育部の基本的対応

学校施設管理者は、臨時校舎の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については管理運営責任者と連絡・調整を図りながら行う。

② 教職員による避難所対応への支援

児童・生徒・学生の在校時、在校していないときに関わらず、学校等が避難所として開設される場合に備え、あらかじめ各学校等に初動体制の支援に当たる教職員を決めておく。

教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童・生徒・学生に関する指導等、本務に支障の無い範囲内で避難所の運営を支援する。

③ 避難所運営の責任

避難所の運営についての責任は、災害対策本部から指定され、派遣された責任者にあるが、施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行いその運営に当たる。

なお、責任者の指定に当たっては、できるだけ避難所に住居に近い者を充てることが望ましい。

第 1 7 節 帰宅困難者支援

《計画の方針》

大規模災害が発生し、バスや鉄道等公共交通機関が停止して、多数の帰宅困難者が発生した場合、市及び関係機関は、帰宅困難者への支援に努める。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	帰宅困難者への情報提供、一時滞在施設の確保と施設への誘導
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	徒歩帰宅者支援の実施

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 市による帰宅困難者支援	総務広報班、防災対策班	事業者等
2 関係機関による帰宅困難者支援		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅長、公共交通機関の運行管理者

1 市による帰宅困難者支援

（１）帰宅困難者に対する交通情報等の情報伝達

帰宅困難者に対する交通状況等の情報伝達は、第 8 節「2 広報手段」に掲げる手段により、総務広報班が広報する。

なお、避難する場所としては所属する組織（会社、学校等）を原則とし、所属組織の建物への避難ができない場合は、一時的に滞在できる施設への避難を呼びかける。

さらに、家族・親戚等の安否確認手段については、N T T が開設する災害用伝言ダイヤル「171」や災害用ブロードバンド伝言板「web171」、携帯電話各社の災害用伝言板サービス」の利用を促す。

（２）一時的に滞在できる施設の確保

市は、関係機関と連携し、公共施設や民間事業所の協力による一時滞在施設の確保を行う。

なお、一時滞在施設では、毛布等の防寒用品、食料及び飲料水等の物資の提供に努める。

（３）公共交通機関運行状況等の情報提供

市は、公共交通機関等と連携し、帰宅困難者に対し、広報車、市ホームページ、ツイッター、登録制メール等により、公共交通機関の運行情報等の情報提供を行う。

（４）徒歩帰宅支援の実施

市は、県と連携し各公共施設のほか、銀行やコンビニ店舗などを徒歩帰宅者の一時休憩所とするとともに、水、電源等の提供による徒歩帰宅者のための支援を行う。

２ 関係機関による帰宅困難者支援

東日本旅客鉄道㈱秋田支社大館駅長及び公共交通機関の運行管理者は、市と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供するよう努める。

第 18 節 防疫・保健衛生対策

《計画の方針》

被災地における防疫、保健衛生に万全を期し、これを迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止を図り、また、市民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	食品の衛生確保、炊き出し等の衛生指導、井戸水等の衛生指導
24 時間以内	避難所等の環境整備
72 時間（3 日）以内	防疫資機材の調達
1 週間以内	感染症の予防

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 防疫対策	環境班、福祉班、病院部	県、薬剤師会
2 食品の衛生監視	環境班、福祉班	県
3 防疫用薬品、資機材等の調達	福祉班	

1 防疫対策

（１）防疫の実施機関

ア 活動に当たっては、福祉班が担当する。

イ 本市単独の措置が不能の場合は、近隣市町や県、国、その他関係機関に応援を求めて実施する。

（２）防疫の実施方法

福祉班は、災害時の防疫措置に必要な薬剤、器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。

① 防疫措置情報の収集・報告

福祉班は、災害発生後、県、警察及び消防等とも連絡を取り、被害状況などの情報を収集するとともに、防疫措置に必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合は、保健所への届出を迅速に行う。

② 薬剤・防疫資機材・人員等の確保

福祉班は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。

また、必要に応じ、秋田県薬剤師会大館北秋田支部、近隣市町村、県などの協力を求める。

ア 薬剤等

市で備蓄保管している薬剤等を確認し、不足分については県にあつせんを要請するとともに、業者より購入する。

イ 防疫班の編成

(ア) 防疫班（班長 1 人、班員 3 人）を災害規模により、1 ないし数個班編成する。

(イ) 検病調査班（医師 1 人、保健師 2、3 人）を災害規模により、1 ないし数個班編成する。

③ 感染症の予防

ア 感染症予防に関する広報

(ア) 福祉班は、感染症予防のための情報を、新聞やラジオ等のメディアの協力を得て広報するほか、地区組織等の協力を得て速やかに感染予防の指導を行う。

(イ) 避難所等における手洗い方法やトイレの衛生管理等の指導を行う。

(ウ) 環境班は、床上浸水について、屋内の清掃方法や消毒方法、家屋周辺の清掃方法を指導する。

イ 消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という（平成 10 年法律第 114 号））。第 27 条の規定により保健所長の判断に基づき実施する。

ウ 鼠族、昆虫等の駆除

感染症法第 28 条の規定により保健所長が定めた地域で実施する。

④ 感染症患者等の発生対応

福祉班及び病院部は、感染症法に基づき速やかに対応する。

◆ 感染症患者収容施設

（資料 15－6）

（3）防疫の記録整備

福祉班は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を保健所長に報告する。

2 食品の衛生監視

環境班及び福祉班は、食品衛生や環境衛生を確保するため、県が行う班編成、監視、指導へ協力する。

(1) 実施機関と体制

① 食品・環境衛生監視指導班の構成

班の構成は、食品衛生監視員や環境衛生監視員が中心となるが、状況によっては、職務経験者やボランティア等の協力要請を行う。

職務経験者については、あらかじめ作成した協力者名簿を活用する。

② 食品衛生協会、生活衛生同業組合との協力体制の確立

関係営業施設における衛生管理の周知徹底に当たっては、営業者団体との情報交換や協力が必要であることから、その体制を確立し、対策を実施する。

③ 分析機関との連携

食中毒発生時の微生物検査や井戸水等の水質検査などの件数増大が予想されるため、緊急時の受入体制の確立等において分析機関との連携を図る。

(2) 実施の方法

① 食品営業施設に対する監視、指導

ア 食品営業施設の衛生管理

(ア) 調理場及び食材調達から、調理・保存等に至るまでの衛生管理を徹底する。

(イ) 営業施設の供給能力を超えないよう注意する。

(ウ) 食中毒の発生しにくいメニューとする。

イ 他県業者の営業施設について

他県業者が製造した食品については、県は当該自治体に輸送時間を考慮した衛生管理について指導を要請する。

② 救護食品に関する啓発の指導

ア ラベル記載内容の確認等

消費期限、賞味期限、製造業者等を確認する。

イ 保管方法と保存期間

(ア) 冷蔵庫の有無に関わらず、食品の保存はできる限り避け、早めに消費する。

(イ) やむを得ず常温保管する場合は、季節、室温、湿度、日差し等に注意し、冷暗所を選ぶ。

ウ 非加熱食品はできるだけ提供しない。

エ 幼児・高齢者等に対する注意

感染・発病の危険性が高いため、安全性の高い食品を提供する。

③ 炊出施設に対する衛生指導

ア 食品の衛生的な取り扱い

食品の食材調達から調理・保存・提供に至る全ての工程で「食品を汚さない」、「加熱する」、「細菌を増やさない」を原則とした衛生管理を徹底する。

イ 調理場所の衛生管理

十分な洗浄、消毒、乾燥等及び鼠族・昆虫の侵入防止に努める。

ウ 食器の衛生指導

安全な水を使用できないところでは、使い捨て食器やペーパータオル等の使用を図る。

エ 調理者等の衛生指導

(ア) 下痢をしている人、負傷している人、化膿創のある人、体調の悪い人等は炊き出しや食事のサービスに従事しない。

(イ) 従事者の手指の洗浄・消毒を励行し、汚れたタオルでの手ふきを避ける。

オ 食材の保管と購入に関する衛生管理

鼠族・害虫等の侵入防止及び食材購入時のラベル記載内容の確認等、保存方法と保存期間に留意する。

④ 生活衛生関係施設に対する監視指導

ア 飲用水等の衛生管理

避難所等の飲用水や使用水の衛生管理について指導する。

イ 共同入浴施設の衛生管理

公衆浴場、旅館の入浴施設、仮設風呂など災害時に利用される入浴施設の衛生管理について指導する。

ウ 避難所のダニ等の衛生害虫の発生防止等について指導する。

⑤ 応援要請

食品・環境衛生監視指導において、監視指導人員が不足することが予想される場合は、近隣自治体職員の派遣、職務経験者の動員やボランティアの募集を要請する。

(3) 広報

災害対策本部を經由して広報を依頼する。また、関係営業施設や一般を対象とした食品・環境衛生の確保に関するリーフレットを配布する。

3 防疫用薬品、資機材等の調達

防疫活動に必要な薬品及び保健衛生資機材は、備蓄品を活用する。災害の規模により医薬品及び器材等が不足する場合は、そのつど調達するとともに、必要に応じて県へあつせんを依頼する。

第 19 節 トイレ対策

《計画の方針》

自宅の被災またはライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ及び携帯トイレを提供し、衛生管理の維持を図る。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	トイレの被災状況（トイレ利用に関する需要）の確認、防災協定締結先へトイレレンタルの打診
6 時間以内	処理施設の被害状況の確認、処理体制の検討
12 時間以内	携帯トイレの確保、仮設トイレの設置開始
24 時間以内	し尿収集開始の検討、処理体制の決定

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 トイレの確保	防災対策班、環境班	
2 快適な利用の確保	環境班	し尿収集運搬業者
3 避難行動要支援者に対する配慮	防災対策班、環境班	

1 トイレの確保

（１）被災状況の確認

職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

トイレの確認については、事前に策定している「避難所開設・運営マニュアル」に基づいて行う。

（２）トイレの確保

① 備蓄携帯トイレ、組立トイレによる対応

ア 避難者の概数を把握する。

イ 避難者に対して携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。

ウ 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回収、県からの緊急供

給で補う。

② 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

ア 避難所等に調達を要する仮設トイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。

イ 防災協定先へ仮設トイレのレンタル供給を依頼する。

ウ 調達が困難な場合は、県に調達の代行を依頼する。

（３）市民・企業等の対応

地震発生から２日間程度に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

2 快適な利用の確保

（１）トイレの使用方法的周知

市は、避難者に対して、避難行動要支援者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法的周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

（２）トイレの衛生管理

① 運営体制の確立

トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、おおむね 24 時間以内に確立する。

② 物資の供給及び衛生管理

市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所等の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアとの連携の下で定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

③ くみ取りの実施

市は、避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

◆し尿収集運搬許可業者名及び車両保有状況一覧表 （資料 15－５）

（３）快適性向上への対策

① 自己処理型トイレの設置

市は、避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理型トイレを設置する。

② 快適に利用するための配慮

市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極的配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、

採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

3 避難行動要支援者に対する配慮

(1) 避難行動要支援者用トイレの設置

避難所に避難行動要支援者用トイレが設置されていない、または使用ができない場合は、避難行動要支援者用簡易トイレを配備する（おおむね 24 時間以内）。

なお、市では車いす対応トイレを備蓄している。

(2) トイレ利用への配慮

避難所等においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助等の実施等により、避難行動要支援者のトイレ利用に配慮する。

第20節 入浴対策

《計画の方針》

自宅の被災またはライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	自衛隊へ入浴支援要請
1 週間以内	旅館・公衆浴場等へ協力要請、必要に応じて県・他市町村に応援要請

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 入浴施設の確保	総務広報班、防災対策班、観光班	自衛隊、事業所等
2 避難行動要支援者に対する配慮	総務広報班、福祉班	

1 入浴施設の確保

（１）県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請

県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は、県や入浴施設を有する他市町村に応援要請を行う。

（２）公衆浴場の再開支援

業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境等を確保する。

(3) 仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。

(4) 被災者への広報

市は、被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(5) 積雪期の対応

冬期間は、特に入浴後の保温対策に配慮し、県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請の強化を図る。

(6) 自衛隊への入浴支援要請

市は、必要に応じ県を通じ、自衛隊への入浴支援を要請する。

2 避難行動要支援者に対する配慮

(1) 交通手段の確保

市は、避難行動要支援者の入浴施設までの交通手段を確保する。

(2) 利用への配慮

要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等を確保する。

(3) 広報の徹底

避難行動要支援者への入浴施設情報の広報を徹底する。

第 2 1 節 動物の救護

《計画の方針》

災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷動物が多数生じる可能性があり、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全のために、飼い主がペットと同行避難することが必要である。

市は、大規模災害時において、県、関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護及び管理の観点から、飼い主の支援及び被災動物の保護に努める。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	収容施設の確保、食料等物資の確保
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	関係機関等との協力体制の確立、動物救護活動、相談窓口の設置、動物感染症の予防措置
1 週間以内	飼い主探しの実施

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 特定動物・愛護動物の対策	市民班、福祉班、公民館班	市民
2 避難所における愛護動物の管理	市民班、福祉班、公民館班	県

1 特定動物・愛護動物の対策

（１）飼い主の役割

大規模災害時、原則として、ペットの飼い主は、人の安全を確保したうえでペットを連れて避難する。避難所によりペットの受け入れが不可の場合は、ペット受け入れ可の避難所への避難指示に従う。

また、日ごろからペットに対してケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

（２）実施機関の役割

緊急時の対応として、市は、県や関係各機関の協力を得ながら実施する。

（３）実施の方法

- ア 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。
- イ 被災動物の収容施設を確保する。
- ウ 被災動物の食料を確保する。
- エ 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

2 避難所における愛護動物の管理

（１）避難所での対応

市は、大規模災害時、同行避難ができることと指定した避難所において、同行避難したペットのためのスペースの確保に努める。

原則的には、動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、様々な人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難所の管理運営担当者が指定するスペースにおいて飼育する。

なお、大規模災害時以外は、避難所への愛護動物の持ち込みは原則禁止する。

（２）避難所での管理

避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。

飼育用スペースの担当者は、被災者及び在宅被災者が所有する愛護動物について、「愛護動物管理台帳」を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て飼育用スペースにおいて管理に努める。

第 2 2 節 避難所外避難者への支援

《計画の方針》

過去の大災害、例えば平成 16 年の新潟中越地震では、避難所外に車やテントで避難生活を送った人が非常に多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地震でも多くの被災者が車中泊を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、それに応じて避難所を選択したりするため、車中泊避難者や避難所以外の避難者に対しても食糧・物資等の提供、情報の提供など必要な支援に努める。

また、避難者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、その予防方法を周知する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	避難者数の把握、食料等配布状況の周知、エコノミークラス症候群の予防指導

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 避難所外避難者の把握	防災対策班、市民班	自主防災組織等
2 避難所外避難者への支援	防災対策班、市民班、福祉班	
3 健康対策	福祉班	

1 避難所外避難者の把握

（１）車中泊避難者・指定外避難所の状況調査（発災後 3 日以内）

被災者は、自宅近くにいたいという強いニーズや様々な事情や目的があ

り、その意思に応じて避難所を選択することから、避難所以外の車、テント、神社、ビニールハウス、公的施設等に避難することもある。

避難所以外の避難所が発生することは自然なことから、町内会等や、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努める。

（２）避難所外避難者の自己申告

車中泊避難者等の避難所外にいる避難者は、市、消防、警察または最寄りの避難所に現況を申告する。

2 避難所外避難者への支援

市は、避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

- ア 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）
- イ 食糧・物資の供給
- ウ 避難者の健康管理、健康指導
- エ 報道機関に依頼し、カーラジオ（FMラジオ等）等を利用した情報の提供

3 健康対策

被災した家屋や車中泊等、避難所以外で長期にわたり生活している避難者の健康状態や生活環境の状況を把握するため、保健師等による健康調査を実施するとともに、要支援者をリストアップし、必要に応じて医療、こころのケア相談所につなげる。また、必要な保健指導を実施する。

（１）エコノミークラス症候群の予防

避難所外避難者は、運動不足やトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を控え、エコノミークラス症候群を発症する可能性が高くなる。

市は、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次の事項を避難者に呼びかける。

- ア 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- イ こまめに十分な水分を取る。
- ウ アルコールを控える。また、できれば禁煙する。

（２）排気ガス車内充満の予防

豪雪時の車利用には、排気ガス車内充満等の危険性もあるため、マフラー付近の除雪を心掛けるように呼びかける。

第 2 3 節 避難行動要支援者等の支援対策

《計画の方針》

地震災害時において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者は、自力では避難できないことや、的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になることなどにより、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な援助を行う。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	地域住民等による避難行動要支援者への情報伝達、地域住民等による安全な場所への避難誘導
3 時間以内	地域住民による避難所への避難誘導
6 時間以内	避難行動要支援者の避難状況の把握、安否確認
12 時間以内	社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認
24 時間以内	福祉避難所等への移動、保健・福祉相談窓口の設置
72 時間（3 日）以内	保健・福祉巡回サービスの開始
1 週間以内	
1 カ月以内	
3 カ月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策	福祉班	自主防災組織、市民、ボランティア団体等
2 在宅避難行動要支援者の安全確保対策	福祉班	民生・児童委員、自主防災組織、市民、ボランティア団体等
3 外国人の安全確保	総務広報班、企画情報班	ボランティア等

1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

（１）救助及び避難誘導

社会福祉施設等の管理者は、各自の避難誘導計画に基づき、入所者等を安

全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設管理者等の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の社会福祉施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

（２）搬送及び受入れ先の確保

社会福祉施設等の管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受け入れ先の確保を図る。

福祉班は、施設管理者等の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受け入れ先を確保する。

（３）食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

社会福祉施設等の管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じたときは、市等に対し応援を要請する。

福祉班は、施設管理者等の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

（４）介護職員等の確保

社会福祉施設等の管理者は、介護職員等を確保するため、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。

福祉班は、施設管理者等の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等への協力を要請する。

（５）巡回相談の実施

福祉班は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て巡回相談を行い、避難行動要支援者の状況やニーズを把握する。

（６）ライフライン優先復旧

電気、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

2 在宅避難行動要支援者の安全確保対策

（１）安否確認、救助

市が避難準備情報・避難勧告等を発表・発令したとき、地域の自主防災組織、町内会等または民生・児童委員は、「避難支援対象者名簿（地域用）」

をもとに避難行動要支援者への情報伝達、避難行動の支援を行うとともに、被災状況については、速やかに市福祉課に連絡をするものとする。

さらに、大災害の発生により、避難行動要支援者の身体、生命の危険がある場合、災害対策基本条例に基づく避難行動要支援者把握用リストにより、安否確認等を行う。

福祉班は、住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や、電気・水道などのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、死傷者等人的被害も多発している場合など（震度5強以上の震災等）、避難行動要支援者の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるときには、市で保管している「避難行動要支援者名簿（全体版）」を活用し、自主防災組織や町内会等、民生・児童委員等と協力し、全ての避難行動要支援者の安否確認を行う。

また、地域からの安否確認情報に応じて、必要な対応を講じるとともに、地域に被害が発生している場合には、避難行動要支援者名簿の未登録者に対しても安否確認を行い、自主防災組織、民生・児童委員、ボランティア等により、あらかじめ定めた役割分担によって、避難行動要支援者の避難支援及び救助を行う。

（２）搬送体制の確保

福祉班は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や市所有の公用車及び社会福祉施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両及びレンタル車を確保することなどにより、避難行動要支援者の搬送活動を行う。

（３）福祉避難所の開設

福祉班は、避難生活の長期化が予測される場合などには、介護が必要な避難行動要支援者のための「福祉避難所」を開設するよう、関連施設管理者に要請するとともに、避難所の中にも避難行動要支援者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保に努める。

（４）避難行動要支援者の状況調査及び情報の提供

在宅や避難所で生活する避難行動要支援者については、安全確保対策を的確に行えるよう状況把握を早期に行うことが必要である。

福祉班は、行政協力員、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、避難行動要支援者のニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

（５）食糧、飲料水等の確保と配布を行う際の避難行動要支援者への配慮

福祉班は、避難行動要支援者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確

保する。

また、配布場所や配布時間を別に設けるなど、避難行動要支援者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

福祉班は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師等で地域ケアシステムの在宅ケアチームを編成し、住宅、避難所等で生活する避難行動要支援者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケア等で各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の設置

福祉班は、災害発生後、ただちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

3 外国人の安全確保

(1) 外国人の避難誘導

日本語を解さない外国人は、災害時において、地理的不案内、生活習慣の違いなどのために適切な行動を取ることが困難な場合が多い。そのため、災害時には、市はボランティア等を活用した外国語による情報提供等を行い、外国人の安全を図るよう努める。

(2) 安否確認、救助

企画情報班は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

総務広報班は、避難所や在宅の外国人への安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

総務広報班は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人に対する相談窓口の開設

企画情報班は、市役所等に外国人に対する「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県及び他市町村が設置する外国人向け相談窓口とのネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第24節 こころのケア対策

《計画の方針》

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民の心の健康の保持・増進に努める。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	(仮) こころのケア相談所の設置
72 時間 (3 日) 以内	避難所への巡回相談及び訪問活動を開始、県に対しこころのケアチームの派遣を要請
1 週間以内	
1 カ月以内	
3 カ月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始、PTSDへの対応

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 こころの健康状況の把握	福祉班	医師会、ボランティア等
2 こころのケア相談	福祉班	医師会

1 こころの健康状況の把握

(1) 被災者のこころの健康状態の把握

ア 福祉班は、県や市医師会の協力を得て、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チーム会議において効果的な処遇の検討を行う。

ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者についても配慮する。

（２）被災者の精神状態の把握

ア 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが備蓄している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

イ 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

ウ 市は、被災によってＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）を示している者について、（仮）「こころのケア相談所」を設置し、カウンセリングなどの適切な対応を行うとともに、ＰＴＳＤに関する広報活動に努める。

（３）継続的要援助者のリストアップ

市は、担当者が交替しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

（４）関係機関との連携の強化

市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。

さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

2 こころのケア相談

（１）（仮）「こころケア相談所」の設置

福祉班は、（仮）「こころのケア相談所」を設置し、被災者の精神衛生状態の悪化を防ぐ。各精神科医療チームの派遣など支援体制の進展に応じて次の活動を実施する。

① 第一段階

県・市医師会及び臨床心理士の協力を得て、精神科医等医師による市立総合病院等での相談、避難所への巡回相談及び訪問活動

② 第二段階

ア 精神科医療チームによる巡回相談、近隣の精神科医療機関への紹介

イ 長期継続が必要なケースの把握及び対応

③ 第三段階

（仮）「こころのケア相談所」におけるメンタルヘルスケアシステムの構築、各避難所及び在宅者の状況把握

④ 第四段階

ア 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回相談、訪問活動

イ ＰＴＳＤへの対応

（２）児童、高齢者、外国人に対する心のケア対策の実施

市は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等専門家による遊び道具を使用した療法（プレイセラピー）を実施するとともに、高齢者に対しても十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行う。

（３）こころのケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「こころのケア」や「P T S D」に関するリーフレット等を被災者に配布するとともに、避難所閉鎖後も継続して心のケアに対処していく。

（４）市職員等の心の健康の保持・増進

災害復旧や被災者の対応に当たる行政職員等の支援者等に対し、支援者自身の心のケアに関する情報を提供する。

また、必要に応じて、県に対して研修会の実施を要請するほか、次のストレス緩和策を実施する。

ア 市は、できるだけ早期に業務内容を明確にし、職員に休息をとらせるためのローテーションに努める。

イ 市は、被災や災害対応現場での支援活動によってP T S Dの疑いのある者について、（仮）「こころのケア相談所」を設置し、カウンセリングなどの適切な対応を行うとともに、P T S Dに関する広報活動に努める。

第 2 5 節 ボランティアの受け入れ

《計画の方針》

大規模な地震災害が市内に発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、市は、被災者の生活救援に当たり、災害に応じてボランティアの協力を得る。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	災害ボランティアセンターの設置、コーディネーターの確保、ボランティアニーズの把握
72 時間（3 日）以内	一般・専門ボランティアの受け入れ

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 ボランティアの分類		
2 ボランティアの活動分野		
3 ボランティアとして活動する個人、団体		
4 受入体制の確立	総務広報班、企画情報班、市民班、福祉班、都市計画班、公民館班、病院部、消防部等	市社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア団体等
5 連携体制の確保	福祉班、各班	県、市社会福祉協議会等

1 ボランティアの分類

災害ボランティアとは、「災害発生後に、行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人や団体」である。

(1) 一般ボランティア

災害時に被災者の救護活動、高齢者、障害者等の介護など労務を提供するボランティア。

(2) 専門（技術）ボランティア

医師や看護師、建築物応急危険度判定など建築・土木関係の専門家、外国語・手話通訳者などの専門家。

2 ボランティアの活動分野

(1) 一般分野

- ア 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- イ 避難所の運営
- ウ 炊き出し、食糧等の配布
- エ 救援物資等の仕分け、輸送
- オ 避難行動要支援者の介護
- カ 清掃
- キ その他被災地における軽作業等

(2) 専門分野

- ア 避難所・救護所等での医療、看護
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 外国語の通訳
- エ 情報の収集整理、広報
- オ 被災者への心理治療
- カ 避難行動要支援者等の看護
- キ 災害ボランティアのコーディネート
- ク その他専門的知識、技能を要する活動

3 ボランティアとして活動する個人、団体

(1) 個人

- ア ボランティア登録者
- イ 地域住民
- ウ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社秋田県支部大館市地区

4 受入体制の確立

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。そこで、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、被害状況や被災者ニーズを把握するとともに、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、市災害対策本部もしくは市福祉班と協議し、関係各機関と連携を図り、災害ボランティアセンターを開設する。福祉班は、その事務局の設置場所を市総合福祉センター内に設置できない場合は、市庁舎内または近隣の公的施設内を提供するとともに、連絡員を派遣する。

① 災害ボランティアセンターの業務

- ア 市災害対策本部との連絡・調整
- イ 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- ウ 各種情報の収集・整理・提供
- エ ボランティアの受付・派遣・コーディネート
- オ 被災者ニーズの把握

② ボランティアへの対応

福祉班は、あらかじめ市社会福祉協議会に災害時のボランティアへの対応を要請し、日ごろから市民の災害ボランティアの育成を行うとともに、両者で、災害時に各地から駆け付けるボランティアへの対応方法についても協議しておく。

③ コーディネーターの確保

災害ボランティアセンターの開設に当たっては、次のような団体あるいは個人にコーディネーターを要請する。

また、このコーディネーターを核として、民間諸団体及び個人ボランティアをネットワーク化し、市や被災住民の要請に応えた活動を展開する。

- ア 被災地の諸事情に詳しく、人的、組織的ネットワークを持っていること。
- イ 市と信頼関係がある、または作ることができること。
- ウ 被災地の中で中立的な立場を保つことができること。
- エ ボランティア活動についての豊富な知識、経験を有していること。
- オ 集団や組織のマネジメントができること。

④ 偽ボランティア対策

災害ボランティアセンターでは、登録したボランティアに対し証明書あるいはワッペンを発行し、ボランティアを装った便乗業者等を識別できるようにする。

（２）ボランティアの受入体制の整備

企画情報班は、市が実施する業務を担うボランティアを受け入れるため、災害ボランティアセンターとの接点になる窓口を各班に設置し、これを統括する。

窓口では、ボランティアについて、班内のニーズ把握、センターへの派遣要請、班内での割り振り、活動場所の提供等の調整を行う。

区 分		活 動 内 容	受入窓口
一 般		炊き出し、食事の提供、水くみ、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話通訳等	市民班 公民館班
専 門	医 療	医療活動（医師・看護師）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理（薬剤師）、健康管理（保健師）、栄養指導（管理栄養士・栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士）等	福祉班 病院部
	応急危険度判定	建物の応急危険度判定（応急危険度判定士）	都市計画班
	避難行動要支援者の支援	避難行動要支援者の介護等（各種支援団体）	福祉班
	語 学	外国語通訳・翻訳等	企画情報班
	アマチュア無線	非常通信等	総務広報班
	応急救護活動等	応急救護活動等（消防職員・機能別消防団員による消防支援隊）	消防部

■表 3-25-1 ボランティアの受入窓口

5 連携体制の確保

福祉班はボランティア活動について、県、市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部大館市地区、各ボランティア団体と連携し、次の支援を行う。

（１）活動拠点の提供

各班は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

（２）資材、機材、設備等の提供

各班は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて資材、機材、設備等を提供する。

(3) 被害状況等の情報提供

各班は、被害状況や被災者ニーズに関する情報の提供を積極的に行う。

(4) ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

(5) ボランティアに対する活動費用の負担

市は必要に応じてボランティアの活動に伴う経費を負担する。

第 26 節 飲料水の確保

《計画の方針》

生命を維持していくために飲料水は不可欠である。災害によって水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、市は、水道施設等の被災と同時に活動を開始し、飲料水の供給に万全を期する。

活動に当たっては、飲料水の確保と給水に必要な資材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持する。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第 35 節「災害救助法の適用」も参照のこと。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	被災状況の把握、個人備蓄による対応
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	給水車による給水
1 週間以内	生活用水の確保

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施期間	水道班	
2 飲料水供給対象者		
3 応急飲料水の確保	水道班	
4 応急飲料水の供給方法	水道班	
5 応援要請	防災対策班、水道班	自衛隊
6 生活用水の確保	水道班	
7 応急給水時の広報	総務広報班、水道班	報道機関
8 給水活動の配慮事項	防災対策班、水道班	ボランティア等

1 実施期間

被災者または断水地域における市民の飲料水の確保については、水道班が実施

する。

2 飲料水供給対象者

災害のための水道、井戸等の供給施設が破壊し、飲料水が汚染し、または枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し供給する。

3 応急飲料水の確保

(1) 応急給水計画の作成

水道班は、応急給水計画を作成し、飲料水を確保する。

① 水道機能の被害状況の早期把握

飲料水の供給に当たっては、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立する。

② 供給目標水量の設定

被災から3日間は1人1日3リットル（飲料水）とし、4日目以降は1人1日20リットル（飲料水プラス生活用水）の供給を目標とする。

(2) 優先的な給水

緊急（特別）に給水を要する人工透析実施病院等に対し、優先的に応急給水をする。

(3) 応急給水資機材の調達

水道班は、あらかじめ定められた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。

被害状況によっては、給水用の車両や資機材が不足する可能性があることから、相互応援体制に基づき他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請する。

(4) 取水拠点（水源）

ア 飲料水の取水は、公設消火栓を原則とする。

イ 消火栓取水が不可能のときは、各浄水場とする。

ウ 災害のため水道の浄水機能が著しく低下している場合は、各配水池の貯留水を利用する等により応急飲料水を確保する。

◆飲料水の採水施設一覧表

（資料 14－2）

4 応急飲料水の供給方法

(1) 計画の方針

水道班は、被災地区の道路事情を勘案し、指定避難所等に対する拠点給水、または給水車等による運搬給水により応急給水を行う。また、水道施設の応急復旧の進捗に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し応急給水を行う。

(2) 給水拠点

応急給水拠点は資料編に示す避難所のうち、第一次避難所である各公民館、次に小・中学校などの規模の大きい施設とする。

(3) 車両（給水車等）による給水

避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者で、本部長が必要と認めた被災者に対して拠点給水する。

(4) 角型ポリ容器等による給水

ア 病院、診療所等で緊急給水の必要があると本部長が認めたものに対し、20 リットル容器を必要個数配備する。

イ 一般被災者に対し、本部長が必要と認めた場合は、10 リットル容器でピストン輸送し配備する。

(5) ポリ袋による給水

避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器等の備えの無い被災者及び一般被災者に対し配給する。

5 応援要請

(1) 応援の要請

市は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、防災協定締結先に応援を要請する。

(2) 自衛隊への要請

(1) によっても処理できない場合は、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。

6 生活用水の確保

災害によって水道機能の停止等により生活用水の確保が困難になった場合、水

道班は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限の水量及び供給に努める。

また、発災から時間が経過するに従って、被災者が求める水は飲料水から生活用水へと増加していくため、それに応じた供給目標水量を検討する。トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では1世帯当たり1日200リットル以上を使うとされ、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくる。

このため、要給水住民数と給水体制を勘案しながら、漸次、1人当たりの給水量を増やしていく。

7 応急給水時の広報

水道班は、被災地区住民に対し応急給水を行うときは応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、給水の場所や時間等の内容について、広報車、張り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

8 給水活動の配慮事項

(1) 給水活動の配慮事項

給水活動の実施に当たっては次のような点に配慮する。

① 優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対して、優先的に給水を実施する。

② 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生を確保する。

③ 避難行動要支援者への配慮

家屋等に被害が無い断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす市民も多いと考えられる。しかし、市民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者や障害者も存在することから、このような避難行動要支援者に対する給水に配慮する。

④ 市民の協力

給水時の混乱防止や、避難行動要支援者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援について、ボランティアに協力を依頼する。

(2) 水質検査の実施及び飲料水の調達体制の整備

市は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導を行

う。

また、災害時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備する。

第 2 7 節 食糧の確保

《計画の方針》

震災によって、炊事はもちろんのこと食糧の確保さえも困難になった場合には、被災者の生命・身体の安全を確保するために、迅速に食糧の供給活動を行う。

また、必要に応じて応急対策に従事する者に対しても食糧の供給を行う。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第 35 節「災害救助法の適用」も参照のこと。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	必要数量の把握、避難所備蓄物資による対応、個人備蓄による対応
6 時間以内	
12 時間以内	防災協定に基づく食糧の確保
24 時間以内	おにぎり、パン等の供給、近隣市町村への応援要請
72 時間（3 日）以内	炊き出し等による食糧の配給

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施期間	総務広報班、市民班、福祉班	
2 食糧供給対象者		
3 災害救助法適用時の食糧の応急供給	防災対策班	
4 食糧の供給品目	防災対策班	県
5 食糧の調達	防災対策班、市民班	
6 食糧の配分及び炊き出しの実施	福祉班	日本赤十字社、婦人団体
7 県、近隣市町村への応援要請	防災対策班	
8 支援物資の受け入れ周知	総務広報班、企画情報班	報道機関

1 実施期間

市民班は、本部長の指示に基づき応急給食の配給、人員、設備等の計画を策定し、食糧の調達及び炊き出しを行う。

なお、炊き出しについては福祉班が主体となり、供給搬送は総務広報班が主体となって実施する。

2 食糧供給対象者

食糧供給の対象者は次のとおりとする。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため炊事のできない者
- ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者で、食糧が確保できない者
- エ 災害現場において災害応急対策に従事する者で、食品の供給を行う必要のある者（この場合は、災害救助法による措置としては認められない）

3 災害救助法適用時の食糧の応急供給

（１）応急供給を行う場合

地震により災害が発生し、またはその恐れがあるときで市長が必要と認めたとき。

（２）炊き出しその他による食品の給与

- ア 避難所に収容された者、住家が被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者
- イ 被災者がただちに食することのできる現物による。
- ウ 費用は、災害救助法及び関係法令に定めるところによる。
- エ 実施期間は、災害発生の日から７日以内とする。

（３）供給基準

一人一日当たり 1,040 円以内とする。

（４）緊急措置

市は、緊急措置のため知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議のうえ供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

4 食糧の供給品目

(1) 災害に応じた品目選定

食糧の給与に当たっては、災害発生の際やライフライン機能の被害状況に応じた品目を選定して行う。

(2) 被災者数及び被災者の考慮

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に応じた食料品目の選定及び必要数量の設定を行う。特に、避難行動要支援者及びアレルギーや腎疾患等で特別な食事が必要な者に配慮した品目の供給に努める。

(3) 基本的な品目

米穀類（米飯を含む）・麺類・乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて肉類・乾加工品類・缶詰類・そ菜類及び漬物等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料類等を給与する。

なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

5 食糧の調達

(1) 食糧の調達

米穀は、市内の米穀小売、卸売業者から調達するが、災害救助法が適用され、小売、卸売業者の所有米穀で不足の場合は知事に要請する。この場合、市長はあらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ東北農政局秋田地域センター北秋田支所長または政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日付食糧庁長官通達）」に基づき応急用米穀の緊急引き渡しを要請し、供給する。

(2) 食品の調達

市民班は、災害の状況及び配給を必要とする被災者数を確認し、市が備蓄する食糧及び防災協定に基づく締結業者等から調達した食品を被災者に給与する。

また、各市場で物資調達のための連絡調整も行う。

(3) 副食、調味料及び野菜の調達

副食（佃煮、梅干し等）、調味料（塩、味噌、醤油等）、野菜等は小売業者及び防災協定締結業者から調達し、災害が甚大で市内での物資の調達が困難な場合は、県及び防災協定締結都市に援助協力を要請する。

また、粉ミルク等については、備蓄品で不足した場合、薬局など粉ミルク販売業者から調達する。

(4) 食糧等救援物資集積地の選定及び管理

ア 食糧等集積地の選定

市民班は、交通及び連絡に便利な公共施設その他適当な場所を食糧の集積地として選定し、調達した救援物資の集配をする。

イ 集積地の管理

市民班は、食糧等の集積を行う場合、集積地に管理責任者及び警備員等を配置し、救援物資管理の万全を期するものとする。

6 食糧の配分及び炊き出しの実施

福祉班は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食糧の給与を、食糧の配分及び炊き出しの実施によって迅速かつ円滑に行う。

また、必要に応じ婦人団体、日本赤十字社秋田県支部に協力を求める。

(1) 炊き出しの実施方法

ア 炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選定し実施する。

イ 配分漏れまたは重複支給者が無いようにするため、組、班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握する。

(2) 現場責任者

福祉班が責任者を配置する。

(3) 炊き出し実施上の留意事項

ア 炊き出しに当たっては、献立の栄養価を考慮するとともに、食品衛生に心掛ける。

イ 被災状況により食器等が確保されるまでは、おにぎりや乾パン、缶詰等を配給する。

◆給食施設一覧表

(資料 14-1)

7 県、近隣市町村への応援要請

市は、市内で多大な被害が発生し、市において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。手続きについては防災対策班が行う。

8 支援物資の受け入れ周知

市は、大規模災害時には、支援物資の受け入れまたは受入制限を決定する。

また、過去の災害において、個人等からの小口の物資では被災地の需要に応じた供給が困難であり、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となった事例があることから、市は、受付品目・期間等の条件の明確化や企業・団体からの受付を個人よりも優先するなど、報道機関を通じて広く市民に周知するよう努める。

なお、品目については、時間の経過に伴い多様化・詳細化する被災地ニーズに対応するよう努める。

第 28 節 生活必需品の確保

《計画の方針》

災害により被服、寝具その他の衣料及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難である市民に対し、衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速確実に行うことにより、民生の安定を図る。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第 35 節「災害救助法の適用」も参照のこと。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	生活必需品の必要数の把握
6 時間以内	避難所へ寝具、日用品、乳児用品等の支給
12 時間以内	防災協定に基づく生活必需品の調達
24 時間以内	その他生活必需品の供給、近隣市町村への応援要請

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施期間	防災対策班	
2 生活必需品の給与及び貸与の対象者		
3 生活必需品の範囲		
4 生活必需品の確保及び配分	総務広報班、防災対策班、市民班	ボランティア等
5 県、近隣市町村への応援要請	防災対策班	
6 支援物資の受け入れ周知	総務広報班、企画情報班	報道機関

1 実施期間

被災者に対する衣料、生活必需品その他物資の給与または貸与は市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保及び市当局までの輸送は知事が行い、被災者に対する支給は市長が実施する。

2 生活必需品の給与及び貸与の対象者

対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊または床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の生活必需品及び家財を喪失し、または、き損した者で、資力の有無に関わらず、これらの物資をただちに入手することができない状態にあり、日常生活を営むことが困難な者とする。

3 生活必需品の範囲

地震災害のため供給する生活物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限の物資を供給する。

- ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- イ 日用品雑貨（石けん、タオル、手拭き、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、サンダル、傘、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウエットティッシュ、紙おむつ等）
- ウ 衣料品（作業着、靴下、洋服、作業服、子ども服等、運動靴等）
- エ 肌着（シャツ、パンツ等）
- オ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切、炊飯器、ガス器具等）
- カ 食器（はし、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- キ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L P ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ、木炭等）
- ク その他（上敷きゴザ、ビニールシート等）

4 生活必需品の確保及び配分

市民班は、各避難所の避難者数や、地区町内会等から提出された避難所以外の救援を必要とする住民数を取りまとめ、生活必需品の品目、数量等を算定し、市の備蓄品、支援物資、流通備蓄物資等により必要数を確保するとともに、配分計画を作成し、配分する。

また、物資の輸送については総務広報班が担当し、関係部局の協力を得て行う。

（１）配布についての配慮

物資の配布は避難所を中心として、その周辺の在宅被災者も含めた形で要望に応じて対応する。その際、避難所運営責任者や避難所自治会組織の代表等と調整を図り、被災者に対して十分な周知を行う。

また、避難所間での配布要望に対し格差が生じないように配慮する。

（２）人員の確保

支給に際しては、備蓄場所からの搬出、小分、配布等の極めて人手を要する作業が生じることから、これらにはボランティアの協力を得る。

5 県、近隣市町村への応援要請

市は、多大な被害を受けたことにより市内において生活必需品の調達が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

県は、市からの要請を受けたときは、近隣市町村等の連携を図りながら生活必需品の調達及び給（貸）与を行う。

◆物資の供給協力等に関する協定

（資料 13－２）

6 支援物資の受け入れ周知

市は、大規模災害時には、支援物資の受け入れまたは受入制限を決定する。

また、過去の災害において、個人等からの小口の物資では被災地の需要に応じた供給が困難であり、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となった事例があることから、市は、受付品目・期間等の条件の明確化や企業・団体からの受け付けを個人よりも優先するなど、報道機関を通じて広く市民に周知するよう努める。

なお、品目については、時間の経過に伴い多様化・詳細化する被災地ニーズに対応するよう努める。

第 29 節 優先給油計画

《計画の方針》

大規模で広域的な災害が発生した場合には、製油所の被災で操業停止や道路網の寸断で、燃料不足が起こる可能性がある。

市は、必要に応じ、防災協定に基づき秋田県石油商業協同組合大館支部に対し、石油製品等の供給を要請する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	市域の燃料供給状況の把握、秋田県石油商業協同組合大館支部への石油製品等の供給要請

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 石油商業協同組合との協定に基づく優先供給の実施	防災対策班	
2 燃料油に係る情報の収集・提供	総務広報班、防災対策班	

1 石油商業協同組合との協定に基づく優先供給の実施

市は、秋田県石油商業協同組合大館支部との間で「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結している。

市は、災害時に緊急支援車両等に必要な燃料の不足が見込まれる場合、本協定に基づき、優先的な給油を秋田県石油商業協同組合大館支部に要請する。

また、市内における燃料の在庫不足または石油元売り各社から市内への燃料の供給不足が見込まれる場合には、県を通じて国に対し、市への燃料の優先供給を要請する。

2 燃料油に係る情報の収集・提供

災害発生時には、秋田県石油商業協同組合大館支部から燃料油の供給に関する

情報を収集するとともに、それらの関係機関と連携しながら、市ホームページ等において、市民への情報提供を実施する。

第 30 節 廃棄物の処理

《計画の方針》

市は、巡視等により迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき住宅、所管道路及び河川施設について、障害物の除去、解体を実施する。除去作業に当たっては、県、近隣市町村、民間事業者等による応援協力体制を活用する。

また、震災地域におけるごみの収集及びし尿の処理等の清掃業務等を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全に努める。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	収集体制・集積場所の検討
12 時間以内	仮設トイレの設置開始
24 時間以内	し尿収集開始
72 時間（3 日）以内	生活ごみ（家庭ごみ）の収集開始
1 週間以内	生活ごみ（粗大ごみ・資源化物）の収集開始、がれき類の収集開始、廃棄物施設の応急復旧

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 障害物の除去	土木班、都市計画班	各道路・河川管理者市建設業協会、県自動車整備振興会大館北秋田支部
2 ごみ処理	環境班	
3 し尿処理	環境班	
4 廃棄物処理施設の応急復旧	環境班	国、県
5 死亡獣畜処理	環境班、農林班	県

1 障害物の除去

（1）道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去を実施する。その

際、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

① 実施担当

市長が除去を必要と認める幹線道路を対象に実施する。

ア 国道（７号）

国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所大館国道出張所に除去を要請する。

イ 県管理国道及び県道

北秋田地域振興局建設部に連絡し、速やかに除去を要請する。

ウ 市道

(ア) 市の機動力及び職員により除去し、交通の確保を図る。

(イ) 市の機械及び労力の不足する場合は、防災協定を結んでいる建設業協会等から調達する。

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国交省東北地方整備局能代河川国道事務所	大館国道出張所	大館市根下戸新町1-68	49-0321	43-5819
北秋田地域振興局	工務課	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-3111	0186-62-9540

■表 3－30－1 関係機関の連絡先リスト

② 除去の方法

土木班は、次により除去を実施する。

ア 除去する道路の優先順位は、次のとおりとする。

＜優先順位＞

- | |
|-----------------------------|
| 1 市民の生命の安定を確保するために重要な道路 |
| 2 災害防止上重要な道路（火災防御線となるような道路） |
| 3 緊急輸送を行ううえで重要な道路 |
| 4 その他応急対策活動上重要な道路 |

イ 除去作業のため必要とする資機材、運搬のための車両等の確保については関係機関の協力を得る。

③ 応援要請

市の能力を超える場合は、県及び関係業者に応援を要請する。

◆民間団体等との協定に関する資料

（資料 8－2）

（２）河川関係障害物の除去

流木等の流出による橋梁被害や、河川のせき止めに起因したはん濫に伴う浸水被害を防止するため、障害物の状況を各施設管理者が調査し、速やかに除去する。

① 実施者

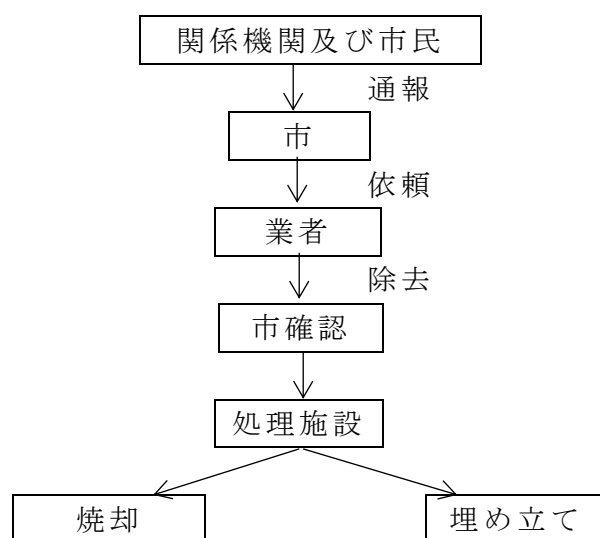
市長が除去を必要と認める河川を対象に実施する。市長は、障害物の状況を各施設管理機関に報告し、除去を要請する。

② 除去の方法

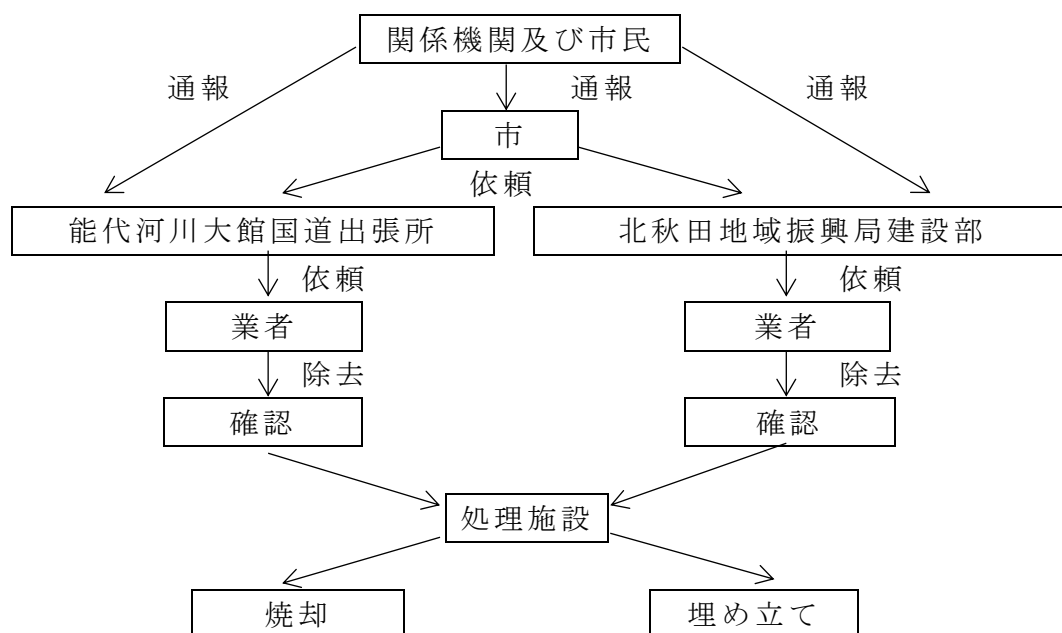
土木班は、次により除去を実施する。

ア 市が管理する河川に架かる橋梁に、流木等の障害物がある場合は、速やかに業者に連絡し、除去を依頼する。

イ 市が管理する以外の河川に同様の状態を発見、または通報があった場合には、各施設管理者に連絡し、障害物除去の要請をする。



■ 図 3 - 30 - 1 河川障害物除去のフロー（市が管理する河川）



■ 図 3 - 30 - 2 河川障害物除去のフロー（市以外が管理する河川）

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国交省東北地方整備局 能代河川国道事務所	大館国道出張所	大館市根下戸新町1-68	49-0321	43-5819
北秋田地域振興局	工務課	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186- 62-3111	0186- 62-9540

■表 3 - 30 - 2 関係機関の連絡先リスト

(3) 住家関係障害物の除去

都市計画班は、職員による巡視などにより迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、災害によって日常生活に著しく支障を及ぼす障害物の除去、解体を実施する。

① 実施担当

災害救助法の適用の有無に関わらず、本部長が必要と認めたとき、障害物除去の実施を決定する。

なお、市において除去が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

② 除去の対象物

除去すべき対象物は、住家及びその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物または建物等の倒壊により発生した障害物とする。

③ 除去の対象者

自らの資力で障害物の除去ができず、次の条件に該当する被災者とする。

ア 障害物のため、日常生活を営むことが困難な状態にあること。

イ 半壊または床上浸水した住家

ウ 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること。

④ 除去の方法

市は、除去作業のため必要とする資機材の種別、数量、保有する業者等を明らかにしておくとともに、障害物の除去を実施する。

(4) 除去障害物集積所の確保

震災によって発生する障害物は、建物の倒壊状況によっては大量になる可能性がある。

市は、最終処分までの間保管する場所を確保することから、空地等に一時集積するとともに、不足の場合は近隣市町村に対して集積場所の確保を要請する。

集積場所が確保できない場合は、次の基準により災害発生場所の近くに設ける。

ア 交通に支障のない国有地、県有地、市有地を確保する

イ 国有地、県有地、市有地に適当な場所が無いときは民有地を使用するが、やむを得ないとき以外は、所有者の了解を求め事後の処理には万全を期すものとする。

（５）除去障害物の処理

① がれき等の発生量の推計

災害発生後、損壊建築物等の情報を速やかに収集し、がれきの発生量を推計する。

② 分別処理の努力

災害時とはいえ、可能な限り分別を行うことが望ましいことから、集積場所において再資源化や有害物質の除去を行う。

また、アスベスト等の有害廃棄物は、廃棄物処理法（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 46 年法律第 300 号）」）の規定に従い、適正な処理を進める。

③ 工作物の保管及び処理・処分

ア 工作物を保管したときは、保管を始めた日から 14 日間、その工作物名などを公示する。

イ 保管した工作物等が消滅または破損する恐れのあるときにおいても、その保管に不相当の費用及び手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管する。

ウ 売却の方法、手続きは競争入札または随意契約による。

2 ごみ処理

災害による大量のごみ等の発生は、市民生活や応急対策に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信のふくそう、交通の混雑等を十分に考慮したうえで、市は、ごみの処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。

なお、清掃事業は、市町村が個別に行う事業であるため、被災地域が局所的となるような場合は、市町村間での協力が有効である。このため、近隣市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備する。

（１）実施機関

ごみ処理は、環境班が実施する。

（２）ごみ排出量の推定

環境班は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、焼失家屋のがれき）と一般住宅により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し震災廃棄物処理実施計画を策定する。

（３）作業体制の確保

環境班は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援

体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

(4) 実施の方法

被災地及び避難所の一般ごみは委託業者・許可業者・車両借上業者等からなる専属収集班が市のごみ分別に従い計画的に収集する。

なお、家庭ごみの収集を優先し、状況に応じて一時的に他の収集を休止・変更する。

① 状況把握

環境班は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

② 市民への広報

環境班は、速やかに仮設集積所及び収集日時を定めて市民に広報する。

③ 収集運搬処理

環境班は、市民によって集められた仮設集積所のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運び処理する。その際、被災地のごみの排出量が市の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市町村や他の民間廃棄物処理業者に依頼し、トラック等車両及び作業員を確保して、収集運搬を能率的かつ衛生的に収集運搬を実施する。

ア 避難所が開設された場合は、毎日収集を原則とし、避難所専属収集班を編成して当たるほか、排出物はそれぞれのごみ処理施設に搬入する。

イ 被災者が自己の住居で生活している被災地区についても上記と同様とするが、収集はいずれの場合も道路の障害物除去後に実施する。

また、収集運搬処理の手段が無い場合は、県と協議し、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

◆ごみ収集車（委託）車両保有状況一覧表 （資料 15－3）

◆ごみ収集運搬許可業者名及び車両保有状況一覧表 （資料 15－4）

(5) 処理方法

環境班は、次によりごみ処理を実施する。

ア 搬入された可燃ごみは大館クリーンセンターにおいて処理し、不燃ごみは、粗大ごみ処理施設または最終処分場に運搬し、埋立処分するものとする。

イ 被災が広域にわたり、しかも環境上緊急を要する場合は、あらかじめ選定した処分場において焼却または埋め立てするか、他の市町村等の処理施設において焼却または埋め立てを行うこととする。

ただし、野焼きは新たな環境汚染の原因となることから実施しない。

◆ごみ処理施設一覧表 （資料 15－1）

(6) 仮置場、処分場の選定

予定していた処理施設が被災などにより使用できない場合は、必要に応じて仮置場、処分場の選定を行う。

なお、次の事項に注意する。

- ア 塵芥を埋め立てできる場所であること。
- イ 地理的条件を考慮して選定すること。
- ウ 人家から相当の距離を有し、衛生上影響の無い場所であること。

(7) 仮置場、処分場開設の公示

市長は、仮置場または処分場を設置したときは、ただちにその旨を公示するとともに、その状況を次により知事に報告し、関係機関に通報する。

- 1 開設の日時及び場所
- 2 受け入れする廃棄物の種類及び開場の時間
- 3 開設期間の見込み

(8) 応援要請

可搬式の破砕機が県内で調達できない場合は、県外自治体を通じ県外業者に応援要請を求める。

(9) ごみ処理実施上の留意事項

- ア 災害救助法適用時における手続き上の資料の把握と書類整備
- イ 災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知

3 し尿処理

市は、被災地のし尿処理を迅速に実施し、住民の保健衛生の保全を積極的に図る。また、収集運搬、処理等の状況により、近隣自治体に応援要請を行う。

(1) 実施機関

し尿処理は、環境班が実施する。

(2) し尿処理排出量の推定

環境班は、早急に収集処理を行うため、地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋のくみ取り式便槽及び避難所等仮設トイレのし尿排出量を推計する。

(3) 作業体制の確保

環境班は、し尿処理の実施に必要な人員、車両、機材等の確保に努める。

また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。なお、仮設トイレの設置が必要な場合は、レンタル業者等から必要数を確保する。

（４）実施の方法

被災地及び避難所のし尿は、許可業者及び近隣自治体の応援隊からなる専属収集班を組織し、毎日収集を原則とする。

① 状況把握

環境班は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

② 仮設トイレの設置

仮設トイレの必要数（被災世帯数（人数）等により算出）をレンタル業者等に手配し、設置する。

③ 収集・運搬

被災地区及び仮設トイレのくみ取りに対しては、専属収集班を編成しこれに当たる。

（５）処理

くみ取りしたし尿は、環境センター等に搬入するが、施設利用が不可能の場合、復旧までの間は近隣自治体の施設へ搬出する。

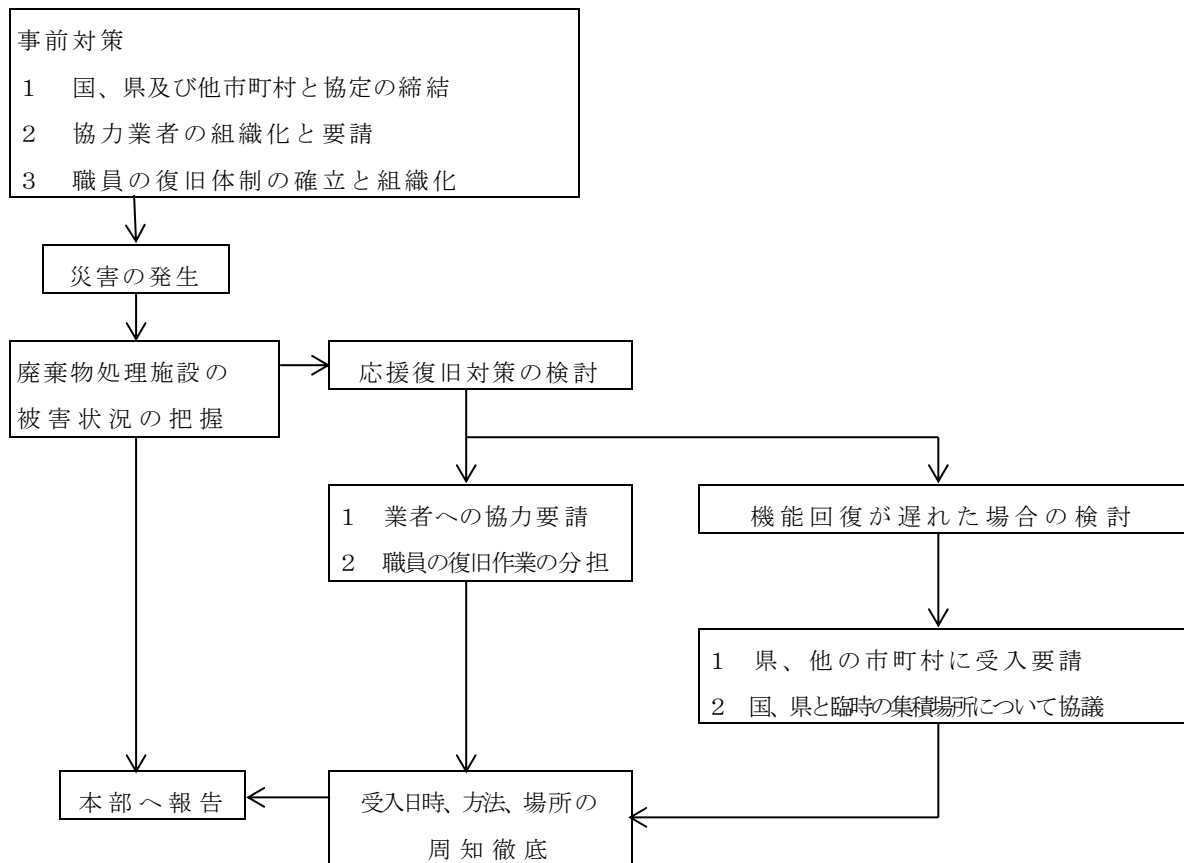
◆し尿処理施設一覧表

（資料 15－２）

4 廃棄物処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設が被災することによる市民生活への影響を最小限にとどめ、災害復旧に伴い発生する廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）を速やかに処理するために、廃棄物処理施設の機能を使用可能な状態に回復する。

機能回復が遅れ施設が使用できない場合は、県または他の市町村に受け入れを要請するとともに、国、県と協議して臨時の集積場所を確保する。



■ 図 3－30－3 計画の体系

（１）実施の主体

環境班は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）の応急復旧を実施する。

（２）施設の応急復旧

① 施設被害の把握

環境班は、災害発生と同時に施設パトロールを実施し、被災状況の把握に努める。

② 応急復旧

市民生活への影響を最小限にとどめるとともに、災害復旧に伴う廃棄物の受け入れを考慮して、次の対策措置を講じる。

ア 施設が被災したときは、その施設の機能回復を重点とした応急復旧工事を策定する。

イ 保有資機材及び職員を投入し、被災設備の応急復旧を速やかに行うとともに、設備メーカーに対して緊急修理の要請をする。

ウ 被災設備の応急復旧に必要な資機材が不足する場合は、資機材メーカーに対して緊急供給の要請をする。

エ 設備の運転に必要な燃料・電気・水等を関係機関・業者等と連携して確

保する。

（３）応援要請等

廃棄物処理施設の機能回復ができないか、大幅に遅れることが予想される場合、県及び他の市町村に廃棄物の受け入れを要請する。また、国及び県と協議して臨時の集積場所を確保する。

なお、担当班だけでは処理できない大量の廃棄物が発生したときは、各部の協力課等を活用して対応する。

① 他の市町村への要請

ア 廃棄物処理施設への受け入れ

② 県への要請

ア 産廃処理施設（受け入れ）

イ 流域下水道（し尿の受け入れ）

ウ 県有地（廃棄物の臨時集積場）

③ 広域処理支援

廃棄物の広域処理については、県、市町村及び関係団体が連携して行う。

（４）広報

次の事案が発生した場合、広報を実施し、周知を図る。

① 廃棄物処理施設の一時受け入れ停止

ア 理由

イ 対策の進捗状況

ウ 復旧見込み時期

② 災害復旧に伴う廃棄物の受け入れ

ア 開始日時

イ 方法

ウ 場所

③ 市が受け入れできない場合

ア 開始日時

イ 方法（県及び他の市町村が受け入れる場合）

ウ 場所（国及び県が受け入れる臨時の集積場所）

5 死亡獣畜処理

災害によって獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）が死亡した際の処理は、家畜検査冷蔵保管施設に飼い主が自らの責任で行う。市は、家畜が死亡した場合、所有者自らまたは産業廃棄物収集運搬業者に委託して、速やかに死亡獣畜を取扱場所等に搬入し、適正な処理を指導する。

ただし、交通が遮断されて家畜検査冷蔵保管施設に搬送が困難な場合や自らの

責任で処理できない場合等については、市が新たな区域を死亡埋却場に指定し畜主に使用させるか、市が直接処理する。

（１）実施機関

市は、災害により交通が遮断されるなど家畜検査冷蔵保管施設が使用できない場合は、庁内関係機関が連携を図り、保健所の許可を得て新たな区域を埋却場に指定し畜主に使用させる。

死亡獣畜の畜主が、何らかの理由で自ら処理できない場合は、市が埋設場に搬送し処理する。

（２）実施の方法

① 処理方針

死亡獣畜の処理は、あらかじめ家畜検査冷蔵保管施設で行う。

ただし、家畜検査冷蔵保管施設に搬送できない状況が発生した場合は、新たに保健所の許可を受けた埋却場を使用する。

死亡獣畜が家畜伝染病に罹患している場合には、家畜伝染病予防法に基づく措置を実施する。

また、生後 24 カ月齢以上の死亡牛にあつては、家畜保健衛生所が行う B S E 検査により陰性が確認されたものに限り埋却する。

② 処理方法

死亡獣畜を埋却する穴の深さは、投入した死亡獣畜の上部から地表まで 1 m 以上の深さとし、クレゾールせっけん液及び石灰等を散布し、土砂で覆う

第 3 1 節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・埋火葬

《計画の方針》

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索、または遺体の処理・収容・埋火葬を行い、被災者の精神的な安定を図る。

なお、市は、県が策定する「大規模災害時における遺体処理・埋火葬等計画」に基づき遺体の捜索、安置、埋葬等を行うものとする。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	行方不明者の捜索
12 時間以内	
24 時間以内	ドライアイス、霊柩車、納棺用品等の確保、火葬場の被災状況の確認
72 時間（3 日）以内	遺体安置所への搬送、身元確認、火葬

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 行方不明者及び遺体の捜索	防災対策班、市民班、消防部	自衛隊、警察、市民等
2 遺体の処理	市民班	警察、医師会、日本赤十字社等
3 遺体の収容・安置	総務広報班、市民班	県、警察等
4 遺体の埋火葬	総務広報班、市民班	県トラック協会等
5 大規模災害時における遺体搬送、埋火葬	防災対策班、市民班	県

1 行方不明者及び遺体の捜索

（１）実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て
 行い、知事から委任された場合または知事による救助のいとまが無い場合

は、市長が知事の補助機関として行う。

イ 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

① 対象

遺体の搜索は、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定されている者に対して行う。

② 支出費用

遺体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費の実費とする。

③ 実施機関

遺体の搜索の実施機関は、原則として平成 12 年厚生省告示第 144 号に基づき、災害発生の日から 10 日間以内とする。

(3) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

上記(2)に準じて実施する。

(4) 搜索の方法

ア 市民班は、市庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、搜索依頼・届出受付の窓口とする。

イ 届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣などについて、可能な限り詳細に聞き取り記録する。

ウ 届出については、まず避難所収容記録簿に当たり確認する。

エ 本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿（要搜索者リスト）を作成する。

オ 行方不明者の搜索、救出活動に当たっては、災害対策本部、消防、警察、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。

カ 現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると判断される者については、ただちに遺体搜索に切り替える。

キ 遺体の搜索は、消防団、地域住民等の協力を得て搜索に必要な舟艇その他機械器具を借り上げて行う。

(5) 関係機関による活動

① 警察

警察は、市、消防団等関係機関の協力を得て、可能な限り遺体発見場所の写真撮影や地図への表示など、発見状況を明らかにする。

② 陸上自衛隊第 21 普通科連隊

自衛隊は、被災現場において、行方不明者の捜索による救助活動を行う。

③ 消防本部・消防団

消防機関は、市、警察及び自衛隊等関係機関と連携して救助活動を行う。

2 遺体の処理

(1) 実施責任者

① 市長

ア 市民班は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を、大館北秋田医師会等の関係機関の協力を得て行う。

イ 災害救助法が適用された場合は、日本赤十字社秋田県支部大館市地区が、同法第 16 条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、遺体の処理を行う。

② 警察

ア 警察官は、災害によって死亡したと認められる遺体を発見したとき、または死体がある旨の届出を受けた場合は速やかに警察署長に報告し、「警察等が取り扱う死体の死因または身元の調査等に関する法律（平成 24 年 6 月 22 日法律第 34 号）」に基づき、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表や発見場所等の調査を行う。

ただし、死亡者を認識できない場合等は、戸籍法 92 条第 1 項に規定する検視調書を作り、遅滞なく死亡地の市町村長に死亡の報告をする。

イ 遺体の身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族などに引き渡す。

ただし、当該者に引き渡すことができない場合は、墓地、埋葬等に関する法律等により死亡地の市町村長に、遺体の身元を明らかにすることができないと認められる場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法等により所在地の市町村長に、遅延無く、着衣及び所持品とともに当該遺体を引き渡す。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

① 対象

災害の際、死亡した者に関わる遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施する。

実施に当たっては、人心の安定、防疫または遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮する。

② 支出費用

次に掲げる費用は、災害救助法施行細則による。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

- ウ 救護班によらない検案のための費用
- エ 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費

③ 実施期間

遺体処理の実施機関は、原則として平成12年厚生省告示第144号に基づき、災害発生の日から10日間以内とする。

(3) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記(2)に準じて実施する。

(4) 遺体の取り扱い

- ア 災害現場から遺体を発見した者は、ただちに警察署または直近の警察職員にその旨を通報する。
- イ 警察は、遺体の調査・検視を行う。
- ウ 捜索により発見された遺体は、遺体安置所に搬送し、納棺する。
- エ 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。
- オ 警察は、調査・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族または関係者に引き渡す。
- カ 遺族等の引き取り者が無い場合、または遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として埋火葬を行う。
- キ 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。

(5) 身元不明者の取り扱い

- ア 県警察本部等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取り扱いについて協議を行う。
- イ 遺族その他より遺体の引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳等に整理のうえ、引き渡す。
- ウ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うとともに、被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として取り扱う。
- エ 県、県警察本部と連携し、遺体安置所等に所持金品等の内容提示や報道機関への情報提供及び問い合わせ窓口の開設を行う。
- オ 県警察は、市及び地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(6) 川、沼等での漂流遺体の処理

① 遺体の身元が判明している場合

身元が判明している遺体が漂流、漂着したときは、警察官はただちにその遺族、親戚、縁者または災害発生地の上長に連絡し引き取らせる。

ただし、被災地域に災害救助法が適用されている場合、これを引き取らせることができないときは、知事に漂流、漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。

② 遺体の身元が判明していない場合

遺体の身元が判明していない場合であっても、災害救助法が適用されたり、被災地市町村から漂流、漂着したものと推定される場合は、前記と同じように取り扱う。

なお、遺体の取り扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておく。また、遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、市長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法」（明治 32 年法律 93 号）により処理する。

3 遺体の収容・安置

調査を終えた遺体については、関係各機関の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり収容・安置する。

（１）安置所の確保

遺体安置所及び検視場所については、複数の施設を避難所や救護所とは別に、公共施設等をあらかじめ指定し、災害対策本部が災害の規模などの状況を勘案し、迅速に決定する。

なお、安置所には管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。また、県、警察と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。

（２）台帳の整備

「死体収容台帳」を作成するとともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

（３）納棺用品等の確保

遺体の安置に当たっては、ドライアイス、納棺用品等必要な用品を業者から調達する。

（４）遺体の引き渡し

遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、警察と協力して、死体処理台帳により整理のうえ引き渡す。身元が判明した遺体を遺族に引き渡す場合は、警察と協力して、着衣、所持金品等の品目や数量等を確実に確認させる。

身元不明遺体、引き取り人のいない遺体については、着衣、所持金品等も

含め、警察から引き取る。

(5) 広報

身元不明者の確認のため、遺体安置場所に所持金品等の内容掲示のほか、広報おおだて、マスコミ等へ災害対策本部を通じた広報を行う。

(6) 報告

遺体の収容状況を定期的に災害対策本部へ報告する。

◆遺体の搜索、処理、埋葬に関する資料

(資料 8－8)

4 遺体の埋火葬

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けているため、市長が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

① 対象

災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合、または死亡した者に遺族がない等のため埋火葬が困難な場合。

② 支出費用

埋火葬のため支出できる費用は、災害救助法施行細則による。

③ 実施機関

遺体の埋火葬は、原則として、平成 12 年厚生省告示第 144 号に基づき、災害発生の日から 10 日間以内とする。

(3) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記(2)に準じて実施する。

(4) 埋火葬の方法

ア 原則として火葬するが、習慣または状況により土葬する。

イ 棺、または骨壺等埋火葬に必要な用品の支給及び火葬、埋葬、または納骨等の役務の提供を原則とする。

ウ 引受人が見つからない遺体については、死亡診断書等により埋火葬の手続きを行う。

エ 縁故者の判明しない焼骨または縁故者が墓地を有していない焼骨を一時

保管し、縁故者が判明次第または墓地を確保次第引き継ぐ。また、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵、または寺院の無縁墓地に埋葬する。

(5) 費用

ア 原則として、市が負担する。その他の費用については、県と協議して決定する。

イ 災害救助法が適用された場合については同法による。

(6) 応援要請

災害による死者が多数に及び、遺体の収容、斎場の火葬能力を超える場合は、次により応援要請を行う。

ア 民間の所有する霊柩車の出動を要請する。

イ 近隣市町村の火葬場使用についての受け入れを要請する。

ウ 埋火葬に相当の日時を要する場合は、遺体安置場所での一定期間保存するため、ドライアイスを多量に必要とするので、民間の業者に依頼する。

エ 市民班だけでは対応が困難な場合は、各部の協力班などを活用する。

機 関 名 称	担 当 部 局	連 絡 先 住 所	電 話	F A X
秋 田 県 霊 柩 自 動 車 協 会	秋 田 県 ト ラ ッ ク 協 会 内	秋 田 市 寺 内 蛭 根 1-15-20	018-863-5331	018-863-7354
秋 田 県 葬 祭 業 協 同 組 合 連 合 会	(有)石田精光舎	大 館 市 字 新 町 17	42-0339	42-0316
	(有)ひない葬儀舎	大 館 市 比 内 町 扇 田 字 南 扇 田 107	55-0187	55-3113
	(資)大館葬儀社	大 館 市 有 浦 三 丁 目 1-46	42-0841	49-4745

■ 表 3 - 31 - 1 連 絡 先 リ ス ト

(7) 広報

身元不明者の確認のため、遺体安置場所に所持金品等の内容掲示のほか、広報おおだて、マスコミ等へ災害対策本部を通じた広報を行う。

(8) 報告

遺体の収容状況を定期的に災害対策本部へ報告する。

5 大規模災害時における遺体搬送、埋火葬

(1) 遺体の搬送

市は、遺体搬送が困難な場合、他市町村や県へ遺体の搬送、資機材等につ

いて応援を要請する。

（２）遺体の埋火葬

市は、「大規模災害時における火葬業務マニュアル」等を策定し、迅速かつ適切に火葬等を実施する。

遺体が市の火葬能力を超えると判断するときは、県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を県に対して要請する。

第 3 2 節 学校等における応急対策

《計画の方針》

教育部及び各学校長は、災害が発生した場合は児童・生徒の安全確保を最優先し、災害のため平常の学校教育の実施が困難となった場合は、緊密に連絡し、県教育委員会など関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するとともに、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施する。

なお、私立学校についても同様の対策を講じるよう要請する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	在校児童・生徒の避難・安否確認、避難児童・生徒等の安全確保、被災状況の把握及び報告
3 時間以内	保護者への安否情報の提供、児童・生徒の帰宅または保護継続、避難所開設・運営協力
6 時間以内	授業実施の判断及び連絡
12 時間以内	
24 時間以内	非在校児童・生徒の安否確認
72 時間（3 日）以内	
1 週間以内	学用品等の手配、学校再開の時期等の判断・準備

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害発生直後の体制	教育総務班、学校教育班	警察
2 応急教育の実施	教育総務班、学校教育班	県教育委員会
3 教科書、学用品の調達及び支給	教育総務班、学校教育班	県教育委員会
4 学校給食対策	教育総務班、学校教育班	県教育委員会、保健所

1 災害発生直後の体制

適切な避難の指示により児童・生徒の安全を確保するとともに、災害の規模、児童・生徒及び学校施設の被害状況を把握し、必要に応じ臨時休校等の措置を取る。

(1) 非常体制の確立

① 教職員の非常招集

学校長等は教職員を非常招集するとともに、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

② 情報等の収集・伝達体制

ア 市は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合、学校長等に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

イ 学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

ウ 学校長等は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、またはその恐れがある場合は、ただちにその状況を、教育委員会及びその他関係機関に報告する。

③ 協力体制の確立

市は、警察、消防署及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。

(2) 児童・生徒の避難等

在校時に地震が発生した場合、次により児童・生徒の避難を実施する。

① 情報の伝達

児童・生徒への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

② 避難の指示

学校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

③ 避難の誘導

学校長等及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市教育委員会や消防署、警察など関係機関の指示及び協力を得て行う。

④ 休校措置

学校長等は、市教育委員会と協議し、必要に応じて臨時休校の措置を取る。

帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させ、特に低学年児童は教職員が地区別に付き添うか、または保護者に連絡のうえ直接引き渡すなど、安全を確保する。

⑤ 下校時の危険防止

学校長等は、下校途中における危険・事故を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校、または教職員による引率等の措置を講ずる。

⑥ 校内保護

学校長等は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。

なお、市教育委員会に対し速やかに、児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

⑦ 保護衛生

学校長等は、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

(3) 在校時以外の措置

① 休校措置

休日や夜間、早朝（登校前）に休校措置を決定したときは、ただちに各学校等で定める緊急時連絡網などにより、保護者または児童・生徒に徹底させるとともに市教育委員会に報告する。

② 安否確認

教育部及び各学校長等は、災害発生が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童・生徒の安否確認を行う。

(4) 被害状況の把握と報告

学校長等施設の管理者は、適切な緊急避難の指示をするとともに、災害の規模、児童・生徒及び学校施設の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

2 応急教育の実施

被害の程度及び状況に応じて、代替施設の確保に努める。

また、教職員の確保が困難な場合は、市教育委員会管内での調整や県教育委員会に対する補助教員の配置要請等を行い、応急教育の実施に努める。

教育部は、被災した学校等の教育活動を早期に再開するための措置を講ずる。特に、被災した学校が一部の地域に偏る場合には、無被災地域の学校による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校間における施設や教職員等に関する相互協力体制を整備する。

(1) 文教施設の確保

教育部は、教育施設等の確保に努め、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずる。

ア 校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能な場合は、できる限り速やかに補修し、施設を確保して授業の再開に努める。

イ 一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合同または二部授業を行う。

ウ 校舎の一部が利用できない場合は、被災を免れた教室などを利用する。学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理または補強をするなど学校教育に支障を及ぼさないよう措置を講じ、合同または二部授業を行うなどして、できる限り休校を避ける。

エ 一時使用不可能になった校舎が短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散して授業を実施する。

余裕のある学校が無い場合は、公民館、体育館その他の公共施設等を利用して授業を行う。

カ 教育施設が確保できない場合は、プレハブ等の仮校舎を建設する。

キ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建計画を立て、その具体化を図る。

（２）教員の確保

教育部は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じる。

① 参集体制の整備

災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

② 被災により教員を確保できない場合の処置

ア 少数の場合は、学校内で調整する。

イ 学校内で調整できない場合は、市教育委員会管内で調整する。

ウ 県教育委員会に対し補助教員の配置を要請する。

（３）被災児童・生徒の保護

① 健康診断の実施

教育部は、被災地域の児童・生徒に対して、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。

② 児童・生徒への指導

学校長は、児童・生徒に対し、災害によって生じた危険な場所には近づかないように指導の徹底を図る。

（４）学校飼育動物の保護

ア 被災動物の集中管理場の確保に努める。

イ 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿処理等の環境保全に努める。

ウ 被災動物の飼料不足が発生しないよう飼料調達に努める。

3 教科書、学用品の調達及び支給

被災により就学上著しく支障のある児童生徒がいる場合、教科書、学用品を調達し支給する。

また、文房具、通学用品を喪失または棄損し、しかも災害のためただちに入手が困難な児童・生徒の人員、品目を調査のうえ、その確保に努める。

(1) 対象者

- ア 小学校児童及び中学校生徒
- イ 災害によって住家に被害を受けた児童・生徒
- ウ 学用品が無く、就学に支障を生じている児童・生徒

(2) 支給の品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 教科書等の確保

① 支給の方法

ア 教科書の調達・支給は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、県に報告するとともに教育部において一括調達し、学校長を経て速やかに支給する。

教育部は、自ら学用品等の支給の実施が困難な場合は、県へ学用品等の支給の実施、調達について応援を要請する。

イ 教科書販売会社と連絡を取り、必要冊数を確保し、支給する。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第 35 節「災害救助法の適用」も参照のこと。

4 学校給食対策

災害により給食が実施できないときは、パン、牛乳等の簡易給食を実施する。

(1) 応急措置

- ア 学校給食施設、設備及びパン等その他給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、学校給食が困難な場合には中止等の措置を取る。
- イ 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。

（２）応急復旧

- ア 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に努める。
- イ 児童、生徒、学校職員の感染症の発生状況を調査確認し、必要に応じ保健所等と協力し、防疫措置を講じる。
- ウ 市教育委員会は応急給食を実施するため、「災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）」の申請を行うものとする。

第 3 3 節 児童・生徒のこころのケア

《計画の方針》

児童・生徒が災害から受ける心の衝撃は大人よりも大きいと言われ、心や身体の不調が大人と違ったかたちで現れる傾向がある。精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的な不調等へ適切に対応して、児童・生徒の心の健康保持、増進に努める。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	カウンセラー派遣計画
1 週間以内	県が行う説明会への参加
1 カ月以内	全校へカウンセラーの派遣、職員研修、児童・生徒・保護者への説明、カウンセリングの実施

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 カウンセラー派遣の要請	教育総務班、学校教育班、	県教育委員会等
2 カウンセリングの実施	教育総務班、学校教育班	県教育委員会等

1 カウンセラー派遣の要請

（１）カウンセラー派遣計画の作成

県は、秋田県臨床心理士会と連絡を取り、学校開始直後からカウンセラーを派遣できるよう、カウンセラー派遣計画を作成することとしている。

（２）県外への要請

必要に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

（３）カウンセラーへの配慮

県は、カウンセラー派遣に係る安全な通勤経路の確認及び県外カウンセラーに対する実施会場への案内を行うものとし、市はこれに協力する。

2 カウンセリングの実施

（１）説明会の実施

① 県が行う説明会への参加

県は、市立小中学校に対して臨床心理士を派遣し、カウンセリング開始前に当該学校教員への説明会を実施する。市は、説明会の実施について迅速かつ確実に各学校へ通知するとともに、説明会に係る会場の手配を行う。

② 各学校における説明会の実施

①による当該学校教員への説明会を受け、心のケアに係る職員研修、児童生徒への説明、保護者への説明会を実施する。

（２）カウンセリングの実施

① こころの健康調査の実施

カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェック及びスクリーニングを実施する。

② カウンセリングの実施

教員等による児童・生徒への早期カウンセリングを実施する。

（３）相談窓口等での対応

家庭児童相談室や児童に関する施設・相談窓口では、心のケアに十分配慮した対応を行い、関係機関と連携を取りながら、適切な対策を実施する。

第34節 応急保育の実施

《計画の方針》

災害時の保育は、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるように援助し、併せて乳幼児の精神的安定を確保する観点から行う。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	保育園の被害状況の把握
24 時間以内	児童のり災状況の把握
72 時間（3 日）以内	保育計画の作成
1 週間以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施体制の確立	子ども班	各保育園
2 応急保育の実施	子ども班	各保育園

1 実施体制の確立

（１）実施機関

応急保育は子ども班が指示し、各保育園が実施する。

（２）復旧体制の確立

保育園長は、職員を掌握して保育園の整理を行い、児童の被災状況を把握するとともに福祉部長へ連絡し、復旧体制の確立に努める。

（３）連絡体制の確立

福祉部長は、情報、指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育園長はその指示事項の徹底を図る。

2 応急保育の実施

(1) 通園の可否による保育の実施

① 通園可能な児童について

通園可能な児童については、災害時保育計画に基づき、各保育園において保育する。

② 通園できない児童について

被災により通園できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

(2) 保育園での対応

① 入園児童以外の受け入れについて

入園児童以外の受け入れについては、可能な限り、災害時保育計画にて、保育するよう検討する。

② 長期間保育園が使用できない場合

災害等により長期間保育園として使用できない場合、福祉部長は、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、保育園長に指示して、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

第 3 5 節 災害救助法の適用

《計画の方針》

災害により、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害救助法が適用された場合は、市民の生命・身体・財産を保護するため、秋田県災害救助法施行細則に則って速やかに対策を実施する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	被害状況の把握、災害救助法の適用手続き、災害救助法による救助

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害救助法の適用基準		
2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間		
3 災害救助法による救助業務の実施者と救助の内容等	防災対策班	県
4 災害救助法の適用手続き	防災対策班	県
5 救助の実施状況の記録及び報告	防災対策班	県

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条に定めるところによる。本市においては、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときにその適用が指定され、実施される。

ア 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が 80 世帯以上に達したとき。（1 号基準）

イ 県の区域内で流失した世帯の数が 1,500 世帯以上であって、市の住家の滅失世帯が 40 世帯以上に達したとき。（2 号基準）

ウ 県の区域内で流失した世帯の数が 7,000 世帯以上の場合、または災害が隔絶した地域で発生するなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合。

なお、特別の事情とは、災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合である。（3 号基準）

エ 多数の市民が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合で、次のいずれかに該当する場合。（4 号基準）

(ア) 災害が発生し、または発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合。

(イ) 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合。

	滅 失 世 帯 数	
	市(人口 5 万人以上10万人未満)	県
1 号基準	80世帯以上	—
2 号基準	40世帯以上	1,500世帯以上
3 号基準	多 数	7,000世帯以上

■表 3－35－1 災害救助法の適用基準

（2）被害認定基準

住家の滅失等の認定については、資料 2－4「被害の認定基準」による。

なお、適用基準の「住家」及び「世帯」の考え方は次のとおりである。

住家	現実に居住するために使用している建物を言い、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、資料編に示す。

◆災害救助法の適用

（資料 5－11）

3 災害救助法による救助業務の実施者と救助の内容等

災害救助法による救助の内容は次のとおりである。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

災害救助法に基づく救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため、前述のア（応急仮設住宅を除く）、イ、オ、ク、ケ、サに掲げた救助の実施に関する職権は、市長に委任されている。従って、これらの救助については、災害救助法適用の如何を問わず、市長が必要と判断した場合はただちに実施し、その後、災害救助法が適用された場合には、市長は、速やかに委任された救助の実施内容を知事に報告するとともに、経費支払証拠書類の写しを添えて費用を請求する。

4 災害救助法の適用手続き

（１）災害救助法の適用要請

災害に際し、市の区域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長はただちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。その場合には、県総合防災課を経由して知事に対し次に掲げる事項について、口頭または電話により要請し、後日文書により改めて処理する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既に行った救助措置及び今後の救助措置の見込み
- カ その他必要な事項

（２）適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

また、災害救助期間の延長等特例申請については、県総合防災課を通じて行う。

5 救助の実施状況の記録及び報告

防災対策班は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を県総合防災課に報告する。

◆地域の社会基盤を元に戻すために

第36節 宅地等の応急危険度判定

《計画の方針》

地震により宅地災害が広範囲に発生した場合に、宅地の被害に関する情報に基づき応急危険度判定を実施して被害の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止していくものとする。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	被災宅地地域の把握、判定士の派遣要請
72 時間（3 日）以内	被災宅地応急危険度判定活動の開始

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 判定士の派遣要請	都市計画班	県
2 応急危険度判定活動	都市計画班	

1 判定士の派遣要請

（１）危険度判定実施の決定

市長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

（２）判定士派遣要請

市長は、必要があると認めるときは、宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

2 応急危険度判定活動

（１）判定作業

- ア 市長は、宅地危険度判定士の協力のもと、危険度判定を実施する。
- イ 市長は、二次災害を防止し、または軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

第 3 7 節 建築物の応急危険度判定

《計画の方針》

地震の発生により、破損したり耐震性が低下したりした建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	被災地域・被災建築物の把握
6 時間以内	判定実施本部の設置、応急危険度判定士の派遣要請
12 時間以内	
24 時間以内	被災建築物の応急危険度判定活動の開始

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 判定実施本部の設置、応急危険度判定士の派遣要請	都市計画班	県
2 応急危険度判定活動	都市計画班	

1 判定実施本部の設置、応急危険度判定士の派遣要請

（１）判定実施本部の設置

市は、余震等による二次災害の発生の恐れがあると判断したときは、判定の実施を決定し、判定実施本部を設置する。

都市計画班は、必要に応じて余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

（２）判定士の受入体制

応急危険度判定士は、震災後早期に来市して判定活動に当たるが、ボランティアであることから、市内の地理や被害状況について不案内であるほか、滞在場所や食糧について備えが不十分なこともあり得る。

また、道路の破損等により被災現場への移動が困難な場合は、バイクや自

転車を確保し、判定士の活動を支援する。

2 応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ア 判定対象建築物は、市が定める区域の建築物とする。
- イ 判定実施時期及び作業日数は2週間程度とし、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ウ 判定結果の責任については、市が負う。

(2) 判定の関係機関

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

(3) 判定作業概要

- ア 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一般財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準に準じ、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ウ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- エ 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。
- オ 判定は、原則として目視により行う。
- カ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

第 3 8 節 応急住宅対策

《計画の方針》

震災により住宅を失い、または破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅を含めた公的住宅等の提供、住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	公営住宅の空き家提供・空き家情報の広報、民間賃貸住宅のあっせん・紹介
1 週間以内	被災戸数の確定、供与対象者の選定、住宅の応急修理
20 日以内	仮設住宅の建設着工

《実施担当》

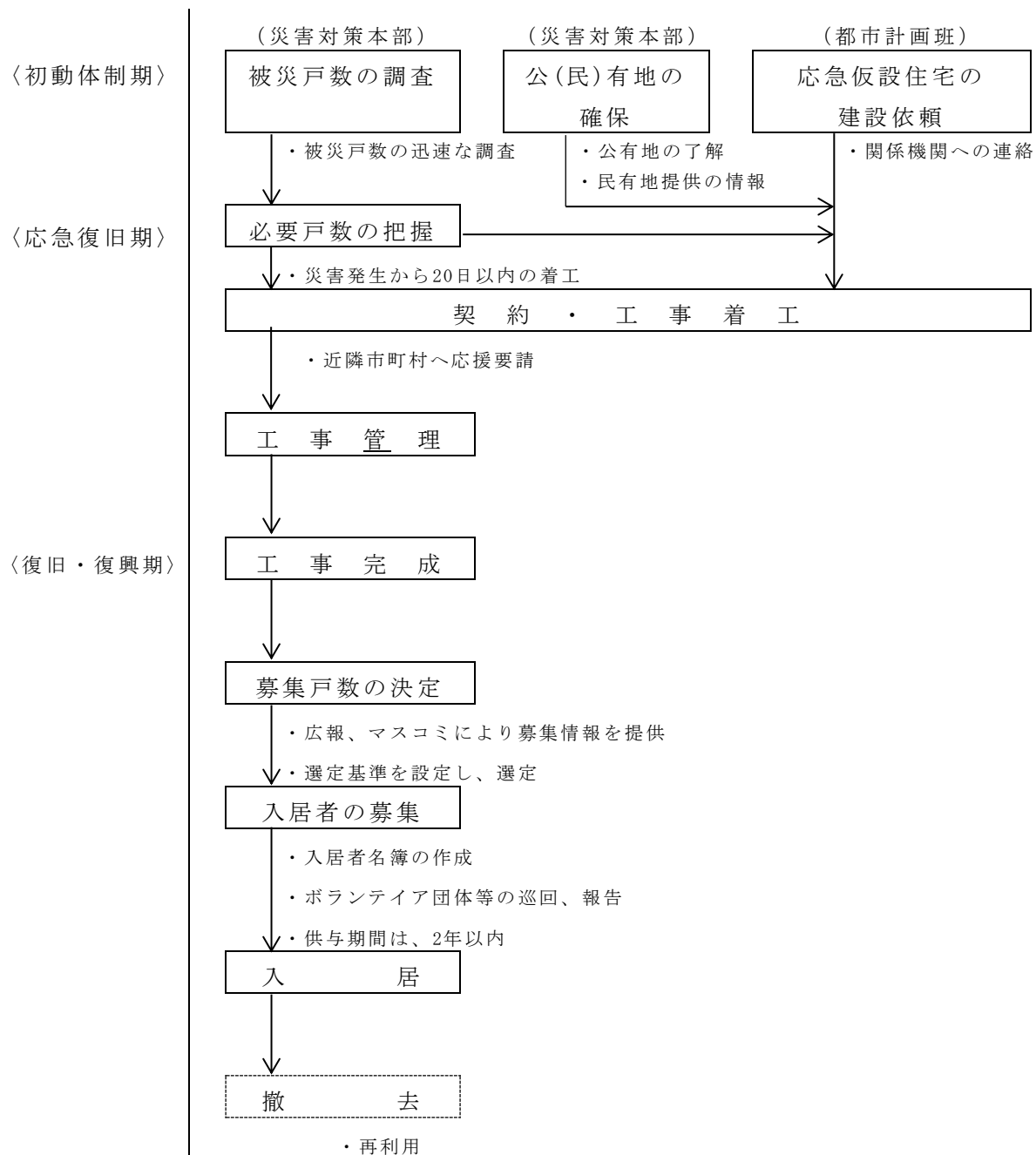
対策項目	課等	関係機関
1 応急仮設住宅の建設	都市計画班	建設業関係団体等
2 公的住宅等の提供	都市計画班	民間施設の管理者
3 被災住宅の応急修理	都市計画班	建設業関係団体等

1 応急仮設住宅の建設

（1）応急仮設住宅建設の流れ

市は、災害により住宅を失い、または損壊等を被り、自らの資力で住宅の確保ができない被災者に応急仮設住宅を建設し、居住の安定を図る。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事に対して仮設住宅の建設を要請し、知事の委任を受けた場合は、市長が実施する。



■ 図 3 - 38 - 1 応急仮設住宅供与の流れ

(2) 入居対象者

災害のため住家を滅失し、自らの資力で居住する住家を確保できない被災者を対象として市営住宅等の空き家の提供や、応急仮設住宅の建設を実施し、保護していくものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置

① 期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から 2 年以内とする。（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3

項の期限内)

② 設置場所

市は、仮設住宅の建設予定場所をあらかじめ選定しておくものとする。

なお、建設予定場所は、市有地または私有地もしくは国及び県から提供された公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

③ 構造

建物の構造は、軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、積雪等に耐え得るものであること。

また、高齢者などの避難行動要支援者に配慮した構造、設備とする。

④ 規模、費用

一戸当たりの床面積は、災害救助法に定めた基準（29.7 ㎡）によるが、世帯数や資材の調達状況により基準運用が困難な場合は、基準枠を調整してその規模及び費用の追加ができるものとする。

なお、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、避難行動要支援者に配慮した仮設住宅についても建設する。

⑤ 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

⑥ 建設費用

応急仮設住宅設置のための費用は、県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とする。

⑦ 工事

市の直営工事または建設業者との請負契約により実施する。

（４）災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置

前記（３）に準じて実施する。

（５）被災者の収容及び管理

① 計画の方針

応急仮設住宅への入居で転居となった被災者の中には、それまで生活していたコミュニティを喪失し、精神的ダメージの回復が遅れることもある。

従って、コミュニティの持つ癒しの機能に配慮しながら入居を進め、その後の管理運営に当たっても、入居者の精神的な回復が図れるよう留意する。

② 入居者の選定

市は、県に協力して被災者の状況を調査し、これを踏まえ県が次の基準により入居者を決定する。また、民生・児童委員等の意見を参考にとともに、避難行動要支援者の優先入居にも努めるものとする。

また、入居者の選定は、場合によっては県から委任を受ける。

ア 住家が全焼、全壊、または流失した者であること。

イ 居住する住家が無い者であること。

ウ 自らの資力では、住家を確保することのできない者であること。

エ 生活保護法で被保護者もしくは要保護者、または特定の資産を持たない失業者、未亡人、母子・父子家庭、高齢者、病弱者、障害者、またはこれに準ずる経済的弱者であること。

③ 管理者

救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理（建物は、市が管理する。）を行い、市はこれに協力する。ただし、状況に応じて市は県から管理の委任を受ける。救助法適用に至らない場合は市が管理する。

応急仮設住宅地区の運営に当たっては、入居者が孤立しないよう、集会場等を設置し、入居者のコミュニケーションや交流が図られるよう努める。また、市の福祉担当者やボランティアの連携による生活支援とともに、保健師等による健康状態の把握及び健康相談等を行い、健康な生活を送ることができるよう支援する。

（６）応援要請

ア 近隣市町村に対して公営住宅の空き室を確認のうえ、被災者の入居あっせんを行うよう要請する。

イ 応急仮設住宅の工事管理について、近隣市町村へ協力を要請する。

ウ ボランティア団体等に、巡回相談の実施、相談内容の集計及び報告を要請する。

（７）応急仮設住宅建設上の留意事項

ア 住宅の応急供給に関わる計画の立案には、正確な滅失住宅数の把握を迅速に行わなければならない、棟単位ではなく被災戸数の調査が必要である。

イ 応急危険度の判定には迅速性と確実性の両面が要求され、判定結果に矛盾があると市民の不満に結びつきやすいので、配慮が必要である。

ウ 応急仮設住宅の設置場所については、市役所や出張所、商業施設等への交通手段の確保に努める。

エ 応急仮設住宅の建設については、非木造のプレハブ応急仮設住宅の建設のほか、市内工務店等関係団体と協議し、地域の技能者及び地場産材（特に木材）を活用した木造応急仮設住宅の建設を行う。

オ 応急仮設住宅は、避難行動要支援者の長期避難生活を想定した応急仮設住宅の構造等、積雪寒冷地に配慮した構造及び仕様とする。

カ 応急仮設住宅の運営管理において、女性の参画や入居者によるコミュニティの形成、男女別ニーズの違いなどへの配慮を行う。

（８）広報

ア 応急仮設住宅の建設に当たり、利用可能な民有地の提供に関する情報を「広報おおだて」等で呼びかける。

イ 応急仮設住宅の入居募集は、広報おおだて等で被災者に伝える。

(9) 報告

ア 応急仮設住宅の設置状況について、知事に報告する。（災害救助法が適用された場合）

イ 被害程度、その他の要件から必要があれば、応急仮設住宅の設置戸数の限度引き上げについて、厚生労働大臣の承認を得る。

◆住宅建設関係業者一覧表

(資料 25－8)

2 公的住宅等の提供

市は、市内あるいは近隣市町村の公的住宅等に空き家がある場合は、関係機関に協力を求め、被災者、特に避難行動要支援者に対し優先的に提供する。

なお、供与期間、入居対象者及び入居者の選定は、応急仮設住宅の場合に準ずることとし、民間賃貸住宅については、県及び関係団体などから提供された情報をもとに借り上げを行う。

(1) 市営住宅の活用

市営住宅のほか、県、県内市町村等の公営住宅等の空き家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合には一時入居のあっせんを行う。

なお、必要に応じて、市営住宅の点検、応急修理を実施する。

(2) 民間施設等の活用

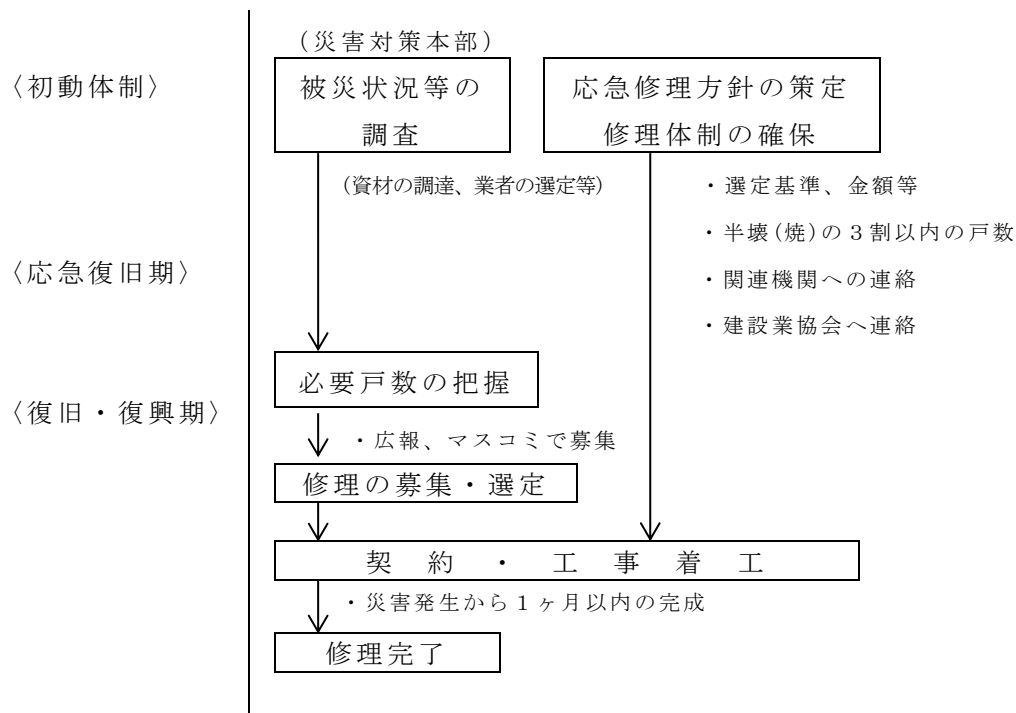
民間アパート、社宅等の民間施設についてもその情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずる。

3 被災住宅の応急修理

(1) 被災住宅応急修理の流れ

市は、住家が半焼または半壊し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、しかも自らの資力で住宅の応急修理を実施できない者を対象として、住宅の応急修理を実施する。

ただし、市は災害救助法が適用された場合には、知事に対して家屋の応急修理を要請し、知事の委任を受けた場合は、市長が実施する。



■図3-38-2 被災住宅応急修理の流れ

（２）修理対象者

災害により住宅が半焼または半壊し、現に応急修理対象の住家に居住し、自らの資力では応急修理ができない被災者を対象とする。

（３）災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理

① 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について応急的に修理する。

② 修理の戸数

戸数は、市からの要請により、県が決定する。

③ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法に定める額の範囲とする。

④ 修理の期間

応急修理は、災害発生から1カ月以内に完了するものとする。

⑤ 修理の方法

応急仮設住宅の建設方法に準じて現物給付により実施する。

⑥ 協力要請

市は、応急修理に当たっては、大館市建設業協会等に対して協力を要請するとともに、関係機関に連絡して応急修理を行う。

機 関 名	連 絡 先 住 所	電 話	F A X
大館市建設業協会	大館市字館下19-2	57-8092	57-8093
NTT東日本秋田支店	秋田市中通四丁目4-4 NTT中道ビル	018- 836-8781	018- 836-8246
東北電力大館営業所	大館市字長倉126	43-0794	43-3031

■表 3 - 38 - 1 連絡先リスト

(4) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理

前記 (3) に準じて実施する。

(5) 住宅の応急修理実施上の留意事項

必要に応じて被災建築物の応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口の設置について考慮する。

(6) 報告

市は、被害家屋の応急修理状況について、知事に報告する。(災害救助法が適用された場合)

第 3 9 節 公共施設等の応急対策

《計画の方針》

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設は、市民の日常生活に大きく関わっており、地震災害により被災した場合は、市民生活に多大な影響を与える。このため、各施設の管理者は、応急復旧対策を早急に実施する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	自主防災組織との協力体制の確立、 入庁者、入所者、患者等の避難誘導
3 時間以内	施設等の被災状況の確認
6 時間以内	防災関係機関への応援要請
12 時間以内	
24 時間以内	医療施設等の応急復旧
72 時間（3 日）以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 市の施設	各班	
2 その他公共施設等	福祉班、子ども班、病院部	社会福祉施設等の管理者、 医療施設の管理者

1 市の施設

災害発生後、市役所、総合支所、出張所、公民館等の市の施設は、避難や救護、さらには応急対策活動の拠点となる。

そのため、市の施設の管理者は、地震発生後は速やかに次の行動を取るものとする。

なお、不特定多数の人が利用する市の社会教育施設の応急対策については、本章第 32 節「学校等における応急対策」、特定多数の人が利用する市営住宅等の応急対策については、本章第 38 節「応急住宅対策」を参照のこと。

（1）避難誘導

災害発生時は、関係機関に通報するとともに、施設利用者の避難誘導に全

力を挙げる。

（２）応急措置及び応急修理

施設の職員は、災害に際しては、平常時からの訓練に基づいた役割を十分に発揮する。

また、施設の管理者は、施設が応急対策活動の拠点として機能するよう、停電時の措置、給水不能時の措置等を行うとともに、施設の応急修理を迅速に実施する。

2 その他公共施設等

（１）社会福祉施設等

社会福祉施設等の管理者は地震発生後、次の行動を取る。

① 避難誘導

消防機関等各関係機関に通報するとともに人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力を挙げる。

② 応急措置

停電時の措置、給水不能時の措置、重要機材等の保全措置に万全を期す。

③ 協力体制の確立

ア 平素からの訓練に基づいて役割を十分に発揮し、自主防災活動と臨機な措置を講じるとともに、関係機関に応援要請を行う。

イ 災害の被害を受けていない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。

④ 応急修理

施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

（２）病院等医療施設

病院等の管理者は、被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期す。

① 避難誘導

ア 消防機関等各関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力を挙げる。

イ 重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難救援活動に全力を期す。

② 応急措置

停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機材等の保管措置に万全を期す。

③ 応援要請

平常時からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講じるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。

第40節 道路・橋梁等の応急対策

《計画の方針》

道路・橋梁等の施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動はもちろんのこと、地震発生時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図る。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	被災概要調査、パトロールによる巡視
3 時間以内	道路啓開、緊急措置
6 時間以内	被災点検調査、交通規制、迂回路の選定、市民への広報
12 時間以内	
24 時間以内	協力体制の確立、応急復旧
72 時間（3 日）以内	
1 週間以内	
1 カ月以内	公共土木施設災害復旧作業

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 被害の把握	土木班	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局
2 応急復旧	土木班	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局、建設業関係団体等
3 広報活動	総務広報班	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局

1 被害の把握

（1）実施の主体

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は、一般国道7号は国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所大館国道出張所、その他の国道及び県道は北秋田地域振興局建設部、市道は土木班とする。

（２）被害の把握

施設の応急対策は、利用者の安全確保や市民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握し、ただちに対策を実施する。

2 応急復旧

（１）応急措置

土木班は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

（２）応急復旧対策

土木班は、収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のため優先順位を明らかにする。

また、道路上への倒壊物及び落下物等、通行の支障となる障害物等を速やかに除去する。

被害箇所については、早期に仮工事を実施して交通を確保する。

（３）協力体制の確立

土木班や民間事業者などの土木施設管理者は、施設の応急対策に関し、行政と民間事業者、また地域間や事業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進める。

3 広報活動

各道路管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等は、市民向けメール、ホームページ、標識、情報板、看板及び道路パトロールカー等により通行者に周知徹底を図る。

第 4 1 節 治山・砂防施設等の応急対策

《計画の方針》

治山・砂防等の管理者は、震災で損壊した砂防等施設の機能確保を図るため、応急体制を確立するとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止
12 時間以内	
24 時間以内	応急復旧、被災状況の広報
72 時間（3 日）以内	
1 週間以内	
1 カ月以内	公共土木施設災害復旧作業

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害の未然防止	農林班、土木班	北秋田地域振興局
2 被害の拡大及び二次災害の防止	農林班、土木班	北秋田地域振興局
3 応急復旧	農林班、土木班	北秋田地域振興局
4 避難対策及び市民への広報等	総務広報班、防災対策班	自主防災組織、市民

1 災害の未然防止

（1）点検・巡視

震度 4 以上の地震が発生した場合、各施設管理者は、被害の実態を把握するとともに、円滑な応急活動を実施するため、各施設の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

（２）異常を発見した場合の措置

点検、巡視により損壊等が発見した場合は、ただちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

ア 異常箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により市民に被害を及ぼす恐れがある場合は、ただちに関係機関等へ通報するとともに、市民に対する適切な避難のための勧告、指示等を実施する。

2 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の損壊等が確認された場合、その危険の程度を調査し、関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

（１）治山施設

ア 関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ 施設の被害が拡大する恐れのある場合は、巡回パトロールや要員の配備等により危険防止の監視を行う。

ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

エ 倒木や流木等により二次災害が発生する恐れのある場合は、速やかにその除去に努める。

（２）砂防施設等

ア 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ 施設被害が拡大する恐れがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災の詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

3 応急復旧

各施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資機材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

4 避難対策及び市民への広報等

（１）避難勧告・避難指示等の実施

- ア 被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難勧告・避難指示の発令等を実施する。
- イ 二次災害等の臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。
- ウ 地震後の降雨により、土砂災害警戒情報が発表された場合、巡視するなど警戒態勢を取るとともに、必要に応じて市は避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）を発令し、災害の拡大を防止する。

（２）市民に対する広報等

- ア 気象情報によっては、被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生しやすくなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、関係機関等に周知する。
- イ 被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼす恐れがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡する。

（３）避難行動要支援者に対する配慮

市は、土砂災害等により、避難行動要支援者が居住する施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、地域の自主防災組織と連携し、必要な情報の伝達、避難支援活動を行う。

第42節 河川管理施設の応急対策

《計画の方針》

河川管理施設の管理者は、施設の破損箇所の機能確保を図るための応急対策を行うとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止
12 時間以内	
24 時間以内	応急復旧、被災状況の広報
72 時間（3 日）以内	
1 週間以内	
1 カ月以内	公共土木施設災害復旧作業

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 被害の把握	土木班	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局
2 応急活動	土木班、消防部	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局、建設業関係団体等
3 広報及び報告等	総務広報班、土木班	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局

1 被害の把握

（1）実施の主体

河川管理施設の応急復旧の実施責任者は、一級河川米代川は国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所、その他の一級河川及び二級河川は北秋田地域振興局建設部、それ以外の普通河川は土木班とする。

機関名称	担当課	連絡先住所	電話	FAX
国交省東北地方整備局 能代河川国道事務所	鷹巣出張所	北秋田市綴子字柳中9-1	0186- 62-1226	0186- 63-0991
北秋田地域振興局 建設部	工務課	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186- 62-3111	0186- 62-9540

■表 3－42－1 連絡先リスト

(2) 被害の把握

地震によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧き水の発生など、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する。

土木班は、地震発生後ただちに、所管河川管理施設の被害や異常について、周辺住民からの情報を収集するとともに、現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 堤防の表面または漏水、湧き水の状況 |
| 2 | 堤防の亀裂の有無 |
| 3 | 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況 |
| 4 | 周辺における市民及び滞在者の数 |
| 5 | 付近の降雨量 |
| 6 | その他二次災害予防または応急対策上参考となる事項 |

なお、これらの調査結果については、北秋田地域振興局建設部に報告する。

2 応急活動

土木班は、調査の結果、危険性が高いと判断された堤防について、関係機関や地域住民に周知を図り、消防署等とともに土のう積みなどのほか、警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講じる。

また、市内各河川においても同様に応急対策を行う。

堤防の決壊等については、クラック等の雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシートなどで覆う。

また、水門等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急に締め切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

3 広報及び報告等

(1) 関係機関への通報

各河川管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報する。

(2) 市民への広報

各河川管理者は、被害状況等について、市民向けメール、ホームページ、パトロールカー（国は行わない）、マスコミへの情報提供等により周辺住民に周知徹底を図る。

河川管理施設の応急復旧で交通規制が必要な場合は、市民向けメール、ホームページ、標識、情報板、看板等により、通行者に周知の徹底を図る。

(3) 報道機関への連絡

交通規制の解除に際しては、報道機関に連絡をする。

第43節 上水道施設の応急対策

《計画の方針》

災害により上水道施設に被害が発生した場合は、市は、被災住民の生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握及び応急復旧を図るとともに、地震後の二次災害防止のため、所要の措置を講ずる。

また、上水道施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、生活機能は著しく低下し、まひ状態に陥ることも予想される。

このため、市は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を整備する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	被災状況の把握
3 時間以内	
6 時間以内	被災状況の広報
12 時間以内	応急復旧体制の確立
24 時間以内	代替措置
72 時間（3 日）以内	主要施設の復旧、医療機関等における応急復旧、復旧の見通しについての広報
1 週間以内	主要配水管の応急復旧
1 カ月以内	主要給水管の応急復旧

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施体制	水道班	
2 応急措置	水道班	
3 応急復旧の実施	水道班	
4 応援要請	防災対策班、水道班	
5 市民への広報	総務広報班、水道班	

1 実施体制

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、水道班とする。

2 応急措置

(1) 施設被害の把握

水道班は、災害発生と同時に施設のパトロールを実施し、被災状況の把握に努めるとともに、市民からの情報を収集する。

(2) 水道停止時の代替措置

応急給水活動を本章第 26 節「飲料水の確保」に示した要領で実施する。

(3) 二次災害防止の措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、警察・消防機関等から送水停止等の要請があった場合は、適切な危険防止措置を講じる。

3 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

なお、市が協力要請を行った場合、県では他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

(2) 応急復旧作業の実施

水道班は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行う。

＜応急復旧の行動指針＞

- 1 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- 2 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- 3 施設復旧に当たる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。
その際、被災して集合できない職員があることを想定する。
- 4 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- 5 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- 6 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

（３）基幹施設の復旧

ア 取水、導水、浄水施設等基幹施設の破損は、給水の停止や給水不良に繋がることから、水道班は、災害発生と同時に浄水施設等の被害状況を調査し、状況に応じた応急工事を速やかに行い、施設の機能回復に努める。

しかし、破損がひどく応急工事が困難な場合は、他の給水系統からの給水を図り、給水不能地域の拡大防止を図る。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有毒物等が混入しないよう措置する。特に浸水地区等で汚水が混入する恐れがある場合は、水道の使用を一時中止するよう市民に周知徹底を図る。

ウ 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、他系統の配水管から給水を行う。

また、配水管の破損が大規模で応急復旧が困難な場合は、仮設応急配管を布設して共用栓などを設置する。

（４）応急復旧資機材の確保

水道班は、応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

4 応援要請

水道班は、災害応急対策または応急復旧のため、応援が必要と認めるときは次により応援要請を行う。

ア 応急給水、応急復旧について独自で処理できない場合は、「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援要請する。

イ 自衛隊、ボランティアの応援を必要とする場合は、市災害対策本部を通して応援要請する。

ウ 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援要請する。

5 市民への広報

水道班は、総務広報班を通し、被災状況及び応急復旧の見通し、断減水の状況、給水情報、応急復旧の見通しなどについて、関係機関へ通報するとともに、市民に対しての情報も広報車、報道機関等により周知徹底を図る。

第44節 下水道施設の応急対策

《計画の方針》

下水道施設は、その多くが地下埋設施設のため、地震被害を受けた場合には、被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要し、市民生活に大きな影響を与えることが予想される。

このため、震災時にはできるだけ速やかに管理施設の被害状況を把握するとともに、ポンプ施設、処理場においては最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一次的な下水道機能を確保する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	処理場等の緊急点検、被災状況の把握
3 時間以内	
6 時間以内	被災状況の広報
12 時間以内	応急復旧体制の確立
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	応急措置、復旧の見通しについての広報
1 週間以内	応急復旧作業の開始

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施体制	下水道班	
2 応急措置	下水道班	県
3 応急復旧の実施	下水道班	
4 応援要請	下水道班	
5 市民への広報	総務広報班、下水道班	

1 実施体制

（1）実施の主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は、下水道班とする。

2 応急措置

(1) 施設被害の把握

下水道班は、災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集する。

(2) 下水道停止時の代替措置

① 宅内の排水設備の使用不能時

下水道班は、市民の要望に基づき、排水設備業者をあっせんするなど臨時の排水システムの確保に努める。

臨時の排水経路を確保できない場合は、使用可能な隣接の市民への協力を求めるとともに、仮設トイレ等の確保に努める。

② 下水管渠の使用不能時

下水道班は、下水管渠の使用可能な近隣地区の公共施設や大規模商業施設等にトイレ使用を依頼し、臨時トイレとする。

臨時使用のトイレを確保できない場合は、市は、仮設トイレ等を設置する。

③ ポンプ場、終末処理場の使用不能時

下水道班及び県は、緊急止水処理（土のう等での遮断）をし、一時的に管内貯留をする。

3 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

下水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

下水道班及び県は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保に努め、他施設に与える影響の程度を考慮しながら、下水道本来の機能を回復することを目的とし、応急復旧工事を実施する。具体的には管渠、マンホール内部の土砂の清掃、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

② ポンプ場、終末処理場

ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るため応急復旧工事を実施する。

終末処理場が被害を受け、処理機能や排水機能に影響が出た場合は、仮設

ポンプ施設や仮管渠等を設置し、応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や消毒池に転用するなどの簡易的な処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

停電のため施設の機能が停止した場合は、自家発電による運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置を取る。

4 応援要請

(1) 協定に基づく応援要請

大規模地震等により、市独自では対応できない下水道被害が発生した場合、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール（平成 24 年 10 月 23 日改訂）」に基づき応援要請を行う。

(2) 関係業者への応援要請

復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援要請をする。

5 市民への広報

下水道班は、総務広報班を通し、広報車、パンフレット及びチラシ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて市民への広報を実施する。

第45節 電力施設の応急対策

《計画の方針》

停電による社会の不安を除去し、市民等の安全を守るため、公衆の感電事故防止、電気火災等二次災害防止、また、電力施設被災状況、復旧の見通しについて周知を図る。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	停電状況の把握
3時間以内	被害状況の把握、被災状況の広報
6時間以内	
12時間以内	応急復旧体制の確立
24時間以内	復旧の見通しについての広報
72時間（3日）以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施体制		東北電力(株)
2 応急措置		東北電力(株)
3 応急復旧の実施		東北電力(株)
4 市民への広報		東北電力(株)

1 実施体制

（１）実施の主体

電気施設の応急復旧の実施責任者は、電力事業者（東北電力(株)大館営業所長）とする。

（２）災害時の組織体制

電力事業所は、防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、この下に設備ごと、業務ごとに編成された班において、災害対策業務を遂行する。

（３）動員体制（応急復旧要員の確保）

電力事業所の対策組織の長は、防災体制発令後ただちにあらかじめ定める

災害対策要員の動員を指示する。被害が多大で当該事業所のみでは早期復旧が困難な場合は、他事業所などに応援を要請し要員を確保する。

① 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、あらかじめ定められた各災害対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

イ 非常体制が発令された場合は、災害対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

ウ 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない災害対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策組織に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

② 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

2 応急措置

(1) 電力停止時の代替措置

電力事業者は、電力停止時の代替措置が緊急に必要な場合、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障の無い範囲において、他ルートからの送電等により代替措置を講じる。

(2) 二次災害防止措置

電力事業者は、災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、警察・消防機関等から要請があった場合は、送電停止等、適切な危険防止措置を講ずる。

3 応急復旧の実施

電力事業者は、次の措置により応急復旧を実施する。

(1) 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設及び設備」に示す施設、設備及び加入電話等を利用して行う。

(2) 災害時における情報の収集、連絡

各班が設備（発電所・変電所・送電線・配電線等）ごとに被害状況を迅速、的確に把握し、別に定める通報連絡経路に従って報告する。

また、災害に関する連絡は非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。

① 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、支店及び各事業所の対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上位対策組織に報告する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 対外対応状況

地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、市民等への対応状況

(ウ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 電力被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧機材、応援隊、食糧等に関する事項

(エ) 従業員の被害状況

(オ) その他災害に関する情報

② 情報の集約

支店対策組織は、各事業所の対策組織からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努め、関係機関に報告する。

（３）災害時における基本方針

① 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害防止を勘案して、迅速、適切に実施する。

② 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器、機器、貯蔵品等の活用により、応急復旧措置を行う。

ウ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

エ 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信設備、移動無線機等の活用による通信を確保する。

（４）復旧計画

① 復旧計画の作成及び報告

対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に挙げる事項を明らかにした復旧計画を策定し、上位対策組織に速やかに報告する。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 電力系統の復旧方法
- オ 復旧作業の日程
- カ 仮復旧の完了見込
- キ 宿泊施設、食糧等の手配
- ク その他必要な対策

② 提示

上位対策組織は、前項の報告に基づき各事業所対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

（５）復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各施設の復旧順位によることを原則とするが、人命の安全、民心の安定及び事故の拡大防止、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名称	復 旧 順 位
送電設備	1 全回線送電不能の主要線路 2 全回線送電不能のその他の線路 3 一部回線送電不能の主要線路 4 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2 街部に送配電する送電系統の中間変電所 3 重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	1 病院、交通、通信、報道機関、水道、官公庁等の公共機関、避難所その他の重要施設への供給回線 2 その他の回線
通信設備	1 非常災害用通信回線 2 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線 3 保安用回線など

■表 3－45－１ 電力施設の復旧順位

（６）災害時における復旧資材の確保

① 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる

資材は、次のいずれかの方法により、速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 事務所間相互の流用
- ウ その他

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ協力関係にある取り引き先の車両、ヘリコプター等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

4 市民への広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、市民に対し広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車、パンフレット、チラシ等により直接当該地域へ周知する。

第 4 6 節 L P ガス施設の応急対策

《計画の方針》

市及びL P ガス事業者等は、地震発生後速やかに災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害の恐れがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めている復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

また、市は、二次災害の防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	被災状況の把握
3 時間以内	二次災害防止措置
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	安全点検完了後、供給開始

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 L P ガス	消防部	県、L P ガス施設

1 L P ガス

（１）実施の主体

L P ガス製造所等の災害応急復旧の実施責任者は、L P ガス取扱事業者（施設の管理者または長）とする。

◆ L P ガス製造所等一覧表

（資料 11－4）

（２）被害状況の調査

L P ガス施設の管理者は、地震発生後、緊急に行う液化石油ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

ア ガス供給設備

イ 重要建物のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した供給設備の修理復旧順位及び供給再

開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

（３）復旧措置に関する広報活動

ＬＰガス施設の管理者は、秋田県ＬＰガス協会の広報車等により、復旧措置に関しての安全確保のため、付近住民及び関係機関等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

（４）ＬＰガス施設の応急復旧

ＬＰガス施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

- ア 施設が危険な状態になったときは、ただちに製造または消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。
- イ 貯蔵所の充てん容器等が危険な状態になったときは、ただちに安全な場所へ移動する。
- ウ 必要により施設周辺の市民に対して避難を勧告する。
- エ 災害が拡大し、または二次災害に発展する恐れがある場合は、一般社団法人秋田県ＬＰガス協会大館ＬＰガス協議会に対して応援を要請する。
- オ ＬＰガス販売事業所は、常時「液化石油ガス法」、「高圧ガス保安法」、「同法施行令」及び「同法施行規則」に基づいて、施設、設備、移送等の保安に努める。
- カ 災害事故発生時には、被災設備の速やかな応急復旧を図るとともに、地域住民に対する迅速、適切な措置を講じる。
- キ ＬＰガスのタンクローリーについては、移動基準の徹底、有資格者の同乗など輸送規則の徹底を図り、事故の未然防止に努める。

（５）需要家設備の復旧作業

① 復旧作業の流れ

- ア 被災地域の復旧ブロック化
- イ 復旧ブロック内巡回点検作業
- ウ 各家庭の漏えい調査
- エ 漏えい箇所の修理
- オ 配管検査（気密テスト等）
- カ 点火・燃焼試験及び警報機作動・メーター遮断試験
- キ 安全点検完了
- ク 供給再開

② 再使用時事故防止措置

各需要家の配管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用を再開する。

第４７節 電話施設の応急対策

《計画の方針》

一般電話会社及び携帯電話会社は、震災の発生に際し、通信設備等を災害から防護するとともに、市や県等と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

また、東日本電信電話(株)秋田支店は災害時伝言ダイヤル「１７１」、また、携帯電話会社は災害用伝言版サービスの利用を可能とし、被災地の民生の安定を図る。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
１時間以内	災害時伝言ダイヤル・災害用伝言板サービスの運用、被災状況の確認
３時間以内	被災状況の広報
６時間以内	
１２時間以内	応急復旧体制の確立
２４時間以内	復旧の見通しについての広報
７２時間（３日）以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
１ 一般加入電話（固定電話）		NTT 東日本、KDDI、ソフトバンク
２ 携帯電話		NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク

１ 一般加入電話（固定電話）

（１）実施体制

① 実施の主体

電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、電話事業者（東日本電信電話(株)秋田支店長等）とする。

② 災害時の組織体制

電話事業者は、地震災害が発生し、または発生する恐れのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、支店及び被災地支店等に非常災害措置表に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 災害対策本部
- ウ 地震災害警戒本部
- エ 支援本部

③ 動員体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 社員の非常配置
- イ 社員の非常招集方法
- ウ 関係機関相互の応援要請方法
- エ 工事請負業者の応援要請方法

(2) 被害状況の把握及び情報連絡体制

地震災害時において、被害状況の把握と情報連絡及び重要通信を確保するための諸活動が初動措置として重要であることから、電話事業者は次の初動措置を迅速に行う。

① 被害状況の把握

- ア 被害の概況調査
社内外からの被害に関する情報の迅速な収集
- イ 被害の詳細調査
現地調査班等による被害の全貌把握

② 情報連絡

- ア 情報の収集・分析・記録
- イ 情報連絡用打ち合わせ回線の作成
- ウ 情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認
- エ 状況により情報連絡要員の増員等体制強化
- オ 社外の災害対策機関との連絡、協力
- カ 気象、道路状況等に関する情報の収集

(3) 復旧資機材等の確保

応急復旧に必要な資機材については、電話事業者保有の資機材を使用するが、不足が生じるときは、電話事業者の東北管内支店等及び本社が保有する資機材を使用する。

また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用資機材等を配備している。

- ア 孤立防止用可搬型衛星通信装置
- イ ポータブル衛星通信車
- イ 移動電源車及び可搬電源装置
- ウ 応急復旧用ケーブル
- エ その他の応急復旧用諸装置

(4) 市民への広報

地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、または利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害復旧に関して取られている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶または利用制限をした理由
- ウ 通信の途絶または利用制限の状況
- エ お客様に対して協力を要請する事項
- オ NTTの災害用伝言ダイヤル「171」の利用呼びかけ
- カ 携帯電話の災害用伝言板サービスの利用呼びかけ
- キ 携帯電話のメール機能の利用呼びかけ
- ク その他必要な事項

2 携帯電話

(1) 実施体制

① 実施の主体

移動通信設備等の災害応急復旧の実施責任者は、携帯電話事業者（㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社秋田支店長等）とする。

② 災害時の組織体制

災害が発生する恐れがある場合、または災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 地震災害警戒本部
- エ 災害対策本部
- オ 緊急災害対策本部

③ 動員体制

災害が発生する恐れがある場合、または災害が発生した場合において、業務の運営もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- ア 社員の非常配置及び服務基準
- イ 社員の非常招集の方法
- ウ 関係組織相互間の応援の要請方法

(2) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつ、必要に応じてトラフィックコントロールを行い、電気通信の疎通を図り重要通信を確保する。

（３）広報活動

ア 災害の発生する恐れがある場合、または発生した場合に、通信の疎通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてインターネット、支店前掲示板等により直接当該被災地住民に周知する。

（４）災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

第４８節 鉄道施設の応急対策

《計画の方針》

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送を行っている鉄道は、地震災害等により被害が発生した場合、県民生活に重大な支障を与え、利用者の人命に直接かかわる恐れがある。

このため、地震による災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	緊急停止、安全確保、乗客への広報
3 時間以内	被災状況の把握、被災状況の広報
6 時間以内	応急復旧作業の開始
12 時間以内	
24 時間以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 実施の主体		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅
2 応急措置等	消防部	東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅
3 広報活動		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅
4 応急復旧		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅

1 実施の主体

(1) 実施の主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道（株）秋田支社とするが、当地域における監督責任者は大館駅長とする。

2 応急措置等

(1) 施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている係員から報告させるほか、発生後はただちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。

(2) 消火活動等

車両火災が発生したときは、消防部は速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

◆鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書（資料 10－5）

(3) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

3 広報活動

ア 災害が発生したときは、速やかに関係機関等に被害状況を通報する。

イ 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡が取れるように必要な措置を講じ、関係機関に連絡する。

ウ 二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により地域住民に周知する。

4 応急復旧

ア 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講じ、併発事故の防止に努める。

イ 災害が発生したときは、ただちに災害現場に対策本部を設置する。

ウ あらかじめ定めた担当により復旧作業を実施する。

第 4 9 節 危険物施設の応急対策

《計画の方針》

地震による危険物等災害を最小限にとどめるため、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危険防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	施設等被災状況の把握、取扱作業緊急停止、初期消火、流出防止措置
3 時間以内	現地調査、二次災害防止措置、市民への広報
6 時間以内	応急措置、危険物流出の場合の応急対策
12 時間以内	
24 時間以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 危険物施設	消防部	警察、危険物施設の管理者
2 火薬類製造施設等	消防部	火薬類製造施設等の管理者
3 高圧ガス製造施設等	消防部	県、高圧ガス製造施設等の管理者
4 毒物・劇物取扱施設	消防部	県、警察、毒物・劇物取扱施設等の管理者
5 放射性物質使用施設	消防部	国、県、警察、放射性物質使用施設の管理者
6 汚染のモニタリング	市民部	県、事業者、各機関

1 危険物施設（石油类等発火性、引火性のあるもの）

（１）実施の主体

石油类等の危険物施設の応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱

所の施設の管理者とする。

◆危険物貯蔵・取扱施設一覧表

(資料 11-1)

(2) 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は、各危険物施設の防災マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については、消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(3) 被害の把握と応急措置

消防部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、市のみでは十分な対応が困難な場合には、県に応援を要請する。

(4) 広報活動

施設の管理者は、地震発生時に、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、報道機関を通じ、または広報車等により地域住民に周知する。

(5) 応急措置

① 施設の管理者

予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。

- ア 自衛消防隊員の出動を命じる。
- イ 施設内の全ての火気の使用を停止する。
- ウ 施設内の電源は、保安回路を除き切断する。
- エ 出荷の中止と移動搬出の準備をする。
- オ 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
- カ 引火、爆発の恐れがあるときは、警察、消防等へ速やかに通報する。
- キ 相互応援協定締結事業所は、協定を締結した事業所に援助を要請する。

② 市長

災害が拡大する恐れがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難の指示または勧告を行うとともに、被災施設の使用停止などの措置を実施する。

③ 消防機関

- ア 火災が発生し、または発生の恐れがある場合は、ただちに化学消防車等の出動等の措置を取る。
- イ 転倒したタンク等の使用停止を指示し、危険物の排除作業を実施するとともに、漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。

2 火薬類製造施設等

(1) 実施の主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

◆火薬類取扱施設一覧表

(資料 11-2)

(2) 施設被害の把握

施設の管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。

(3) 広報活動

施設の管理者は、警察及び消防機関と迅速に通報連絡をしながら、状況に応じて、報道機関を通じまたは広報車等により、地域住民へ周知を図る。

(4) 応急措置

ア 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

(ア) 災害の拡大または二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。

(イ) 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。

イ 知事は、災害の発生の防止または公共の安全の維持のため緊急の必要があるときと認めるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置等を命ずる。

(ア) 施設の全部または一部の使用の一時停止を命ずる。

(イ) 製造、販売、貯蔵、運搬、消費または廃棄を一時禁止し、もしくは制限する。

(ウ) 火薬類の所在場所の変更または廃棄を命ずる。

(エ) 火薬類を廃棄した者にその収去を命ずる。

3 高圧ガス製造施設等

高圧ガス取扱事業所は、地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(1) 実施の主体

高圧ガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

◆高圧ガス取扱施設一覧表

(資料 11-3)

（２）施設被害の把握

高圧ガス施設の責任者は、地震発生後、従業員を動員して速やかに被害の情報を収集し、状況の把握を行う。

（３）広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者及び一般需用者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、または広報車等により地域住民に周知徹底を図る。

（４）応急措置

高圧ガス施設の管理者は、危害予防規程等に基づき所要の応急措置を実施するとともに、災害の拡大または二次災害を防止するため、速やかに関係機関への通報と自衛保安に必要な指示を行う。

4 毒物・劇物取扱施設

（１）実施の主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物劇物営業者及び取扱施設の責任者（以下「施設の管理者」という。）とする。

◆ 毒物・劇物取扱一覧表

（資料 11－５）

（２）施設の調査

地震発生と同時に毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異常が無いか点検を行う。

施設外への毒物または劇物の流出等を起こす恐れがある場合、または流出等を起こした場合には、ただちに応急措置を講じるとともに、保健所、警察及び消防機関に連絡する。

（３）施設付近の状況調査及び市民の避難誘導

市は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を収集し、県に報告する。

また、市は、警察、消防機関と協力のうえ、市民への広報活動及び避難誘導を行う。

（４）広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及び報道機関により周知を図る。

(5) 応急措置

① 施設の管理者

あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

ア 毒物劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察または消防機関へ通報する。

イ 災害により被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、関係機関と密接な連携を取り、汚染の拡大防止を図る。

ウ 毒物劇物が流れ、飛散し、あるいは地下に浸透した場合等は、ただちに中和剤、吸収（着）剤等による処理等を実施し、保健衛生上の危害が生じないようにする。

② 市、保健所、警察、消防機関

相互の連携を取りながら次の措置を実施する。

ア 毒物劇物の流出等の状況を速やかに市民に周知する。

イ 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。

ウ 毒物劇物の流入等により飲料水が汚染する恐れがある場合は、井戸水等の使用を禁止するとともに河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

5 放射性物質使用施設

放射性物質保管施設の管理者は、施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合またはその恐れがある場合は、被害の拡大防止に努め、国、県、市及び警察等への通報を行う等適切な対応を図る。

◆放射性同位元素使用事業所 (資料 11－6)

◆放射性同位元素による放射線障害防止対策要綱 (資料 11－7)

6 汚染のモニタリング

市民部は、危険物質（不揮発性の石油類、毒物・劇物、薬品等）が漏えい、流出した恐れがある場合、施設及びその周辺において、水道法、大気汚染防止法及び土壤汚染防止法等の関連法規の定めに従って、事後の人体等への影響の無いことをモニタリングなどの手法により確認するよう、県及び関係機関と連携して事業者を指導・監督する。

第50節 危険物等運搬車両事故対策

《計画の方針》

地震によって道路上で、タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両による事故が発生し、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の漏えい、火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関等は密接な連携のもとに、迅速、的確な防除措置の実施を図る。

また、市民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図る。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	事故情報の通報、交通規制の実施、地域住民・道路利用者への周知
3 時間以内	交通路の確保、応急措置の実施
6 時間以内	応急復旧作業の開始
12 時間以内	
24 時間以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 漏えい物質の防除措置	土木班、消防部	県、警察、各道路・河川管理者、危険物等運搬事業者
2 応急対策	消防部	県、警察、各道路・河川管理者、危険物等運搬事業者

1 漏えい物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、危険物等運搬事業者、危険物等製造事業者）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

（１）運転者

ア 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関にただちに事故の状況及び積載物の種類を通報する。

- イ 危険物等運搬事業者（運送会社）、危険物等製造事業者（荷送危険物事業所）に事故の状況を報告する。
- ウ 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

（２）危険物等運搬事業者（運送会社）

ただちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

（３）危険物等製造事業者（荷送危険物事業者）

- ア 被害を最小限にとどめるため、必要な応急措置を運転者に指示するとともに、消防機関等に依頼する。
- イ ただちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
- ウ 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

（４）警察

- ア 交通規制を実施する。
- イ 現場、周辺の被害状況の把握に努める。
- ウ 市民の避難、誘導を実施する。

（５）道路管理者

- ア 事故の状況把握に努める。
- イ 道路の応急復旧、交通確保を実施する。
- ウ 道路情報の提供を行う。
- エ 河川への流出防止に努める。

（６）河川管理者

- ア 事故の状況把握に努める。
- イ 漏えい危険物の応急措置を実施する。
- ウ 河川情報の提供を行う。

（７）消防機関

- ア 漏えい危険物の応急措置を実施する。
- イ 火災の消火活動を実施する。
- ウ 負傷者の救出、救護を実施する。
- エ 市民の避難、誘導を実施する。

2 応急対策

（１）危険物等の特定

運転者が被災したことにより、危険物運搬車両が積載している危険物等の特

定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。

なお、不可能な場合は、運送会社または荷送危険物事業所に照会する。

（２）事故の通報

高速道路で発生した事故の場合は、設置されている非常電話により、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。

また、漏えいした危険物等が河川に流出した場合は、河川が上水道の取水に利用されていることがあるので、河川管理者や市にも通報する。

（３）広報活動

道路管理者、警察及び消防機関は、必要に応じ交通規制の状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。

なお、市民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社による緊急連絡を行う。

（４）応急措置

タンクや容器から危険物等が漏えいしているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂等）を散布する。

漏えい危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消化剤等で被覆し、火災の発生を防止する

また、毒物・劇物の場合は、本章第 49 節「危険物施設の応急対策」の「4 毒物・劇物取扱施設」の応急措置に準じ、これを実施する。火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存するときは、タンクや容器への冷却注水を行う。

（５）交通規制

事故の状況によっては、片側道路の通行禁止、全道路の通行禁止等を実施しなければならない。

この際、通行規制情報の周知が遅れると被害の拡大が予想されるので、警察機関は、事故の実態把握に努め、速やかに通行規制を実施する。

第 5 1 節 文化財の保全対策

《計画の方針》

地震等により文化財が被災した場合には、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財に対して応急措置を迅速に講ずる。

文化財の所有者または管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。

《各段階における活動の内容》

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	入館者の安全確保
3 時間以内	被災状況の調査・報告
6 時間以内	文化財の保全措置
12 時間以内	
24 時間以内	

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 応急措置	生涯学習班	国、県教育委員会、 文化財の各管理者
2 保全措置	生涯学習班	国、県教育委員会、 文化財の各管理者

1 応急措置

（１）被害拡大の防止

地震により、文化財が火災の被害を受けたときは、その管理者（または所有者）は消防部等に通報するとともに、被害拡大の防止に努める。

（２）被害調査及び報告

管理者（または所有者）は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定文化財は教育総務班へ、県指定文化財は教育総務班を経由して県教育委員会へ、国指定文化財は教育総務班・県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。

（３）応急措置

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するために、協力して応急措置を実施する。

2 保全措置

（１）責任体制の確立

文化財の所有者及び管理者は、防災責任者を定めるなどの責任体制を確立して保全に努める。

（２）文化財の搬出

搬出可能な文化財については、性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時に当たっての保全に努める。

（３）被災公文書取り扱いの周知

災害により多くの公文書等（古文書ほか歴史資料を含む）が被災した場合、市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）及び取り扱い等について周知を図る。

＜被災古文書等に対する注意事項＞

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。2 湿気を妨げる場所か容器に保管すること。3 雨や水にぬれたものは、そのまま陰干しすること。ページとページがくっつかないように、吸湿性の高い紙（新聞紙や障子紙でよい）をはさみ込むこと。<ol style="list-style-type: none">① 無理な水洗いはしないこと。② 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。4 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。 |
|---|

（４）一般古文書等

地震により損壊した家屋、蔵などにおいては、未知の古文書等の歴史資料が他のがれき等とともに廃棄、散逸する可能性がある。

市及び関係機関は、これら古文書等の発見・収集に努め、または所有者に保全を呼びかける。